

ちとせししょう しゃけいかく だい きちとせししょう ふくしけいかく
「千歳市障がい者計画・第6期千歳市障がい福祉計画
 だい きちとせししょう じふくしけいかく そあん
・第2期千歳市障がい児福祉計画（素案）」
 し 民 い け ん こ う ぼ えつらんようしりょう
パブリックコメント（市民意見公募） 閲覧用資料

| | |
|--|--|
| <p>いけんぼしゅうきかん 意見募集期間</p> | <p>れいわねん がつ にち か れいわねん がつ にち きん 令和2年12月15日（火）～令和3年1月15日（金） ゆうそう ばあい れいわねん がつ にち けしんゆうこう 郵送の場合は、令和3年1月15日までの消印有効</p> |
| <p>おうほしかく 応募資格</p> | <p>ちとせしな い ざいじゅう ざいきんまた ざいがく かた 千歳市内に在住、在勤又は在学の方</p> |
| <p>いけん ていしゅつほうほう 意見の提出方法</p> | <p>いけんしよ ようし じゅうしよ しめい ほうじん ばあい めいしよ じむしよ 「意見書」用紙に住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所 しょざいちとう れんらくさき でんわばんごう いけんとう も きさい 所在地等の連絡先）・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してくだ さい。 ゆうびん ふあつくす でんし いけんぼこ しょめん とうかん 郵便、FAX、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによ ります。 きさいじこうも でんわ こうとう いけん ていしゅついけん と あつが 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱 わない場合があります。</p> |
| <p>いけん ていしゅつさき といあわ 意見の提出先・問合せ</p> | <p>〒066 - 8686 ちとせししのめちよう ちょうめ ばんち 千歳市東雲町2丁目34番地 ちとせしほけんふくし ぶしよ しゃしえんかしょう ふくしがかり 千歳市保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係 でん わ 電話：0123 - 24 - 0327 ふあつくす FAX：0123 - 23 - 6700 いーめーる e-mail：shogaishien@city.chitose.lg.jp</p> |

ち と せ し しょう し ゃ け い か く
千 歳 市 障 が い 者 計 画

だい き ち と せ し しょう ふ く し け い か く
第 6 期 千 歳 市 障 が い 福 祉 計 画

だい き ち と せ し しょう じ ふ く し け い か く
第 2 期 千 歳 市 障 が い 児 福 祉 計 画

素案

れい わ ねん ど ねん ど
令和 3 年度 ~ 令和 5 年度

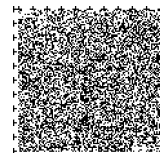
【 概 要 版 】

しょう ひと ひと たが じんかく こせい そんちょう
~ 障 が い の あ る 人 も な い 人 も 、 お 互 い に 人 格 と 個 性 を 尊 重 し 、

とも ささ す な ちいき く しゃかい じつげん
共 に 支 え あ い 住 み 慣 れ た 地 域 で 暮 ら せ る 社 会 の 実 現 ~

れい わ ねん がつ
令和 2 年 12 月

ち と せ し
千 歳 市



第1章 計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

「千歳市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「千歳市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

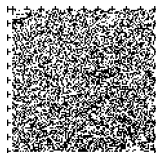
また、「児童福祉法」の一部改正により、市町村は基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。（第33条の20）。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市においては、これら3つの計画を一体的に策定するものとします。

計画の位置づけ

「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」並びに「第2期千歳市障がい児福祉計画」は、国の「第4次障害者基本計画」及び「北海道障がい者基本計画」などと整合性を図りながら、「千歳市第7期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あたたかさとながりを心で感じられるまち」のうち、障がい福祉施策に関する個別計画と位置付けるとともに、「第4期千歳市地域福祉計画」や「第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

計画の期間

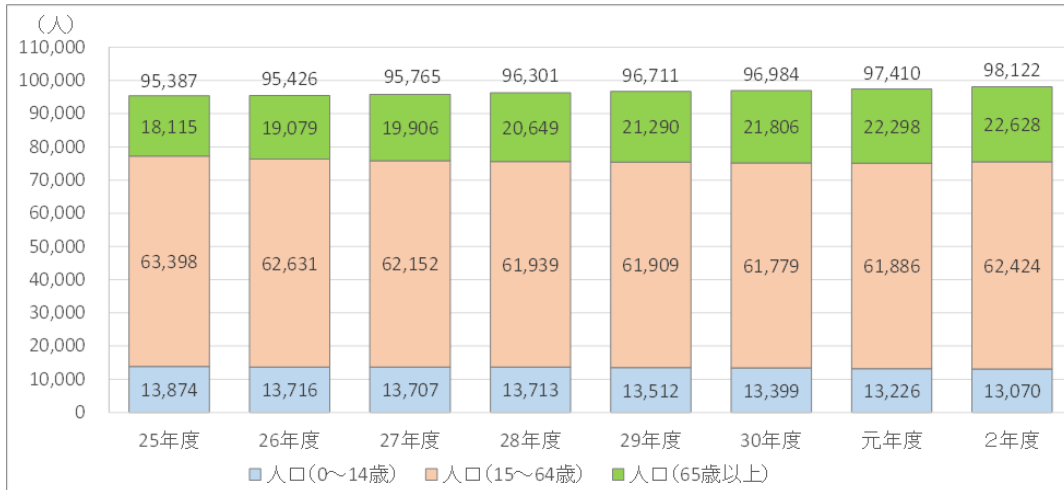
「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」並びに「第2期千歳市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。



第2章 障がいのある人の状況

人口の推移

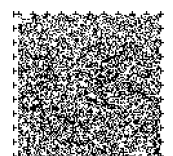
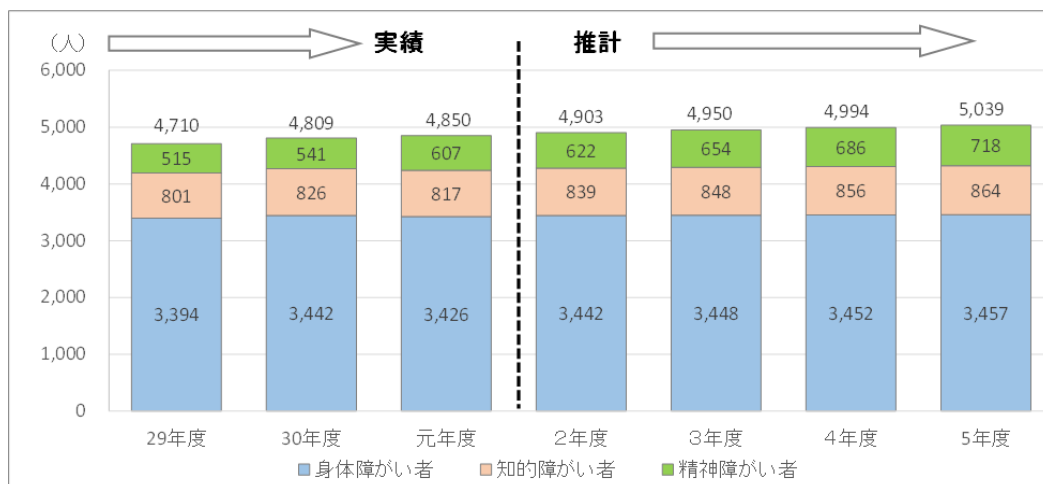
千歳市の人口は増加傾向にあり、平成25年10月1日時点で95,387人であった人口は、令和2年10月1日現在で98,122人となっています。



障害者手帳所持者数と将来推計

千歳市における障害者手帳の所持者数は年々増加しており、令和元年度では4,850人となっています。

推計の結果、令和5年度末の身体に障がいのある人は3,457人、知的障がいのある人は864人、精神障がいのある人は718人となると見込まれます。令和元年度と比べ、身体に障がいのある人は31人の増加、知的障がいのある人は47人の増加、精神障がいのある人は111人の増加となり、全体で189人の増加が見込まれます。



前回計画の進捗状況

前回計画で掲げた主要施策(全61施策)については、「計画どおり実施」が96.7%(59施策)となっており、順調な実施状況となっています。なお、「今後実施」としている主要施策は2施策となっており、これらの施策については引き続き千歳市障がい者計画の主要施策に位置付け、障がい福祉施策の推進に努めていきます。

第3章 障がいのある人の意向と課題

障がい当事者アンケート調査結果

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が約4割を占めており、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」、「家族など介助者の健康状態が不安」がそれぞれ約2割となっています。障がい者や介助者の健康状態や将来の住まい等に対する不安を解消することが求められていることがうかがえます。

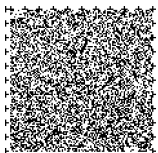
障がい当事者の「障害者差別解消法」の認知度については、「知らない」「わからない」を合わせて8割以上となっており、「障害者差別解消法」を当事者だけでなく、市民に対しても周知することが求められていることがうかがえます。

障がいのある子どもの保護者の相談先については、「家族や親族」が86.3%で最も多く、「千歳市指定相談支援事業所」は12.6%にとどまっていることから、当該事業所のより一層の周知が必要と推察されます。

サービス提供事業所・民間事業所アンケート調査結果

サービス提供事業所の今後の円滑な事業運営のために、改善したいとお考えの運営上の課題について、「支援員の確保」が約5割を占めており、「サービスの内容や質の向上」、「利用者の確保」が約4割となっています。サービス提供体制とあわせて、利用者の確保が主な課題だと考えられます。

民間事業所が障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策について、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」、「職場内での人的支援体制の助成の充実」が必要な施策と回答する事業所が多く、支援体制の充実が求められています。



第4章 計画の基本的な考え方

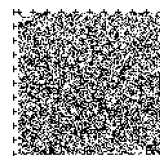
基本理念

本計画では、障害者基本法の考え方を踏まえ、前計画で掲げた「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現」を引き続き基本理念とします。

基本的な方針・基本目標

基本理念である「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現」に基づき、「差別の解消と権利擁護の推進」、「生活支援の充実」、「障がい児支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」の5つの分野に区分して基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめます。

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向 |
|--|------------------------------|--|
| 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現 | 基本目標1 「差別の解消と権利擁護の推進」 | 1 啓発・理解促進 2 差別の解消及び権利擁護の推進 |
| | 基本目標2 「生活支援の充実」 | 1 生活支援の充実 2 保健・医療の推進 3 情報・コミュニケーション支援の充実 |
| | 基本目標3 「障がい児支援の充実」 | 1 療育等の充実 2 保育・教育の推進 |
| | 基本目標4 「自立と社会参加の促進」 | 1 雇用・就労の推進 2 地域共生の推進 |
| | 基本目標5 「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」 | 1 生活環境の整備充実 2 防災・防犯・感染症対策の推進 |



第5章 千歳市障がい者計画

第4章で設定した基本理念、基本目標、施策の方向に沿って、障がい福祉に関する各種施策を推進していきます。

基本目標1 「差別の解消と権利擁護の推進」

1 啓発・理解促進

障がい特性に対する理解促進

広報・啓発活動の充実

福祉教育の推進

交流教育の推進

2 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者の虐待防止体制の充実・強化

ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

市職員に対する障がい者理解の促進

成年後見制度等の利用促進

日常生活における自立のための支援

福祉オンブズマン制度の推進

基本目標2 「生活支援の充実」

1 生活支援の充実

相談支援体制の充実・強化

障害福祉サービス等の提供体制の確保

介護保険サービスとの連携

関係機関等との連携体制の強化

経済的な負担軽減

情報提供・発信の充実

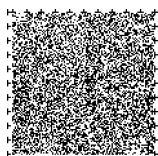
障がい者グループホーム等の整備促進

2 保健・医療の推進

医療機関との連携による相談支援体制の充実

医療費の負担軽減

生活習慣病の予防・早期発見



3 情報・コミュニケーション支援の充実

意思疎通支援体制の充実

情報提供の充実

千歳市手話言語条例に基づく施策の推進

基本目標3 「障がい児支援の充実」

1 療育等の充実

乳幼児健診の充実

こども発達相談室の充実

児童発達支援センターによる連携体制の充実

障がい児通所支援サービス提供体制の充実

早期療育体制の充実

肢体不自由児者の機能訓練の充実

2 保育・教育の推進

障がい児教育・保育事業の充実

幼稚園における特別支援教育の促進

インクルージョン保育体制の充実

個別の教育支援計画の活用

特別支援教育体制の充実

特別支援学校等への就学支援

学童クラブの充実・拡充

学校卒業後の支援

基本目標4 「自立と社会参加の促進」

1 雇用・就労の推進

企業等に対する理解の促進

福祉的就労の支援

就労先の拡充と職場定着の促進

市職員としての雇用の拡大

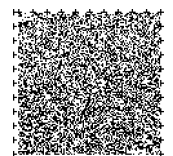
一般就労の促進

訓練・就労体験の支援

資格取得費用の負担軽減

障害者施設等からの物品等の優先調達の推進

関係機関の連携とネットワークの充実・強化



たよう しゅうろうきかい かくほ
多様な就労機会の確保

2 ちいききょうせい すいしん
地域共生の推進

ちいきせいかつ いこうすいしん
地域生活への移行推進

そうごこうりゅう そくしん
相互交流の促進

じんざいようせい
ボランティアの人材養成

とうじしゃだんたい かつどうしえん
当事者団体への活動支援

かつどう しえん
スポーツ・レクリエーション活動の支援

ぶん かげいじゆつかつどう そくしん
文化芸術活動の促進

がいしゆつ いどう しえん
外出や移動の支援

こうつうひ ふたんけいげん
交通費の負担軽減

めんきょしゆとくひようとう ふたんけいげん
免許取得費用等の負担軽減

きほんもくひょう あんぜん あんしん く
基本目標5 「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」

1 せいかつかんきょう せいびじゅうじつ
生活環境の整備充実

す か すいしん
住まいのバリアフリー化の推進

こうきょうしせつとう か すいしん
公共施設等のバリアフリー化の推進

どうろ こうきょうこうつうきかん か すいしん
道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進

こうえんりよくち か すいしん
公園緑地のバリアフリー化の推進

2 ぼうさい ぼうはん かんせんしょうたいさく すいしん
防災・防犯・感染症対策の推進

ぼうさい げんさいたいせい きょうか
防災・減災体制の強化

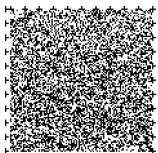
きんきゅうじ れんらくしゆだん かくほ
緊急時における連絡手段の確保

ひなんつうろ かくほ
避難通路の確保

く みまも かつどう じゅうじつ
ひとり暮らし見守り活動の充実

しょうひしゃひがい ぼうし
消費者被害の防止

かんせんしょうたいさく すいしん
感染症対策の推進



だい しょう だい きちとせししょう ふくしけいかく
第6章 第6期千歳市障がい福祉計画

けいかく ないよう
計画の内容

第6期千歳市障がい福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標を定め、数値目標及び必要なサービス量の確保のための方策を定めます。

令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

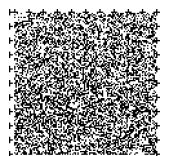
しょうがいふくし どう ていきょうたいせい かか もくひょう
障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
 施設入所者の減少者数 / 地域生活への移行者数

| こく もく 項目 | すうち 数値 | せつめい 説明 |
|--|-----------|---|
| しせつにゆうしよしゃげんしょうみこみすう 施設入所者減少見込数 | ふたり 2人 | れいわがん ねんど まつじてん しせつにゆうしよしゃすう ・令和元年度末時点の施設入所者数 (121人)から、令和5年度末の施設 にゆうしよしゃすう さしひ にんずう 入所者数を差し引いた人数 ・差し引き1.6%減少を目標とします。 |
| しせつにゆうしよしゃ 施設入所者の ちいきせいかついこうしやすう 地域生活移行者数 | にん 8人 | れいわがん ねんど まつじてん しせつ ・令和元年度末時点における施設 にゆうしよしゃすう にん ちいき 入所者数(121人)の6%以上が地域 せいかつ いこう もくひょう 生活へ移行することを目標とします。 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置

| こく もく 項目 | もくひょう 目標 | せつめい 説明 |
|---|------------------------------|--|
| きょうぎ ば かいさいかいすう 協議の場の開催回数 | かいじょう 1回以上 ねん /年 | せんもんぶかい ほけん いりょう ふくしかんけいしや ・専門部会など保健、医療、福祉関係者 による協議の場を設置 |
| きょうぎ ば さんかしやすう 協議の場の参加者数 | にん 10人 いじょう ねん 以上/年 | ほけん いりょう ふくし かいご どうじしや かぞく ・保健、医療、福祉、介護、当事者、家族 とう かんけいしや さんかしやすう 等の関係者の参加者数 |
| きょうぎ ば 協議の場における目標設定と けんしょうじっし 検証実施 | かい ねん 1回/年 | ねん かい ・年1回PDCAサイクルにより評価実施 ひょうかじっし |



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

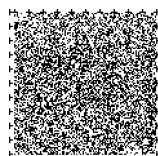
| 項目 | 目標 | 説明 |
|--------------|--------|--------------------------------|
| 地域生活支援拠点等の設置 | 1か所 | 障がいのある人の地域生活を支援する、地域生活支援拠点等の設置 |
| 機能検証の実施回数 | 1回以上/年 | 年1回以上運用状況の検証・検討を実施 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等
福祉施設から一般就労への移行者数

| 項目 | 数値 | 説明 |
|---------------|-----|--|
| 目標年度の一般就労移行者数 | 26人 | 令和5年度において、福祉施設から一般就労する人数 令和元年度末の一般就労移行者数(20人)の1.27倍を目標とします。 |

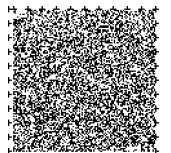
就労移行支援事業の利用者数

| 項目 | 数値 | 説明 |
|--------------------|------|--|
| 目標年度の就労移行支援事業の利用者数 | 10人 | 令和5年度末において、就労移行支援事業を利用する人数 令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数(7人)の1.3倍を目標とします。 |
| 目標年度の就労継続支援A型の利用者数 | 153人 | 令和5年度末において、就労継続支援A型を利用する人数 令和元年度末の就労継続支援A型の利用者数(121人)の1.26倍を目標とします。 |
| 目標年度の就労継続支援B型の利用者数 | 333人 | 令和5年度末において、就労継続支援B型を利用する人数 令和元年度末の就労継続支援B型の利用者数(270人)の1.23倍を目標とします。 |



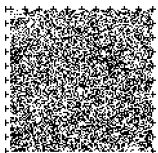
しゅうろうていちゃくしえんじぎょう もくひょうち
就 労 定 着 支 援 事 業 の 目 標 値

| こ う も く 項 目 | も く ひ ょ う ち 目 標 値 | せ つ め い 説 明 |
|--|--|---|
| れい わ ね ん ど ま つ 令 和 5 年 度 末 に お け る しゅうろうていちゃくしえんじぎょうりようしゃすう 就 労 定 着 支 援 事 業 利 用 者 数 | わ り い じ ょ う 7 割 以 上 | しゅうろう いこう しえん じぎょう どう つう いっぱん 就 労 移 行 支 援 事 業 等 を 通 じ て 一 般 しゅうろう いこう もの しゅうろうていちゃく 就 労 に 移 行 す る 者 の う ち 、 就 労 定 着 しえんじぎょう りよう わりあい 支 援 事 業 を 利 用 す る 割 合 |
| しゅうろうていちゃくりつ 就 労 定 着 率 | ぜ ん た い 全 体 の わ り い じ ょ う 7 割 以 上 | しゅうろう ていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしょ 就 労 定 着 率 が 8 割 以 上 の 事 業 所 を ぜ ん た い わ り い じ ょ う 全 体 の 7 割 以 上 |



みごみりょう
サービス見込量

| 事業名 | | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------------|------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問系サービス | きよたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ） | 人/月 | 103 | 104 | 105 |
| | | 時間/月 | 1,560 | 1,567 | 1,575 |
| | じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 | 人/月 | 5 | 5 | 5 |
| | | 時間/月 | 646 | 646 | 646 |
| | どうこうえんご 同行援護 | 人/月 | 14 | 14 | 14 |
| | | 時間/月 | 158 | 158 | 158 |
| | こうどうえんご 行動援護 | 人/月 | 21 | 22 | 23 |
| | | 時間/月 | 420 | 440 | 460 |
| | じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | | 時間/月 | 520 | 520 | 520 |
| 日中活動系サービス | せいかつかいご 生活介護 | 人/月 | 248 | 254 | 260 |
| | | 人日/月 | 5,110 | 5,230 | 5,360 |
| | じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練） | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人日/月 | 23 | 23 | 23 |
| | じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練（生活訓練） | 人/月 | 10 | 11 | 12 |
| | | 人日/月 | 180 | 198 | 216 |
| | しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練 | 人/月 | 11 | 11 | 12 |
| | | 人日/月 | 319 | 319 | 348 |
| | しゅうろういこうしえん 就労移行支援 | 人/月 | 14 | 17 | 20 |
| | | 人日/月 | 250 | 305 | 360 |
| | しゅうろうけいぞくしえん えーがた 就労継続支援（A型） | 人/月 | 125 | 130 | 135 |
| | | 人日/月 | 2,400 | 2,500 | 2,590 |
| | しゅうろうけいぞくしえん びーがた 就労継続支援（B型） | 人/月 | 300 | 320 | 340 |
| 人日/月 | | 5,070 | 5,400 | 5,740 | |
| しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援 | 人/月 | 6 | 8 | 10 | |
| | 人日/月 | | | | |
| りょうようかいご 療養介護 | 人/月 | 14 | 14 | 14 | |
| | 人日/月 | | | | |
| たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所（福祉型） | 人/月 | 24 | 24 | 24 | |
| | 人日/月 | 190 | 190 | 190 | |
| たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所（医療型） | 人/月 | 4 | 4 | 4 | |
| | 人日/月 | 16 | 16 | 16 | |
| サービス 居住系 | きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助（グループホーム） | 人/月 | 120 | 120 | 120 |
| | | 人/月 | 121 | 120 | 119 |
| | | 人/月 | 2 | 2 | 2 |



だい しょう だい き ちとせししょう じふくしけいかく
第7章 第2期千歳市障がい児福祉計画

けいかく ないよう
計画の内容

だい き ちとせししょう じふくしけいかく しょう じしえん たいせいせいび そくしん しょうがい
 第2期千歳市障がい児福祉計画は、障がい児支援の体制整備の促進のため、障 害
 じつうしよしえんおよ しょうがいじそうだんしえん ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう さだ
 児通所支援及び障 害児相談支援の提 供体制の確保に係る目 標を定めます。

れいわ ねんど から れいわ ねんど までの かくねんど における していつうしよしえんまた していしょうがいじそうだん
 令和3年度から令和5年度までの各年度における指定通所支援又は指定障 害児相談
 しえん ていきょうしゆりい ひつよう りようみこりよう りようみこりよう かくほ
 支援のサービス提 供種類ごとの必要な利用見込量とその利用見込量を確保するた め
 ほうさく さだ
 の方策を定めます。

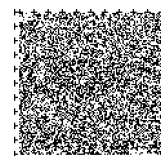
しょうがいじつうしよしえんとう ていきょうたいせい かか もくひょう せつてい
障 害児通所支援等の提 供体制に係る目 標の設定

ほいくしよとうほうもんしえん りようたいせい こうちく
 (1) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

| 単位 | れいわ ねんど 令和3年度 | れいわ ねんど 令和4年度 | れいわ ねんど 令和5年度 |
|------|------------------|------------------|------------------|
| 人/月 | 24 | 24 | 24 |
| 人日/月 | 48 | 48 | 48 |

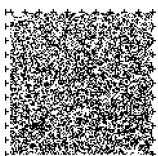
ほいくしよ にんてい えん がくどう しょう じ うけい
 (2) 保育所・認定こども園・学童クラブにおける障がい児の受入れ

| 種別 | りよう 利用ニーズを踏まえた ひつよう みこりよう ひと 必要な見込量(人) | れいわ ねんど 令和3年度 | れいわ ねんど 令和4年度 | れいわ ねんど 令和5年度 |
|-------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|
| ほいくしよ にんてい 保育所・認定 こども園等 | 61 | 61 | 61 | 61 |
| がくどう 学童クラブ | 28 | 28 | 28 | 28 |



みこみりょう
サービス見込量

| じぎょうめい 事業名 | | たんい 単位 | れいわ ねんど 令和3年度 | れいわ ねんど 令和4年度 | れいわ ねんど 令和5年度 | |
|--|-------------------------------------|----------------------|------------------|------------------|------------------|-------|
| しょうがいじしえん 障害児支援サービス | しょうがいじつうしえん 障害児通所支援 | じどうはったつしえん 児童発達支援 | 人/月 | 150 | 150 | 150 |
| | | | 人日/月 | 900 | 900 | 900 |
| | ほうかごとう 放課後等デイサービス | | 人/月 | 200 | 215 | 230 |
| | | | 人日/月 | 2,000 | 2,150 | 2,300 |
| | ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援 | | 人/月 | 24 | 24 | 24 |
| | | | 人日/月 | 48 | 48 | 48 |
| | きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援 | | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 人日/月 | 5 | 5 | 5 |
| | しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援 | | 実利用者数 | 175 | 180 | 185 |
| | じゅんかいしえんせんもんいんじぎょう 巡回支援専門員事業 | | 箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| いりょうてき じ たい 医療的ケア児に対する コーディネーターの配置人数 | | 配置人数 | 1 | 2 | 2 | |



第8章 計画の実施体制と進行管理

計画の実施体制

千歳市障がい者計画及び第6期千歳市障がい福祉計画並びに第2期千歳市障がい児福祉計画の3計画については、一体的に推進するものとし、保健福祉部障がい者支援課が中心となり、庁内関係部局、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

計画の進行管理

「障がい者計画」に掲げた各施策の取組実績、「第6期障がい福祉計画」に掲げた数値目標及び障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績値並びに「第2期障がい児福祉計画」に掲げた障害児支援の提供体制の確保に係る目標等について、調査分析等を行い、その結果を「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に報告し、計画の推進方法について意見を求めるとともに、進捗状況の点検や評価を受けることとします。

千歳市障がい者計画・第6期千歳市障がい福祉計画 ・第2期千歳市障がい児福祉計画 概要版

令和3年3月発行

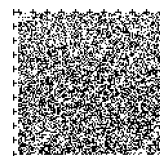
編集

千歳市保健福祉部 障がい者支援課
千歳市こども福祉部 こども療育課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話：0123-24-0327 FAX：0123-23-6700

市ホームページ：https://www.city.chitose.lg.jp



千 歳 市 障 が い 者 計 画
第 6 期 千 歳 市 障 が い 福 祉 計 画
第 2 期 千 歳 市 障 が い 児 福 祉 計 画

(令和3年度～5年度)

素案

【目次】

| | | |
|------------|--------------------------------------|-----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 計画の期間..... | 3 |
| 4 | 計画の策定体制 | 4 |
| 5 | 障がい福祉に関する法律・制度等の動向 | 6 |
| 6 | 北海道障がい保健福祉圏域..... | 10 |
| 第2章 | 障がいのある人の状況 | 11 |
| 1 | 人口の推移..... | 11 |
| 2 | 障害者手帳所持者数 | 12 |
| 3 | 千歳市障がい者計画（これまでの主な取組） | 16 |
| 4 | 第5期千歳市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況..... | 21 |
| 第3章 | 障がいのある人の意向と課題 | 27 |
| 1 | 障がい当事者アンケート調査結果 | 27 |
| 2 | 障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計） | 45 |
| 3 | サービス提供事業所アンケート調査結果 | 51 |
| 4 | 企業等民間事業所アンケート調査結果 | 55 |
| 5 | 関係団体ヒアリング結果 | 58 |
| 第4章 | 計画の基本的な考え方 | 61 |
| 1 | 計画の基本理念 | 61 |
| 2 | 計画の対象..... | 61 |
| 3 | 基本目標 | 62 |
| 4 | 施策の方向..... | 64 |
| 5 | 計画の体系..... | 65 |
| 第5章 | 千歳市障がい者計画 | 70 |
| | <基本目標1> 「差別の解消と権利擁護の推進」 | 70 |
| | <基本目標2> 「生活支援の充実」 | 76 |
| | <基本目標3> 「障がい児支援の充実」 | 86 |
| | <基本目標4> 「自立と社会参加の促進」 | 94 |
| | <基本目標5> 「防災・防犯・感染症対策の推進」 | 101 |

| | | |
|------------|-----------------------|-----|
| 第6章 | 第6期千歳市障がい福祉計画 | 107 |
| 1 | 計画の位置付け | 107 |
| 2 | 計画策定に当たっての視点 | 107 |
| 3 | サービスの提供体制の確保の考え方 | 108 |
| 4 | 計画の期間 | 108 |
| 5 | 計画の対象 | 109 |
| 6 | 計画の内容 | 109 |
| 7 | 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標 | 109 |
| 8 | サービス見込量 | 116 |
| 第7章 | 第2期千歳市障がい児福祉計画 | 139 |
| 1 | 計画の位置付け | 139 |
| 2 | 計画の期間 | 139 |
| 3 | 計画の対象 | 139 |
| 4 | 計画の内容 | 139 |
| 5 | 障害児通所支援等の提供体制に係る目標 | 140 |
| 6 | サービス見込量 | 142 |
| 第8章 | 計画の実施体制と進行管理 | 146 |
| 1 | 計画の実施体制 | 146 |
| 2 | 計画の進行管理 | 146 |

第 1 章 計画の作成にあたって

1 . 計画策定の趣旨

「千歳市障がい者計画」は、「障害者基本法第」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「第 6 期千歳市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第 88 条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、市町村は「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づき、障がい児福祉計画を定めるものとされています。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市においては、これら 3 つの計画を一体的に策定するものとします。

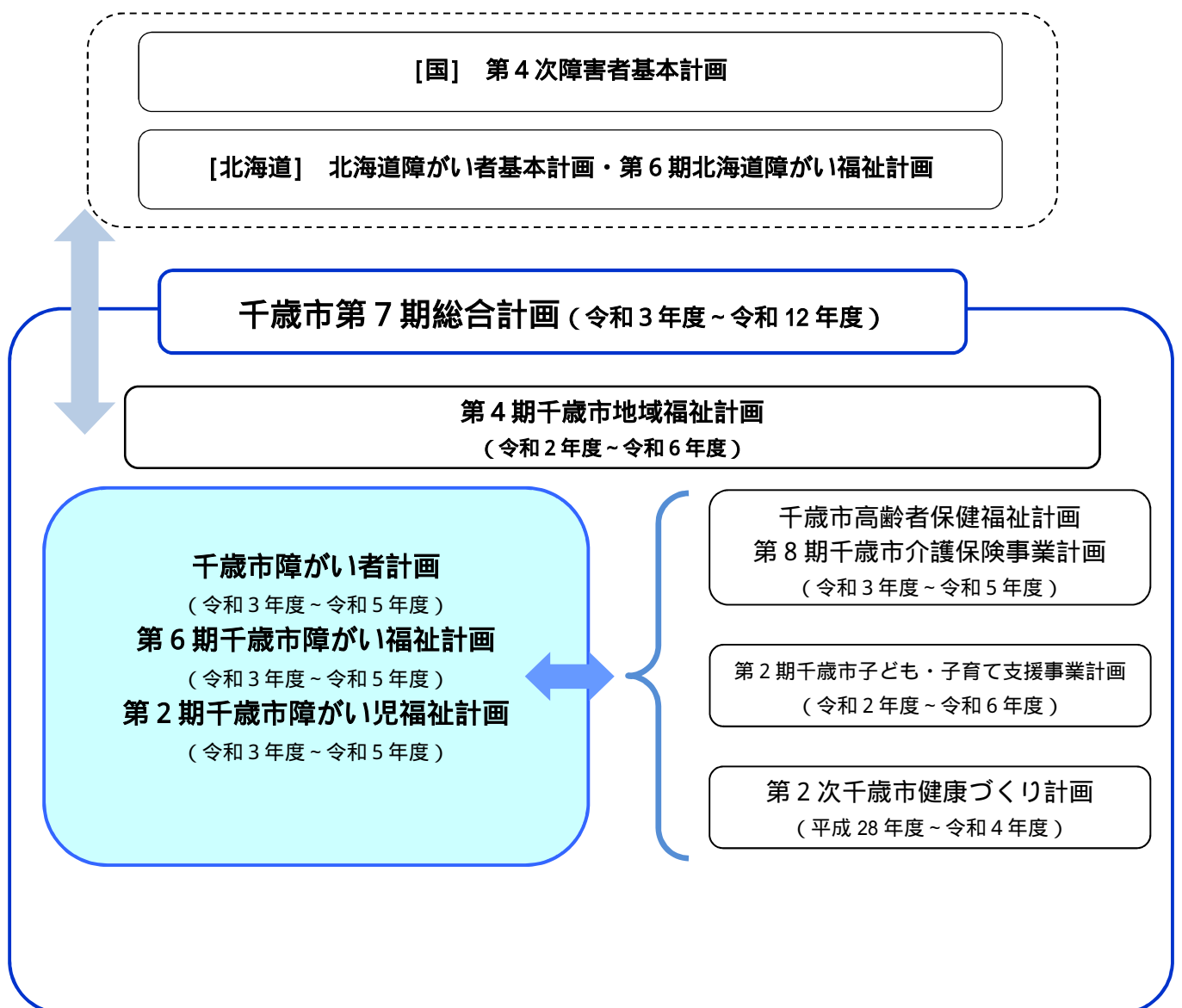
根拠法令・計画の性格

| | 障がい者計画 | 障がい福祉計画 | 障がい児福祉計画 |
|------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| 根拠法令 | 障害者基本法 第 11 条第 3 項 | 障害者総合支援法 第 88 条 | 児童福祉法 第 33 条の 20 |
| 性 格 | 障がい者施策に関する基本的な 事項を定める中長期的な計画 | 障害福祉サービス等の量と提供 体制を確保するための計画 | 障がい児支援の提供体制を確保 するための計画 |

2 . 計画の位置付け

「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」並びに「第2期千歳市障がい児福祉計画」は、国の「第4次障害者基本計画」及び「北海道障がい者基本計画」などと整合性を図りながら、「千歳市第7期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あたたかさとつながりを心で感じられるまち」のうち、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「第4期千歳市地域福祉計画」や「第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定します。

計画の位置付け



3 . 計画の期間

「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」並びに「第2期千歳市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

計画期間

| | 計画名 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | |
|-----|-------------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|----|----|----|----|----|--|
| 国 | 障害者基本計画 | 第3次 | | 第4次(H30～R4) | | | | | | | | |
| 北海道 | 北海道障がい者基本計画 | 第2期(H25～R4) | | | | | | | | | | |
| | 北海道障がい福祉計画 | 第4期 | | 第5期 | | 第6期(R3～R5) | | | | | | |
| 千歳市 | 総合計画 | 第6期 | | | | 第7期(R3～R12) | | | | | | |
| | 地域福祉計画 | 第3期 | | | | 第4期(R2～R6) | | | | | | |
| | 障がい者計画 | 障がい者計画 | | 障がい者計画 | | 障がい者計画 | | | | | | |
| | 障がい福祉計画 | 第4期 | | 第5期 | | 第6期 | | | | | | |
| | 障がい児福祉計画 | | | 第1期 | | 第2期 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

4 . 計画の策定体制

(1) 当事者アンケート調査

市内在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者から対象者を抽出し、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてのアンケートを実施しました。また、障がい児については、各種手帳及び通所受給者証を交付されている 18 歳未満の児童の保護者全員にアンケートを実施しました。

(2) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査では把握しづらい障がいのある人の抱える課題や、今後求められる取組について意見を聴取しました。

(3) 千歳市保健福祉推進委員会での検討

庁内各部署等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」において、障がい福祉施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般について横断的な視点で検討しました。

(4) 千歳市障がい者地域自立支援協議会から意見聴取

市内の障がいのある人やその家族、関係機関・団体・事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえながら、計画を作成しました。

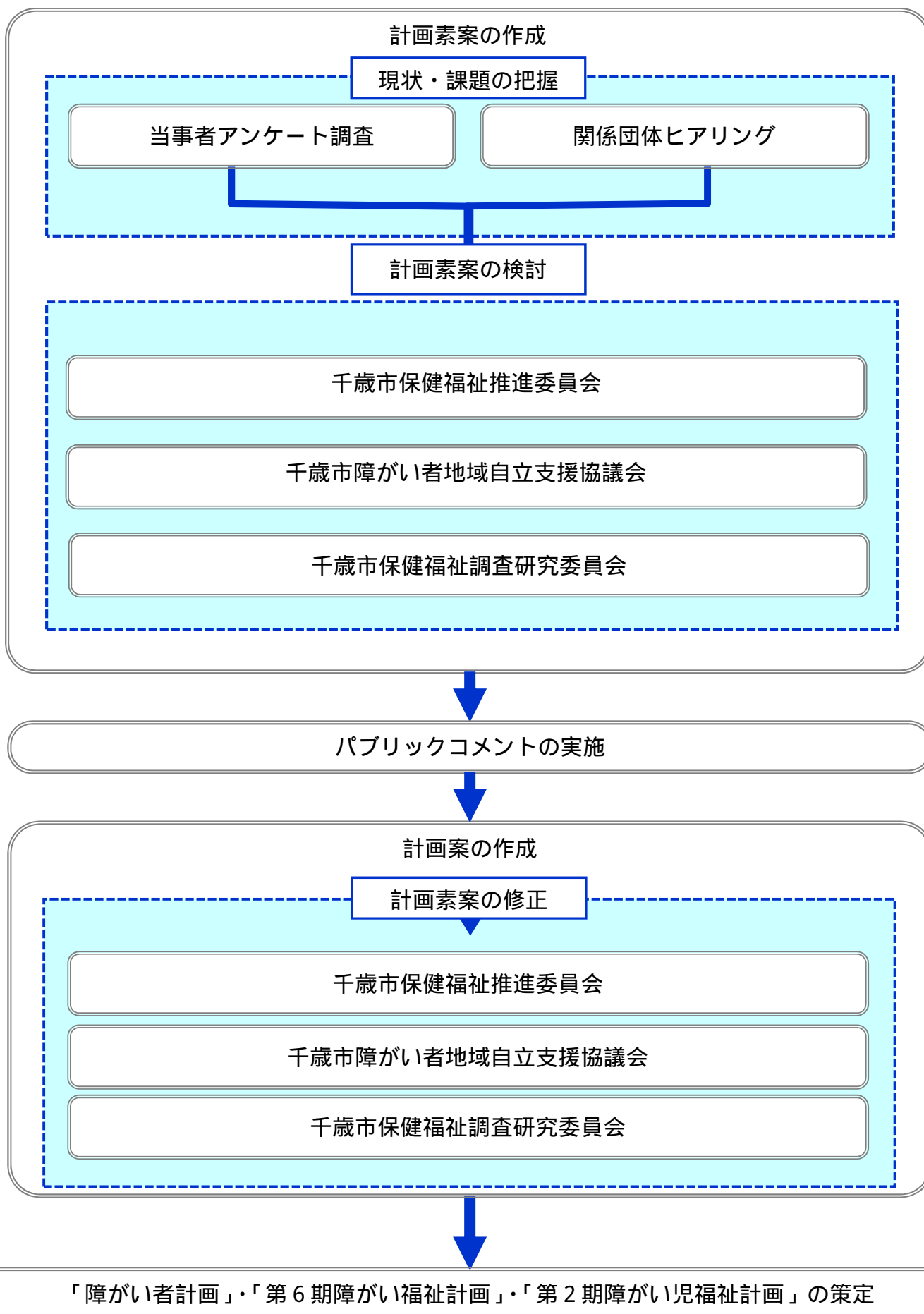
(5) 千歳市保健福祉調査研究委員会での審議

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきました。

(6) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを令和 2 年 12 月〇日から令和 3 年 1 月〇日まで実施しました。パブリックコメントの結果、〇件の意見提出がありました。結果の概要については巻末「資料編」を参照してください。

計画策定の流れ



5 . 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

国

障がい福祉に関する動向

| | 障害者基本計画 | 障害福祉計画 |
|---|--|--|
| 障 が い 福 祉 に 関 す る 動 向 | 障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月） ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮 等 | 障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月） ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し |
| | 障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月） ○障がい者虐待の防止と虐待防止の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定 | 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月公布・平成 30 年 4 月施行） ○障がい者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援等 ・高齢障がい者の介護保険サービス利用円滑化 ○障がい児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問による発達支援 ・障がい児福祉計画の策定 等 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 |
| | 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月） ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等 | |

近年の障がい福祉に関する動向

| 法律・政策 | |
|---|---|
| 障 が い 福 祉 に 関 す る 動 向 | <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成 30 年 6 月）</p> <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。</p> |
| | <p>ユニバーサル社会実現推進法の施行（平成 30 年 12 月）</p> <p>「ユニバーサル社会」を障害の有無、年齢等にかかわらず、国民 1 人 1 人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民 1 人 1 人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と定義。</p> <p>ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> |
| | <p>読書バリアフリー法の施行（令和元年 6 月）</p> <p>障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進。</p> |
| | <p>障害者の雇用の促進法等に関する法律の一部改正（令和元年 6 月成立 順次施行）</p> <p>障害者の雇用を一層促進するため、自ら率先して障害者を雇用するよう努めることを国及び地方公共団体の責務として規定。</p> <p>民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援。</p> <p>国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定。</p> |
| | <p>バリアフリー法の一部改正（令和 2 年 5 月成立 令和 3 年 4 月施行）</p> <p>公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化とともに、国民に向けた広報啓発の取り組み促進を規定。</p> <p>市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加。</p> |
| | <p>電話リレーサービス法の成立（令和 2 年 6 月成立、施行）</p> <p>国による基本方針の策定と、聴覚障害者が手話通訳士などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備。</p> |

地域共生社会の実現のための「社会福祉法」等の一部改正（令和2年6月成立 令和3年4月施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、地域における包括的相談体制の強化、アウトリーチによる引きこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる、「包括的支援体制の整備」を行う新たな事業を創設する。

農福連携等推進ビジョン（補助事業開始 平成27年～）

○農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

農林水産省では、平成27年度から農福連携に取り組もうとする方に対して、補助事業を設けている。

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（就学前の障がい児の発達支援の無償化）（令和元年10月施行）

○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額が無償化となった。

北海道>

障がい福祉に関する動向

| | 条例・計画 |
|-------------|--|
| 障がい福祉に関する動向 | <p>北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下「北海道障がい者条例」）（平成 22 年 4 月施行）</p> <p>○障がいのある人を支える基本的施策等 （関係法令等との調和・道民等の理解の促進・高齢者施策等との連携（共生型事業）等）</p> <p>障がいのある人の権利擁護 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり （地域づくりに関する基本指針の策定（地域づくりガイドライン）等） 障がいのある人に対する就労の支援 等</p> |
| | <p>第 2 期北海道障がい者基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）</p> <p>○障がいの有無に関わらず「相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会」の実現を目指し、障がいのある人が必要とするサービスを利用しながら、「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として定める。</p> <p>計画の体系</p> <p>地域生活の支援体制の充実 自立と社会参加の促進 ③バリアフリー社会の実現</p> <p>障がい保健福祉圏域 北海道障がい保健福祉圏域を設定し保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進 本道を 21 区分（千歳市：札幌圏域）</p> |
| | <p>第 6 期北海道障がい福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）</p> <p>基本的方針 「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会の実現」</p> <p>計画推進の基本的な考え方</p> <p>北海道障がい者条例の施策の推進 ②権利擁護の推進</p> <p>地域生活支援体制の充実</p> <p>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p> <p>サービス提供基盤の整備 障がい児支援の充実</p> <p>発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援</p> <p>精神保健福祉・医療施策の充実 ⑨就労支援施策の充実・強化</p> <p>人材の養成・確保及びサービスの質の向上 安全確保に備えた地域づくりの推進</p> |

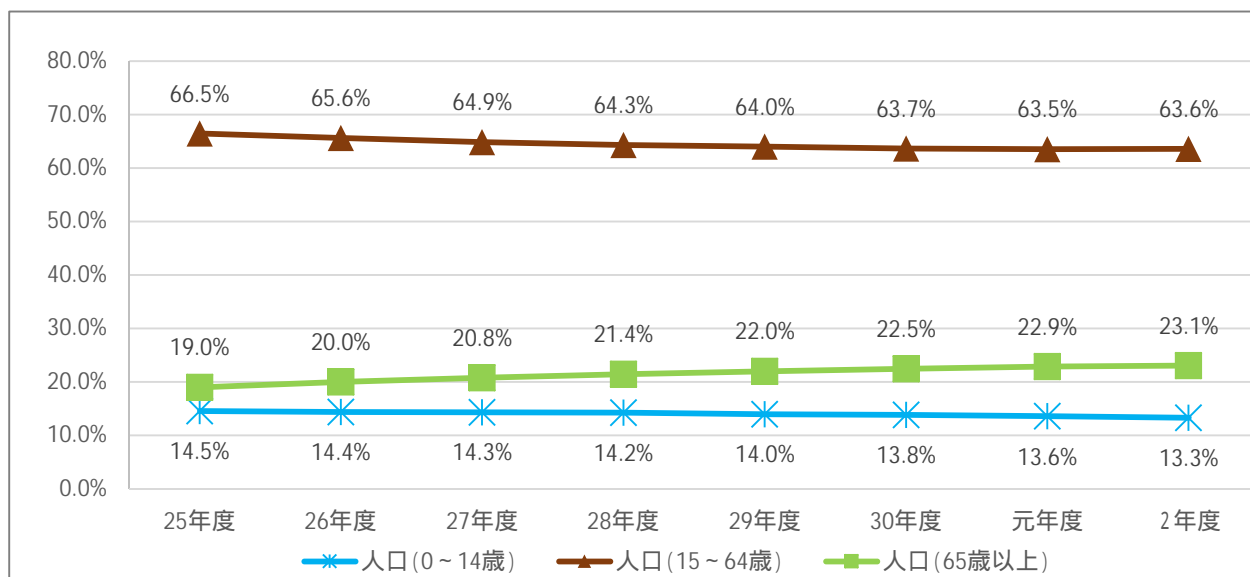
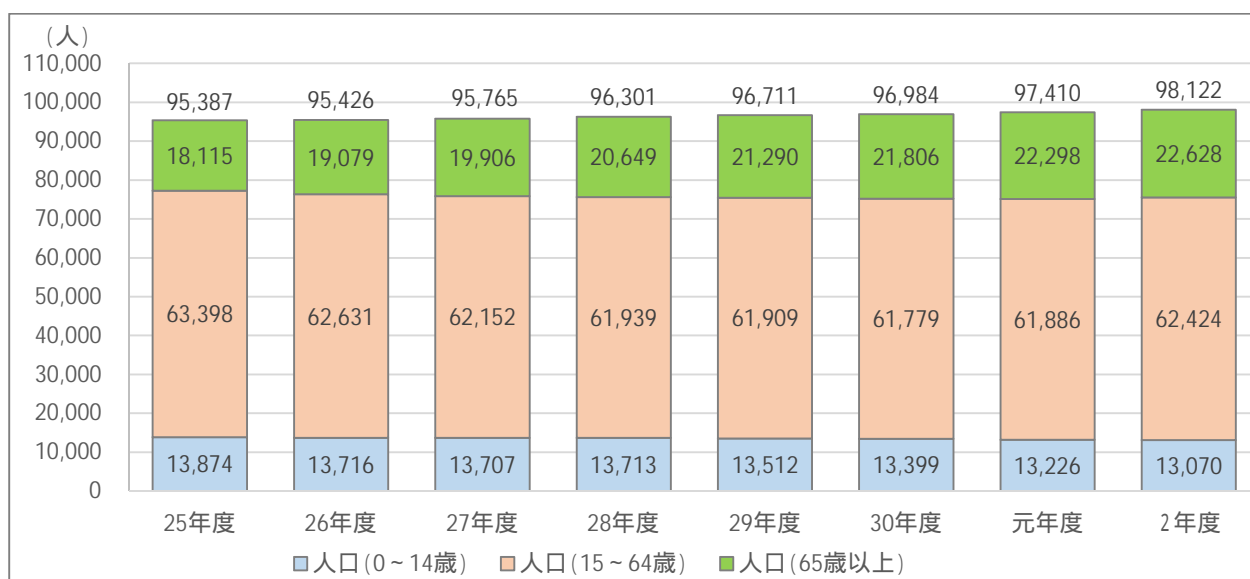
第2章 障がいのある人の状況

1. 人口の推移

千歳市の人口は増加傾向にあり、平成25年10月1日時点で95,387人であった人口は、令和2年10月1日現在で98,122人となっています。

全道一若いまちの千歳市においても高齢化が徐々に進んでおり、平成25年度時点の老年人口（65歳以上）の割合は19.0%でしたが、令和2年度には23.1%となり、7年間で4.1ポイント上昇しています。

図表1 千歳市の人口と年代別割合



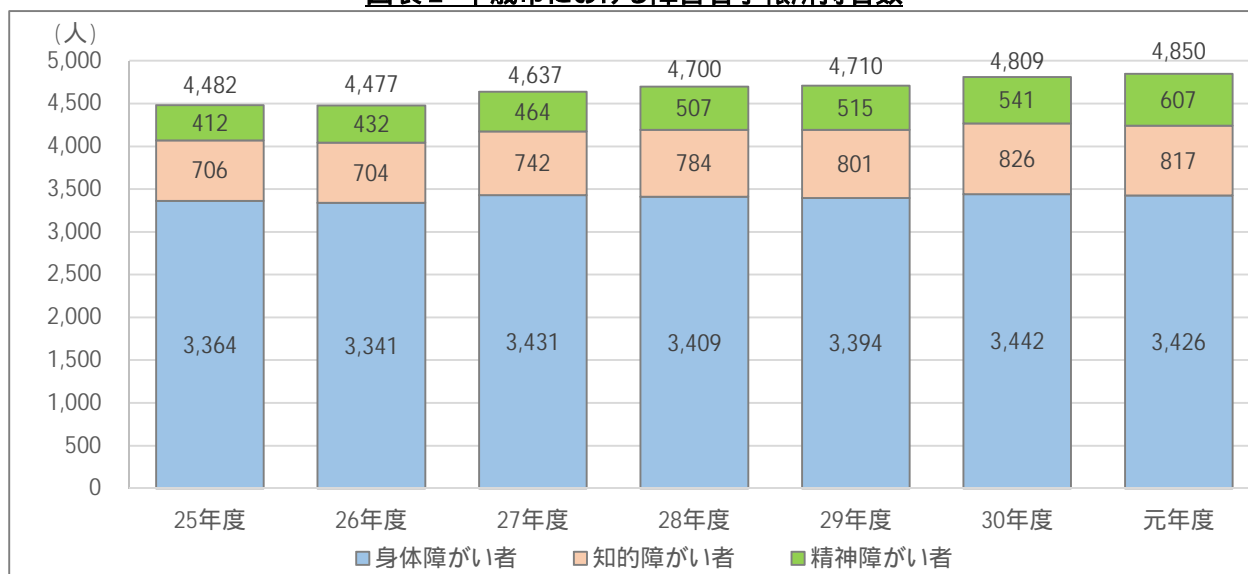
資料:住民基本台帳-外国人登録者数を含む。(各年度10月1日現在)

2 . 障害者手帳所持者数

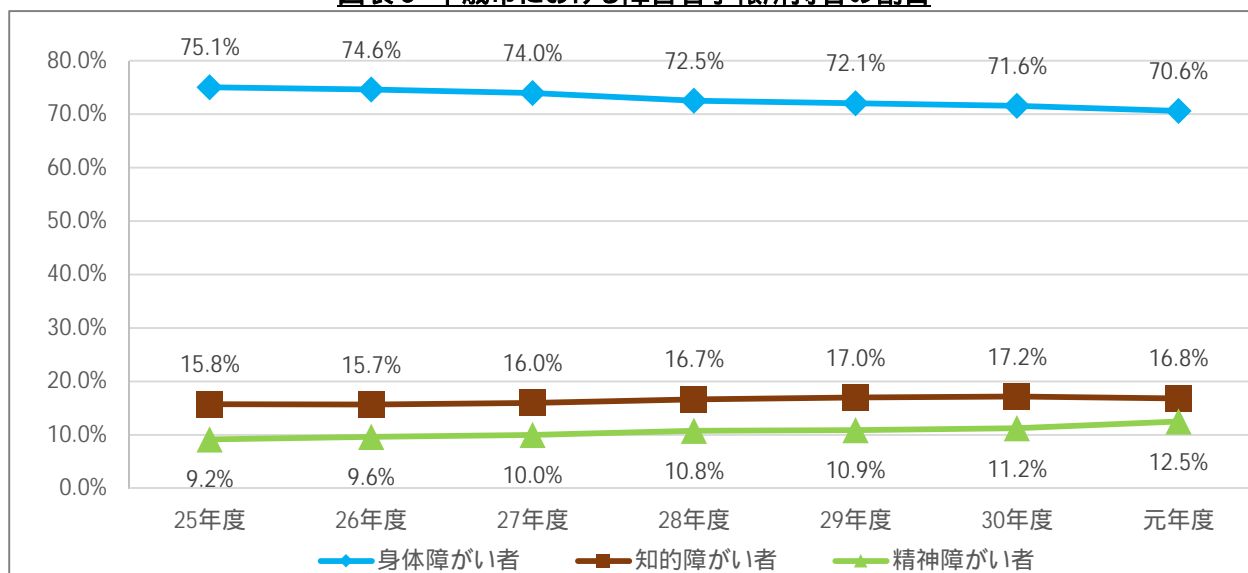
千歳市における障害者手帳の所持者数は年々増加しており、令和元年度では4,850人となっています。千歳市の総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、やや増加傾向がみられ、平成25年度に4.7%であった割合が、令和元年度には5.0%となっています。

令和元年度末に身体に障がいのある人は3,426人、知的障がい*のある人は817人、精神障がいのある人は607人となっています。

図表2 千歳市における障害者手帳所持者数



図表3 千歳市における障害者手帳所持者の割合



資料: 障がい者支援課(各年度3月31日現在)

*知的障がい...発達期(おおむね18歳)までに現れる障がいで、全般的な知的発達の遅れ、若しくは、知的発達の偏り等があるために現実の問題解決の遅れや支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態をいいます。

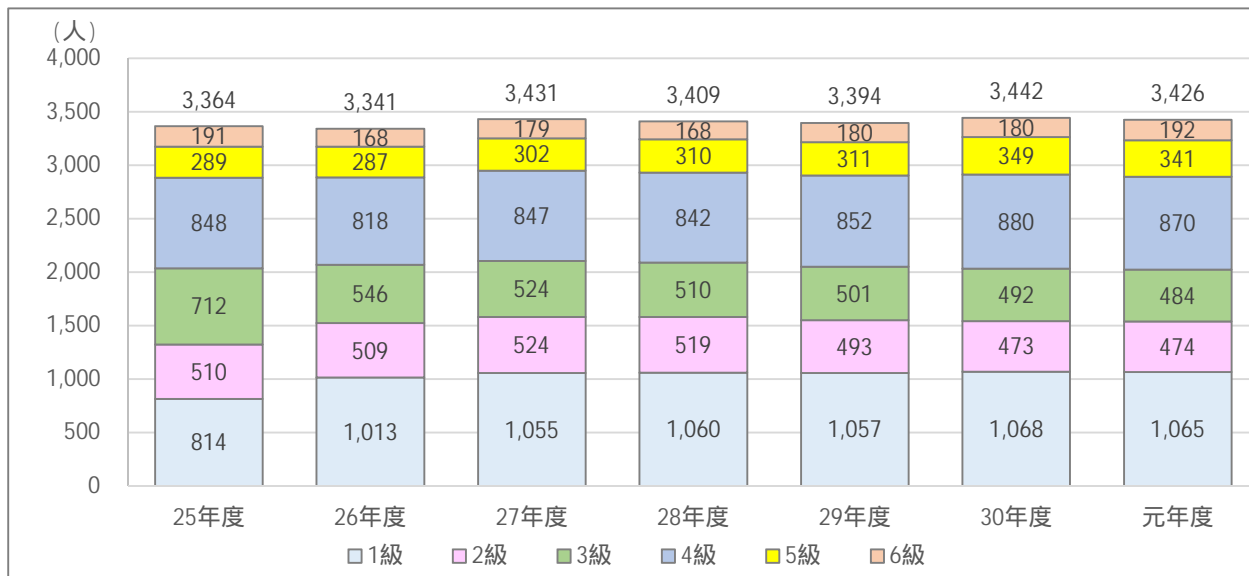
(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は年々増加しており、平成25年度末に3,364人であった所持者は、令和元年度末には62人増の3,426人となっています。

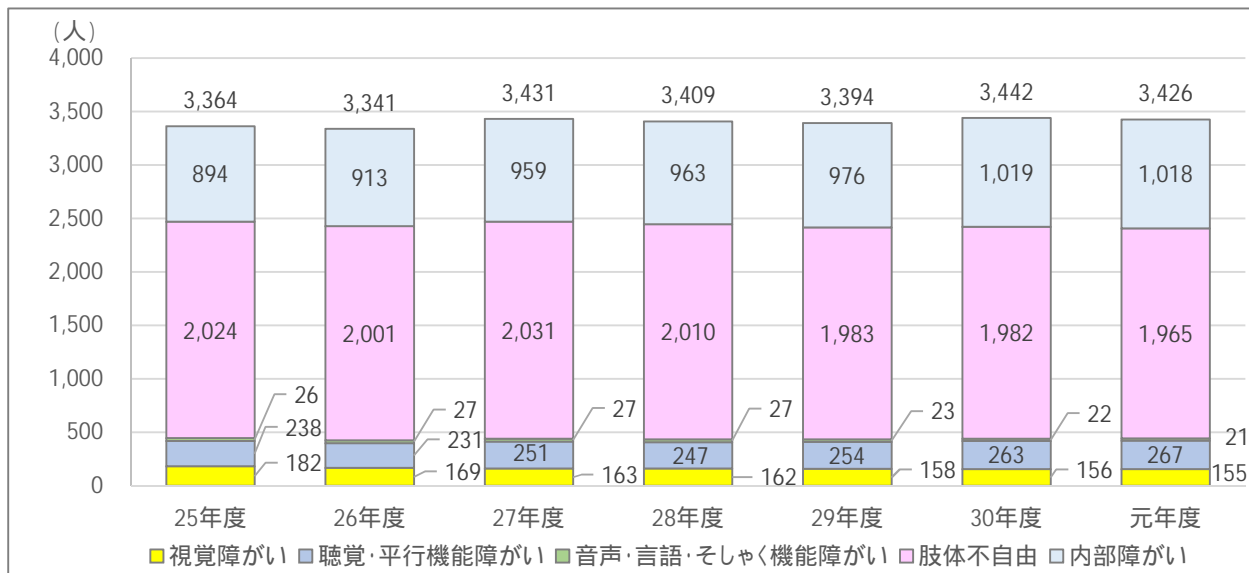
障がいの種別では肢体不自由が最も多く、1,965人となっています。

平成25年度末と比べて伸び率が大きいのは内部障がいであり、令和元年度末では平成25年度末と比べて13.9%増の1,018人となっています。

図表4 身体障害者手帳所持者数と等級別の推移



図表5 身体障害者手帳所持者数と種別の推移*



資料: 障がい者支援課(各年度3月31日現在)

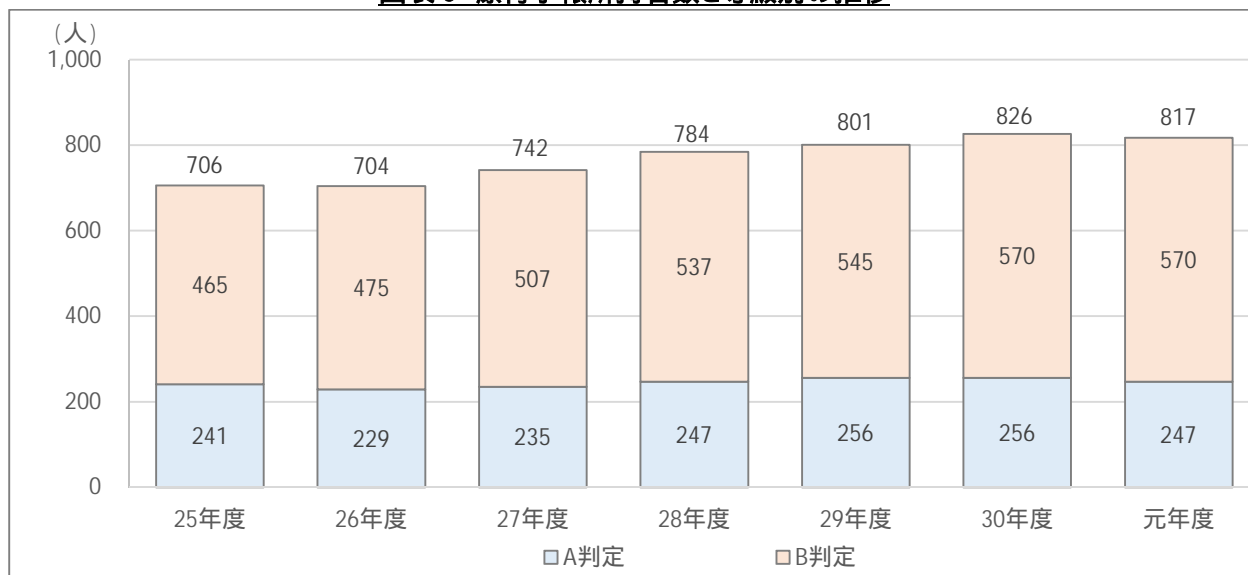
*そしゃく機能障がい...歯、顎、口腔等の器質的機能的障がいにより食物の摂取が困難なもの

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は年々増加しており、平成25年度末に706人であった所持者は、令和元年度末には111人増の817人となっています。

平成25年度末に241人であったA判定は、令和元年度末には6人増の247人となっています。また、B判定は、平成25年度末の465人に対し、令和元年度末には105人増の570人と大きく増加しています。

図表6 療育手帳所持者数と等級別の推移



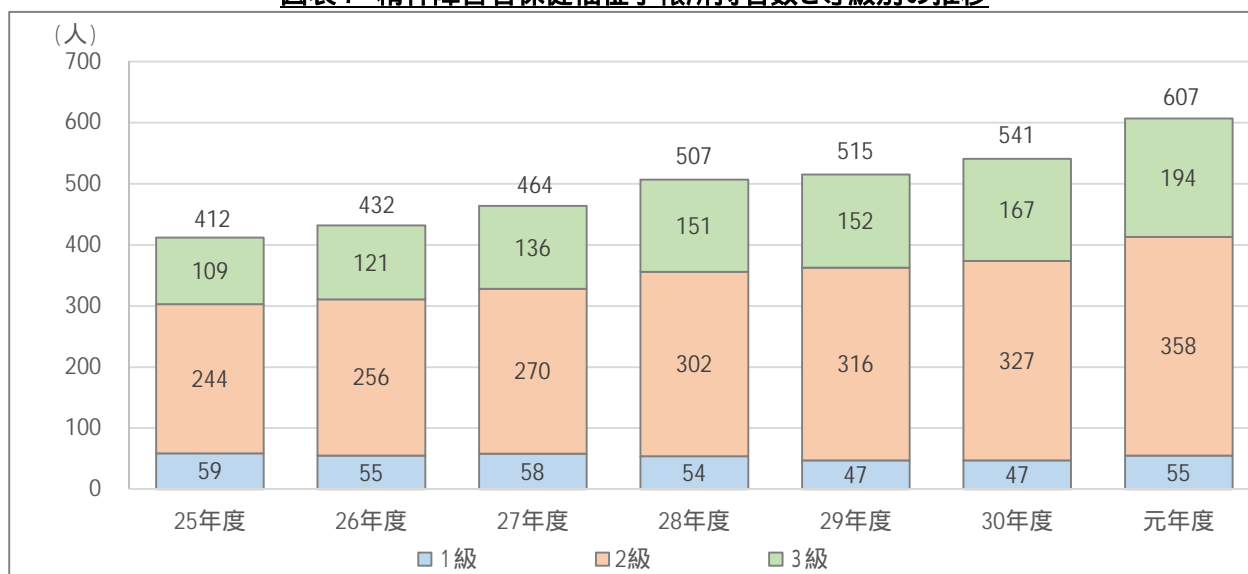
資料: 障がい者支援課(各年度3月31日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、平成25年度末に412人であった所持者は、令和元年度末には195人増の607人となっています。

障がいの等級別については、1級が55人、2級が358人、3級が194人となっており、最も伸び率が高いのは3級で平成25年度末と比べて1.8倍となっています。

図表7 精神障害者保健福祉手帳所持者数と等級別の推移



資料: 障がい者支援課(各年度3月31日現在)

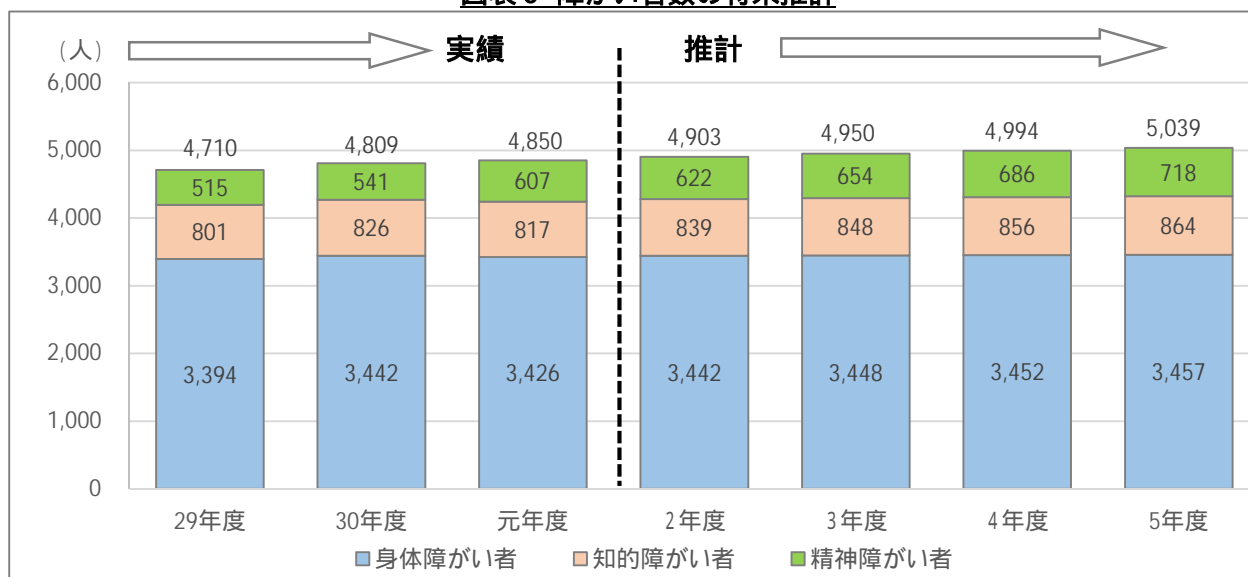
(4) 障がい者数の将来推計

千歳市における障害者手帳の将来の所持者数について、将来推計人口^{*1}及び平成29年度から令和元年度までの障害者手帳別の伸び率^{*2}の平均をもとに令和5年度まで推計しました。

推計の結果、令和5年度末の身体に障がいのある人は3,457人、知的障がいのある人は864人、精神障がいのある人は718人となり、令和元年度と比べ、身体に障がいのある人は31人(0.9%)増加、知的障がいのある人は47人(5.8%)増加、精神障がいのある人は111人(18.3%)増加し、全体で189人(3.9%)の増加が見込まれます。

また、令和5年度の将来推計人口に占める手帳所持者の割合^{*3}は、身体障害者手帳が3.5%、療育手帳が0.9%、精神障害者保健福祉手帳が0.7%になると見込まれます。

図表8 障がい者数の将来推計



*1 将来推計人口

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 将来推計人口(人) | 97,553 | 97,570 | 97,565 |

出典：千歳市企画部

*2 障害者手帳別の伸び率

| 手帳 | 平成29年度～30年度の伸び率(A) | 平成30年度～令和元年度の伸び率(B) | 平均の伸び率((A+B)/2) |
|-------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 身体障害者手帳 | 1.4% | -0.5% | 0.5% |
| 療育手帳 | 3.1% | -1.1% | 1.0% |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 5.0% | 12.2% | 8.6% |

*3 将来推計人口に占める手帳所持者の割合

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 将来推計人口(人) | 97,553 | 97,570 | 97,565 |
| 身体障害者手帳(人・%) | 3,448(3.5%) | 3,452(3.5%) | 3,457(3.5%) |
| 療育手帳(人・%) | 848(0.9%) | 856(0.9%) | 864(0.9%) |
| 精神障害者保健福祉手帳(人・%) | 654(0.7%) | 656(0.7%) | 718(0.7%) |

3. 千歳市障がい者計画（これまでの主な取組）

千歳市では、障がいのある人が自立した生活を地域で送ることができる社会の実現を目指し、障がい者計画に掲げる施策を推進してきました。

前計画で掲げた主要施策（全61施策）については、「計画どおり実施」が96.7%（59施策）となっており、順調な実施状況となっています。なお、「今後実施」としている主要施策は2施策となっており、これらの施策については引き続き千歳市障がい者計画の主要施策に位置付け、障がい福祉施策の推進に努めていきます。

これまでの主な取組は次のとおりです。

（1）啓発・理解促進

千歳学出前講座の実施や広報ちとせ、市のホームページなど多様な媒体を活用した広報・啓発活動により、障がいに対する理解促進を図りました。毎年度障がい特性に対する理解促進のため、リーフレットを作成しているほか、手話に対する理解を広げ、手話に関する施策を計画的に進めるため平成30年3月に制定した「千歳市手話言語条例」に基づきリーフレット作成など手話に関する理解促進とその普及啓発に努めました。

このほか、市内小中学校において、「総合的な学習の時間」などを活用して視覚障がいのある人の福祉体験学習を実施しました。さらに、特別支援学級と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を、児童生徒の状況に合わせて学校行事や教科の時間、居住地校交流などを通じて実施し、福祉教育・交流教育を推進してきました。

（2）差別の解消及び権利擁護の推進

差別の解消については、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮事例集」を作成・庁内周知を図り、窓口対応などで障がい特性に応じた適切な配慮を行うよう努めました。また、市ホームページにてヘルプマークを周知し、千歳市障がい者地域自立支援協議会や関係団体へのチラシ配布を行い、その普及に努めました。

権利擁護に関しては、障がいのある人が後見申立を行う際に、申立費用の助成や市長申立を行う成年後見制度利用支援事業を実施しています。また、成年後見制度の利用促進、市民後見の担い手養成など、権利擁護に関する相談支援体制の充実を図るため、令和元年度に千歳市成年後見支援センターを設置しました。

このほか、障がい者支援課内に設置している「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待に関する相談等の対応を行うとともに、千歳市障がい者地域自立支援協議会「差別解消・虐待防止専門部会」において、虐待事案が発生した場合の関係機関の連携体制を確保しています。

(3) 情報・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人と障がいのない人との情報格差が生じないように、広報紙や市ホームページなどで障がい特性に配慮した情報提供に努めるとともに、点字・音訳図書の製作や日常生活用具の給付等により情報環境の充実に努めました。

このほか、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳や要約筆記者を派遣するとともに、意思疎通支援体制の充実を図るため手話奉仕員や要約筆記者を継続的に養成しています。また、市内で開催する講演会において手話通訳や要約筆記者の利用促進に努めています。さらに、専従手話通訳者を1名増員し、手話による意思疎通支援の充実に図り、市民が楽しみながら手話に触れることができるよう「千歳市手話とのふれあいフェスティバル」を開催するなど、「千歳市手話言語条例」の周知を図り、手話に対する理解促進と普及啓発に努めました。

また、新型コロナウイルス対策としてタブレットを使用した遠隔手話サービスの導入を行いました。

(4) 療育・保育・教育の推進

認定こども園や認可保育所等において、心身に障がいがあり、家庭で必要な保育を受けることが困難な子どもの受け入れを行っており、受け入れを行った施設に補助金を交付するなどの支援を行い、心身障がい児の保育や教育の充実に努めています。各施設を専門員が訪問し、発達状況に応じた療育支援を実施しているほか、保護者に対しては、子育てに関する助言や就学に関する学習会などを行っています。

このほか、令和2年4月から児童発達支援センターを開設し、市内の幼稚園、認定こども園、民間事業所へのアウトリーチ支援を進めるとともに、より個々の発達や障がいの特性に応じた給食指導の充実と質の向上を目指した「わくわく給食（口腔感覚対応食等）」の実施に向け、食形態や食感、食味に関する知識や技術の向上を図りました。

また、学童クラブにおいては、集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がいがある児童について、学校等関係機関と連携を図りながら、それぞれの障がいや発達状況に合わせた受入れを行いました。

小中学校では、特別支援学級において児童生徒の実態に応じた教育を実践しており、通常学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育コーディネーターを中心として組織的に校内支援体制の充実を図られるよう研修等を実施しています。これらの教育活動を支援するため、児童生徒ヘルパーや特別支援教育支援員を配置し、体制の充実を図っています。

(5) 雇用・就労の推進

「就労推進室やませみ」(千歳市障がい者就労支援事業)による企業開拓や千歳市障がい者地域自立支援協議会「はたらく部会」が主催する企業セミナーの開催などにより、障がい者雇用に関する企業への理解促進に努めました。また、就労のために必要な資格取得や職業能力向上の研修等に要する受講料の一部を助成しています。

このほか、「はたらく部会」において、公共職業安定所、福祉事業所、学校関係職員等の関係機関との連携を図り、障がいのある人の就労促進に努めました。

(6) 地域共生の推進

障がいのある人の地域生活への移行推進について、千歳市障がい者地域自立支援協議会の相談支援部会において、地域生活支援拠点の整備に向けた地域課題等の意見交換を行いました。また、点訳・音訳サービス等を行うボランティアの養成に努め、千歳市社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営及びボランティア活動普及事業を支援しました。

スポーツ活動分野では、秋の市民歩こう会、市民交流会などの事業を実施するとともに、千歳市体育協会等と連携し、ジュニアスポーツフェスティバルなどのスポーツイベントや各種スポーツ教室を開催しました。

文化芸術活動分野では、文化施設に車いすを配置したり、文化芸術の活動発表の際に手話通訳を依頼したりするなど支援に努めました。

(7) 生活支援の充実

相談支援体制の充実・強化として、千歳市障がい者地域自立支援協議会や同協議会の各部会において地域課題及び情報の共有を図り、関係機関とのネットワークの構築に努めました。各部会では勉強会や座談会を開催し、相談支援体制の充実・強化に努めました。

また、福祉サービス利用券の交付など経済的な負担の軽減を行うとともに、著しい重度の障がいがあり、特別な介護が必要な人には経済的支援として手当を支給しています。

このほか、市のホームページや福祉制度のしおり等を活用し、各種制度の周知を図っています。

(8) 保健・医療の推進

適切な保健・医療サービスが受けられるよう、市の委託先である相談支援事業所において、障がい特性に応じた総合相談の一環として、医療機関等と連携を図りながら医療に関する相談支援に努めているほか、けがや病気等に関する相談に24時間対応する無料相談電話「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」において、健康上の悩みや医療機関に関する相談や情報提供を行っています。

こどもの障がい等の早期発見等に向け、乳幼児健診の受診率は95%以上となっており、未受診者には、家庭訪問等で発達状況の確認に努めています。発達に遅れが認められる場合は、電話や家庭訪問、育児相談日で相談等を行い、必要に応じて発達相談の紹介等を行っています。また、発達障がい児の早期発見と支援のため、5歳児の保護者に対して発達障がいに関するリーフレットを送付し、希望により5歳児相談を実施しており、子どもの発達の遅れを心配している保護者に対しては、不安が解消できるよう悩み相談を実施しています。

生活習慣病の予防・早期発見については、国の定めた国民健康保険特定健診・各種がん検診の継続した周知・啓発を行いました。

(9) 生活環境の整備充実

住まいのバリアフリー化推進のため、居宅における手すりの設置や段差解消など住宅改修費の一部を助成する制度を継続しています。

また、公共施設等の新設や建替えの際には、市民団体等の意見を踏まえ、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を推進しました。

また、「千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想」に基づく特定経路について、歩道等の段差・傾斜・勾配の改善や、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーに配慮した計画的な整備を進めています。また、歩行の妨げになるような駐車や駐輪、歩道上の不法占拠物などについて、指導及び啓発を行っています。

このほか、外出時における移動手段を支援するための各種サービス等を確保することにより、日常生活や社会生活における外出機会の確保に努めています。

(10) 防災・防犯の推進

「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、平常時の見守りや防災訓練の時に情報を活用するとともに、災害時の迅速な支援体制づくりを推進しています。また、地域防災計画を推進するため、千歳学出前講座などで啓発に努めています。

このほか、重度の身体障がいのある人が在宅する世帯に「緊急通報システム」を設置し、消防本部への連絡手段の確保し、早期の安全確保に向けた対応に努めており、民生委員児童委員と協力し、見守り活動を推進しています。

防犯に関しては、千歳市消費生活センターにおいて、相談員 2 名体制により悪質商法等の消費生活相談に対応しています。また、消費生活ホームページ「ちとせの暮らし」や広報ちとせ「くらしのアドバイス」などを通じ、消費者が被害に巻き込まれないよう広く情報発信に努めています。

4 .第5期千歳市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況

第5期千歳市障がい福祉計画

第5期千歳市障がい福祉計画の進捗状況は、次の図表9-1から9-5のとおりです。

(1) 指定障害福祉サービス

訪問系サービスでは、「居宅介護」「同行援護」はやや計画値を下回っていますが、利用は増加傾向にあり、重度訪問介護」及び「同行援護」の利用は増加しています。一方、重度障害者等包括支援については利用がありませんでした。

日中活動系サービスでは、「就労支援A型」、「療養介護」はほぼ計画どおりの実績となっていますが、就労定着支援は計画を大きく下回り1～2名の利用にとどまりました。「就労継続支援(B型)」及び「短期入所(医療型)」では利用者数、利用実績とも計画値を上回り増加傾向にあります。その他のサービスについては利用実績が計画値を下回っていますが、利用実績のない自立訓練(機能訓練)を除き、それぞれが微増傾向にあります。

居住系サービスでは、「共同生活援助」、「施設入所支援」は概ね計画値どおりの実績でしたが、「自立支援援助」は利用がありませんでした。

図表 9-1 第5期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

| サービス種別 | 単位 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|----------------|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | |
| 訪問系 | 居宅介護 | 人/月 | 100 | 95 | 105 | 101 | 110 |
| | | 時間/月 | 1,700 | 1,509 | 1,785 | 1,522 | 1,870 |
| | 重度訪問介護 | 人/月 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 |
| | | 時間/月 | 450 | 646 | 450 | 482 | 450 |
| | 同行援護 | 人/月 | 15 | 14 | 15 | 13 | 15 |
| | | 時間/月 | 160 | 158 | 165 | 178 | 170 |
| | 行動援護 | 人/月 | 21 | 17 | 22 | 10 | 23 |
| | | 時間/月 | 420 | 180 | 440 | 92 | 460 |
| 重度障害者等 包括支援 | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| | 時間/月 | 520 | 0 | 520 | 0 | 520 | |
| 日中活動系 | 生活介護 | 人/月 | 255 | 243 | 260 | 238 | 265 |
| | | 人日/月 | 5,100 | 4,867 | 5,200 | 4,926 | 5,300 |
| | 自立訓練 (機能訓練) | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | | 人日/月 | 23 | 0 | 23 | 0 | 23 |
| | 自立訓練 (生活訓練) | 人/月 | 10 | 7 | 11 | 10 | 12 |
| | | 人日/月 | 190 | 140 | 209 | 174 | 228 |
| 自立訓練 | 人/月 | 12 | 9 | 13 | 10 | 14 | |

| サービス種別 | 単位 | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---------------|--------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | |
| (宿泊型) | 人日/月 | 336 | 276 | 354 | 289 | 372 | |
| | 就労移行支援 | 人/月 | 18 | 10 | 19 | 7 | 20 |
| | | 人日/月 | 306 | 156 | 323 | 153 | 340 |
| | 就労継続支援 (A型) | 人/月 | 122 | 125 | 124 | 121 | 126 |
| | | 人日/月 | 2,318 | 2,320 | 2,356 | 2,344 | 2,394 |
| | 就労継続支援 (B型) | 人/月 | 235 | 264 | 240 | 270 | 245 |
| | | 人日/月 | 3,995 | 4,341 | 4,080 | 4,561 | 4,165 |
| | 就労定着支援 | 人/月 | 14 | 1 | 16 | 2 | 18 |
| | 療養介護 | 人/月 | 12 | 12 | 12 | 13 | 12 |
| | 短期入所 (福祉型) | 人/月 | 22 | 21 | 22 | 19 | 23 |
| 人日/月 | | 143 | 151 | 143 | 88 | 150 | |
| 短期入所 (医療型) | 人/月 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | |
| | 人日/月 | 18 | 17 | 18 | 40 | 18 | |
| 居住系 | 共同生活援助 (共同生活介護) | 人/月 | 123 | 123 | 131 | 119 | 138 |
| | 施設入所支援 | 人/月 | 125 | 121 | 124 | 121 | 123 |
| | 自立生活援助 | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |

実績値は、各年度の3月末現在

(2) 指定相談支援

計画相談支援の利用実績は、計画を上回り増加しています。地域相談支援では地域甲子園、地域定着支援とも利用実績はありませんでした。

図表 9-2 第5期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

| サービス種別 | 単位 | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------|--------------------|----------|-----|-------|-----|-------|----|
| | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | |
| 計画相談支援 | 実利用人数 | 860 | 888 | 880 | 911 | 900 | |
| 地域相談支援 | 地域相談支援 (地域移行支援) | 実利用人数 | 10 | 0 | 11 | 0 | 12 |
| | 地域相談支援 (地域定着支援) | 実利用人数 | 2 | 0 | 3 | 0 | 4 |

実績値は、各年度の3月末現在

(3) 地域生活支援事業(必須事業)

地域生活支援事業(必須事業)については、概ね計画値どおりに推移していますが、「自立生活支援用具」、「情報意思疎通支援用具」、「居宅生活動作補助用具」、「移動支援事業」などの実績は減少傾向にあります。また、「在宅療養等支援用具」は計画値を大きく上回る水準で推移しています。

図表 9-3 第5期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

| 事業名 | 単位 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|----------------|-----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 障害者相談支援事業 | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 基幹相談支援センター | 実施の有無 | - | - | - | - | 有 | |
| 相談支援機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | - | - | - | - | 有 | |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年度 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | - | - | 有 | 有 | 有 | |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件/年度 | 336 | 368 | 360 | 311 | 384 |
| | 手話通訳者設置事業 | 人/年度 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 日常生活用具給付等事業 | 介護・訓練支援用具 | 件/年度 | 7 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| | 自立生活支援用具 | 件/年度 | 22 | 17 | 24 | 11 | 26 |
| | 在宅療養等支援用具 | 件/年度 | 10 | 12 | 10 | 18 | 10 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件/年度 | 25 | 12 | 25 | 12 | 25 |
| | 排泄管理支援用具 | 件/年度 | 1,710 | 1,751 | 1,740 | 1,830 | 1,770 |
| | 居宅生活動作補助用具 | 件/年度 | 3 | 1 | 3 | 0 | 3 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人/年度 | 27 | 31 | 29 | 33 | 31 | |

| | | | | | | |
|-------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 初級(手話奉仕員養成) | 人/年度 | 14 | 19 | 15 | 15 | 16 |
| 中級(手話奉仕員養成) | 人/年度 | 13 | 12 | 14 | 18 | 15 |
| 移動支援事業 | 人/年度 | 151 | 114 | 151 | 92 | 151 |
| | 時間/年度 | 12,400 | 8,821 | 12,400 | 6,318 | 12,400 |
| 地域活動支援センター | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 人/年度 | 150 | 105 | 150 | 105 | 150 |

実績値は、各年度の3月末現在

(4) 地域生活支援事業(その他の事業)

「音訳奉仕員養成研修事業」に関しては、平成30年度の実績値が計画値を上回っており、それ以外の事業については概ね計画値通りに推移しています。

図表 9-4 第5期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

| 事業名 | 単位 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------------------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | |
| 訪問入浴サービス事業 | 人/年度 | 5 | 7 | 5 | 7 | 6 | |
| 日中一時支援事業 | 箇所数 | 25 | 25 | 25 | 23 | 25 | |
| | 人/年度 | 120 | 91 | 125 | 70 | 130 | |
| 社会参加促進事業 | 点字・声の広報 発行事業 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人/年度 | 530 | 557 | 540 | 590 | 550 |
| | 奉仕員養成研修 事業(要約) | 人/年度 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 |
| | 奉仕員養成研修 事業(点訳) | 人/年度 | - | - | 7 | 4 | - |
| | 奉仕員養成研修 事業(音訳) | 人/年度 | 6 | 12 | - | - | 7 |
| | 自動車運転免許 取得費助成事業 | 件/年度 | 3 | 5 | 3 | 4 | 3 |
| | 自動車改造費 助成事業 | 件/年度 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 |

実績値は、各年度の3月末現在

(5) 地域生活を支援する市独自の事業

市独自の事業として次の事業を実施してきました。

「住宅改修資金助成事業」、「訪問給食サービス事業」、「除雪サービス事業」などで計画値を下回っています。「自立支援教育訓練助成事業」については、平成30年度と令和元年度ともに利用実績がないことから、引き続き利用促進に向けた啓発に努めていきます。

図表 9-5 第5期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

| 事業名 | 単位 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 |
|----------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 |
| 紙おむつ支給事業 | 件/年度 | 170 | 166 | 175 | 157 | 180 |
| 住宅改修資金助成事業 | 件/年度 | 5 | 1 | 5 | 0 | 5 |
| 訪問給食サービス事業 | 食/年度 | 2,700 | 2,027 | 2,700 | 1,752 | 2,700 |
| 除雪サービス事業 | 世帯数/年度 | 30 | 21 | 35 | 26 | 40 |
| 移送介助サービス事業 | 件/年度 | 145 | 129 | 150 | 124 | 155 |
| 緊急通報システム整備事業 | 世帯数/年度 | 19 | 11 | 19 | 9 | 19 |
| 自立支援教育訓練助成事業 | 人/年度 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 福祉サービス利用券助成事業 | 人/年度 | 3,680 | 3,549 | 3,750 | 3,582 | 3,800 |
| 精神障害者通所交通費助成事業 | 件/年度 | 230 | 239 | 235 | 221 | 240 |

実績値は、各年度の3月末現在

第1期千歳市障がい児福祉計画

第1期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況は、次の図表9-6のとおりです。

(1) 障害児支援サービス

「放課後等デイサービス」については、計画値を上回る実績値で推移しています。

「保育所等訪問支援」については、減少傾向にあります。

図表9-6 第1期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況

| サービス種別 | 単位 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------|-------------|--------|-----|-------|-----|-------|-------|
| | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人/月 | 160 | 147 | 165 | 141 | 170 |
| | | 人日/月 | 960 | 984 | 990 | 864 | 1,020 |
| | 放課後等デイサービス | 人/月 | 90 | 170 | 95 | 188 | 100 |
| | | 人日/月 | 720 | 1,881 | 760 | 1,929 | 800 |
| | 保育所等訪問支援 | 人/月 | 24 | 20 | 24 | 18 | 24 |
| | | 人日/月 | 48 | 22 | 48 | 26 | 48 |
| | 居宅訪問型自動発達支援 | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人日/月 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 障害児相談支援 | 人/年 | 160 | 167 | 165 | 191 | 170 | |
| 巡回支援専門員事業 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

実績値は、各年度の3月末現在

第3章 障がいのある人の意向と課題

1. 障がい当事者アンケート調査結果

調査の目的・内容

本調査は、令和3年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」、「第2期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証のいずれかを所持している人

調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

調査期間

令和2年9月2日～9月25日（調査基準日 令和2年7月1日）

調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で2,600人、うち1,279人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は49.2%でした。また、回答者の年齢分布は次表のとおりです。

図表 10-1 調査対象者数、回答数、回答率

| 対象者数 | 回答者数 | 回答率 |
|--------|--------|-------|
| 2,600人 | 1,279人 | 49.2% |

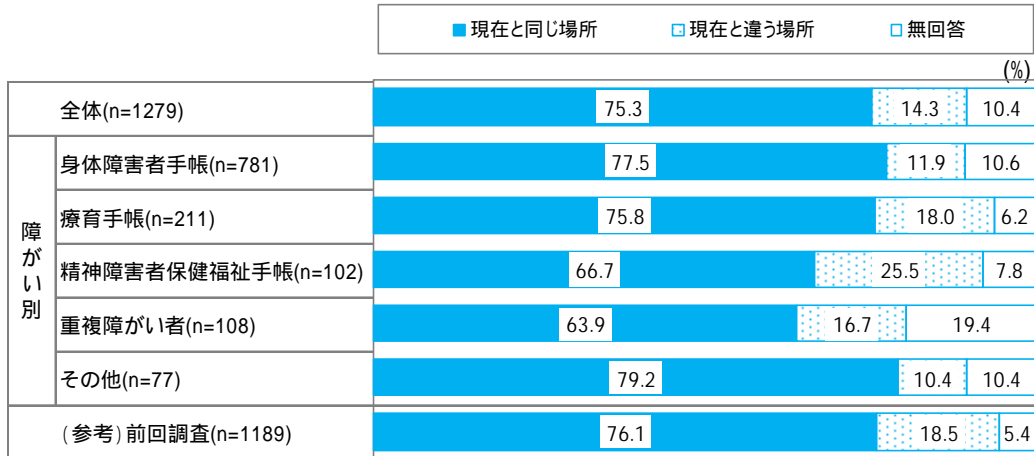
図表 10-2 回答者の年齢分布

| 回答者総数 | 19歳未満 | 20歳～29歳 | 30歳～39歳 | 40歳～49歳 | 50歳～59歳 | 60歳～64歳 | 65歳～74歳 | 75歳以上 | 無回答 |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|------|
| 1,279人 | 198人 | 55人 | 68人 | 98人 | 100人 | 74人 | 254人 | 398人 | 34人 |
| 100.0% | 15.5% | 4.3% | 5.3% | 7.7% | 7.8% | 5.8% | 19.9% | 31.1% | 2.7% |

(1) 生活環境

今後暮らしたい場所については、「現在と同じ場所」が75.3%となっています。
障がい別にみると、いずれの障がい種別においても「現在と同じ場所」が約6～8割を占めています。一方で、「現在と違う場所で暮らしたい」は14.3%となっています。

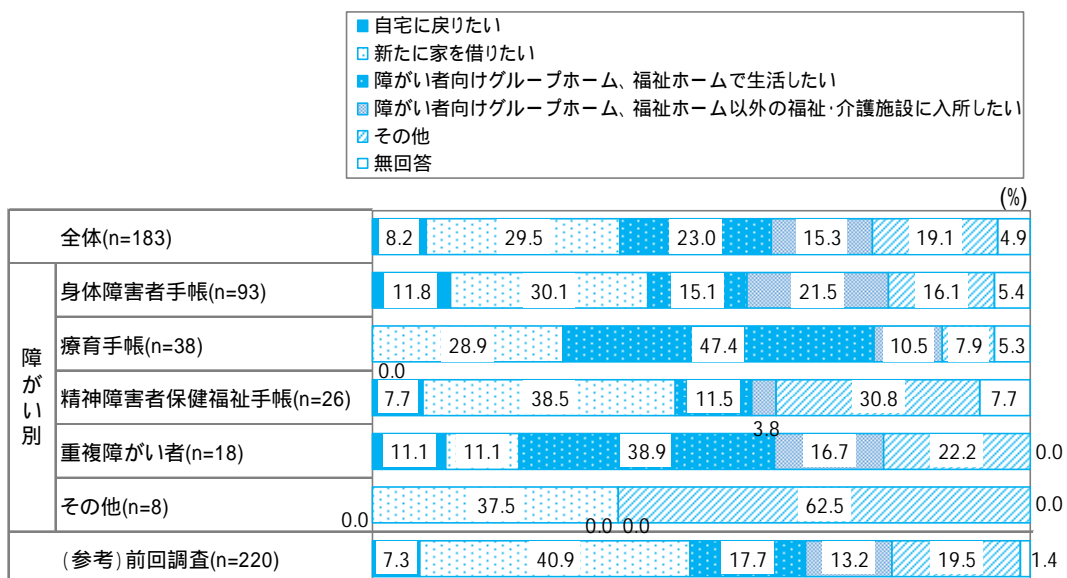
図表 11 今後暮らしたい場所



【回答条件：現在と違う場所と回答した方】
現在と違う場所で暮らしたいと回答した人の今後暮らしたい場所については、「新たに家を借りたい」が29.5%、「障がい者向けグループホーム、福祉ホームで生活したい」が23.0%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では「障がい者向けグループホーム、福祉ホームで生活したい」が47.4%、精神障害者保健福祉手帳では「新たに家を借りたい」が38.5%と他の障がい種別に比べて多くなっています。

図表 12 現在と違う場所に暮らしたい方が今後暮らしたい場所

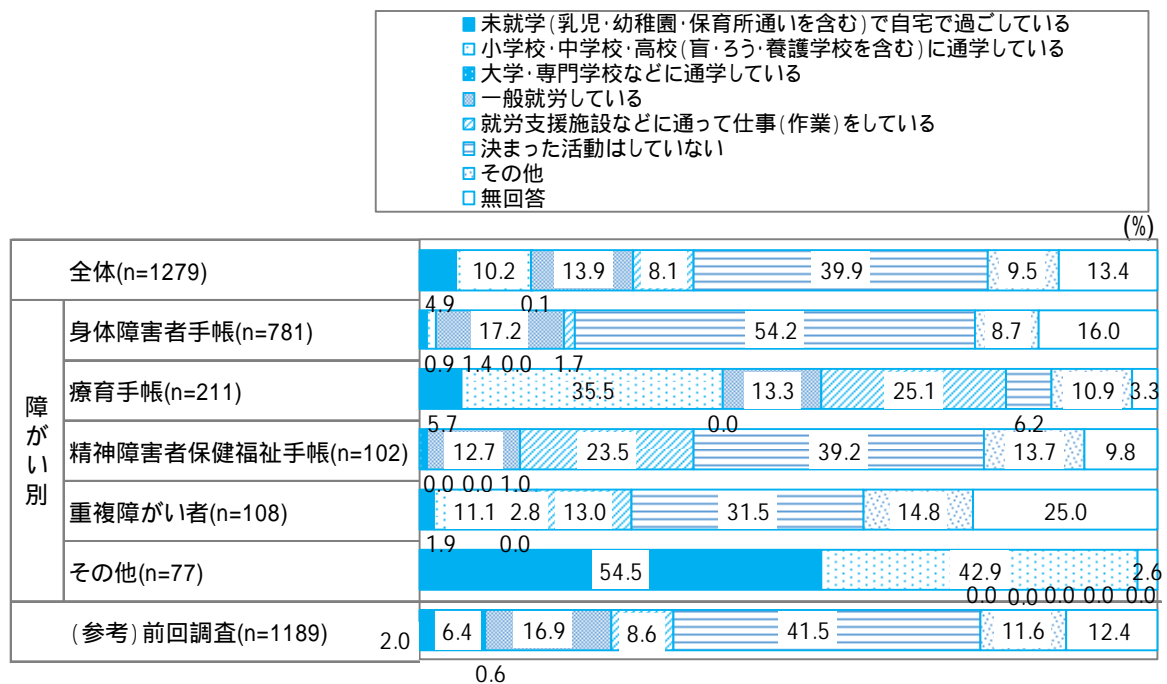


(2) 日常生活

日中の主な活動については、「決まった活動はしていない」が39.9%で最も多く、次いで「一般就労している」が13.9%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「決まった活動はしていない」が54.2%と過半数を占めています。

図表 13 日中の主な活動



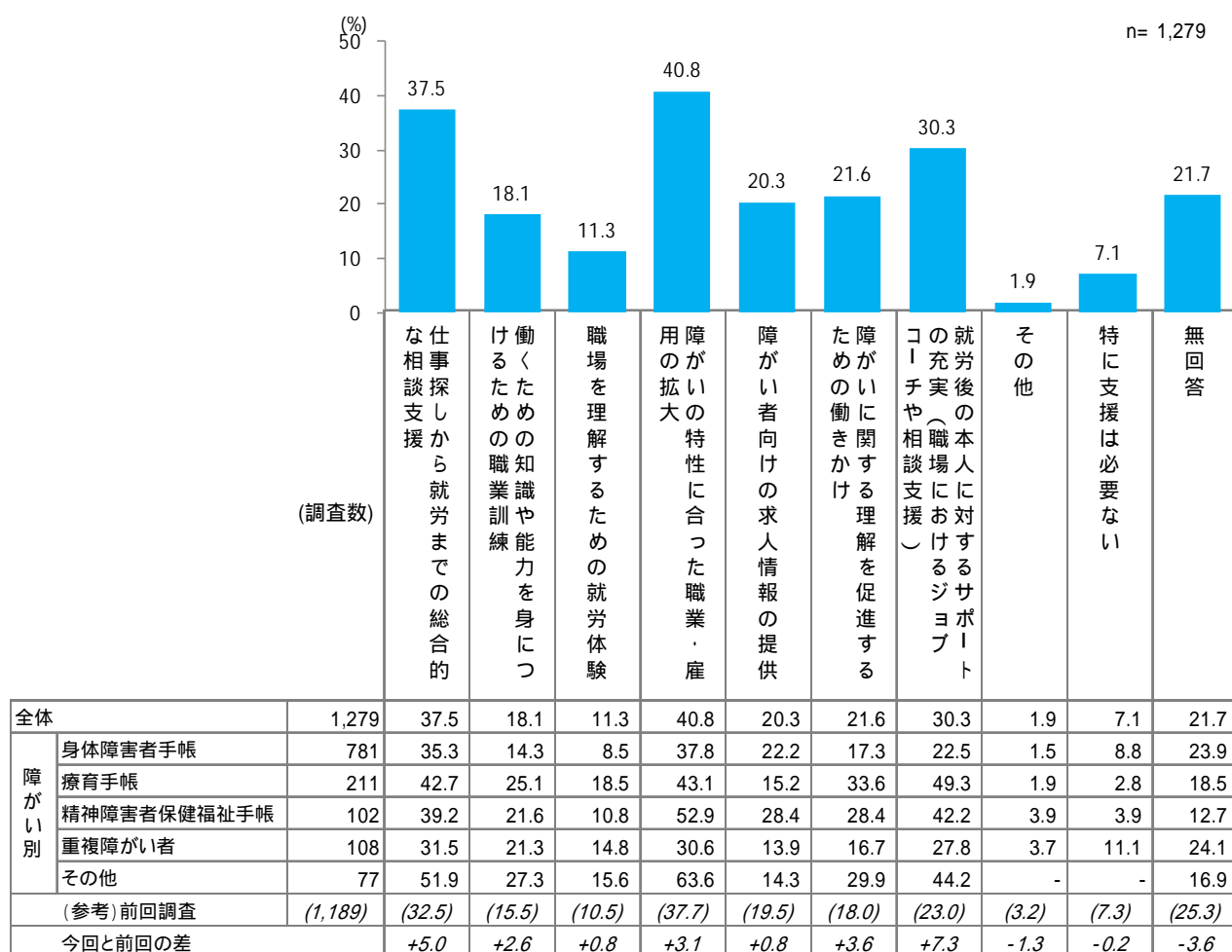
(3) 一般就労の支援

一般就労に必要な支援については、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が40.8%で最も多く、次いで「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が37.5%、「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が30.3%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が各々37.8%、52.9%、療育手帳では「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が49.3%で最も多くなっています。

この結果から、障がいがある人に対する就労支援や相談支援、就労先に対する障がいに対する理解促進を今後も継続して取り組むことが求められています。

図表 14 一般就労に必要な支援 複数回答

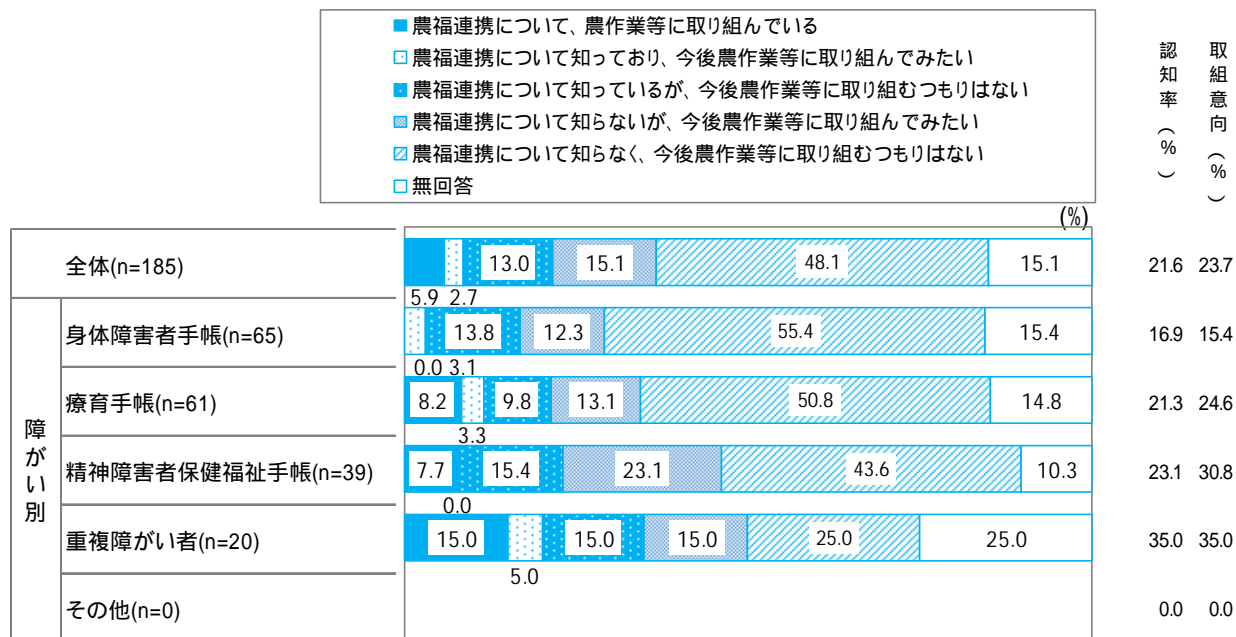


【回答条件：就労支援施設等に通っている、もしくは現在勤めている業種で働きたいと思っていない、もしくは仕事や通所での作業をしたいと考えている方】

農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」が48.1%と半数を占め、次いで「農福連携について知らないが、今後農作業等に取り組んでみたい」が15.1%、「農福連携について知っているが、今後農作業等に取り組むつもりはない」が13.0%となっています。“取り組んでいる”と“知っている”を合わせた<認知率>は21.6%、“取り組んでいる”と“取り組んでみたい”を合わせた<取組意向>は23.7%となっています。

障がい別にみると、重複障がい者では<認知率> <取組意向>ともに35.0%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

図表 15 日中の主な活動



(4) 外出

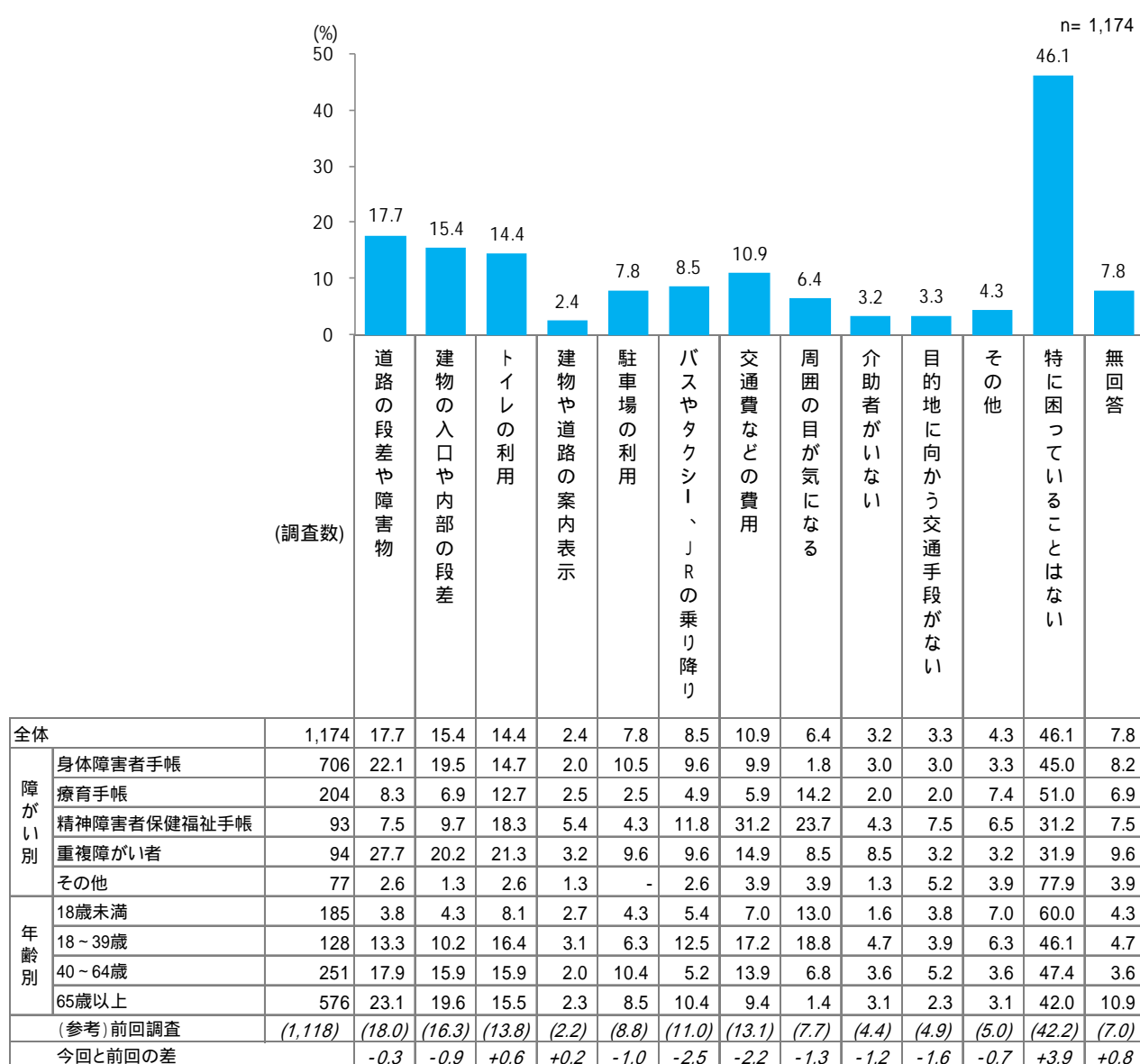
【回答条件：外出される方】

外出の際に困っていることとしては、「道路の段差や障害物」が17.7%、次いで「建物の入口や内部の段差」が15.4%、「トイレの利用」が14.4%となっています。一方、「特に困っていることはない」と回答した人は46.1%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「道路の段差や障害物」が22.1%、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「周囲の目が気になる」が各々14.2%、23.7%で最も多くなっています。

この結果から、今後も引き続きバリアフリー化を推進するとともに、市民の障がいに対する理解促進を進めることが求められていることがうかがえます。

図表 16 外出の際に困っていること 複数回答



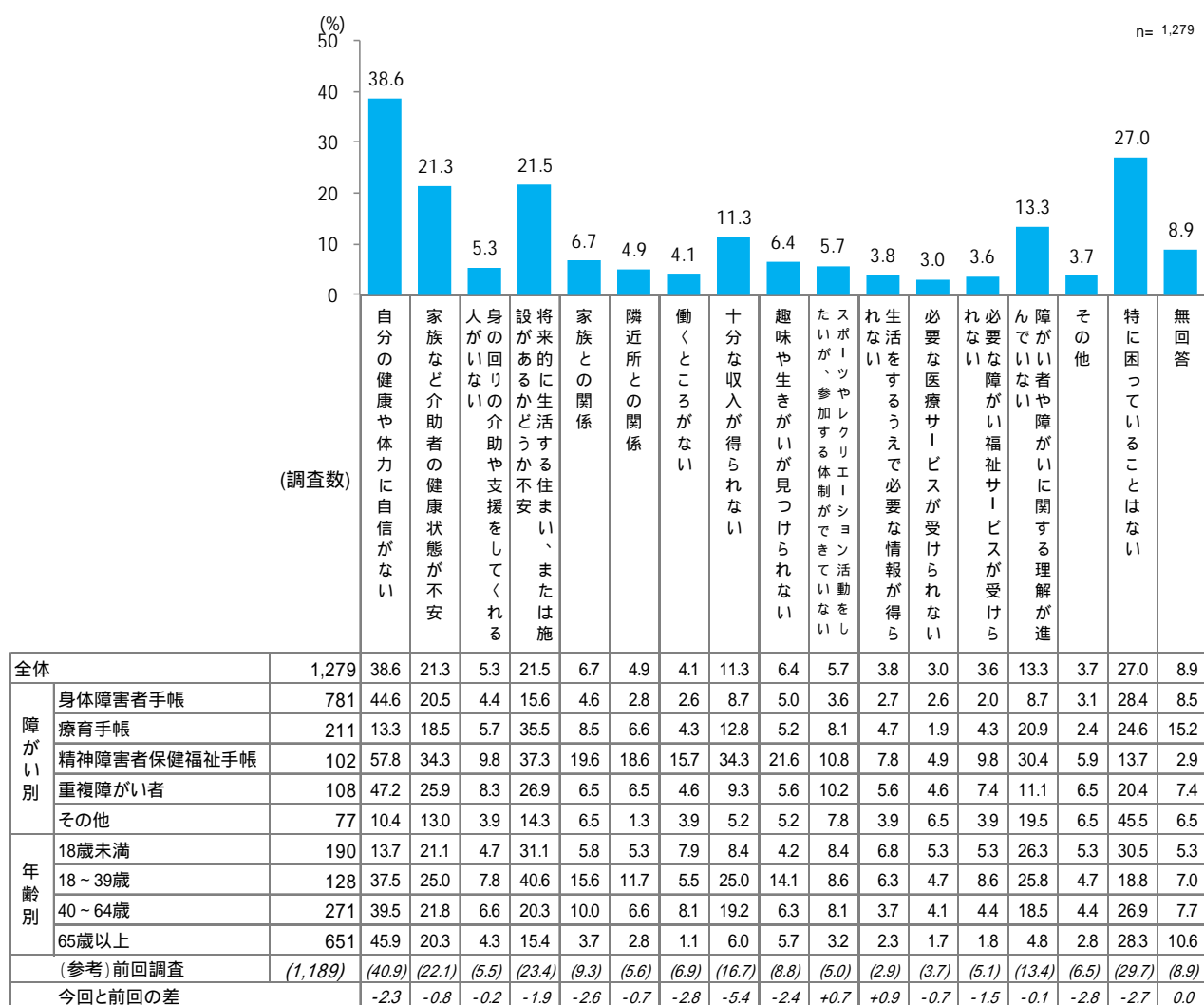
(5) 困っていることや相談先

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が38.6%で最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が21.5%、「家族など介助者の健康状態が不安」が21.3%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、重複障がい者では「自分の健康や体力に自信がない」が各々44.6%、57.8%、47.2%、療育手帳では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が35.5%で最も多くなっています。

この結果から、障がい者や介助者の健康状態や将来の住まい等に対する不安を解消することが求められていることがうかがえます。

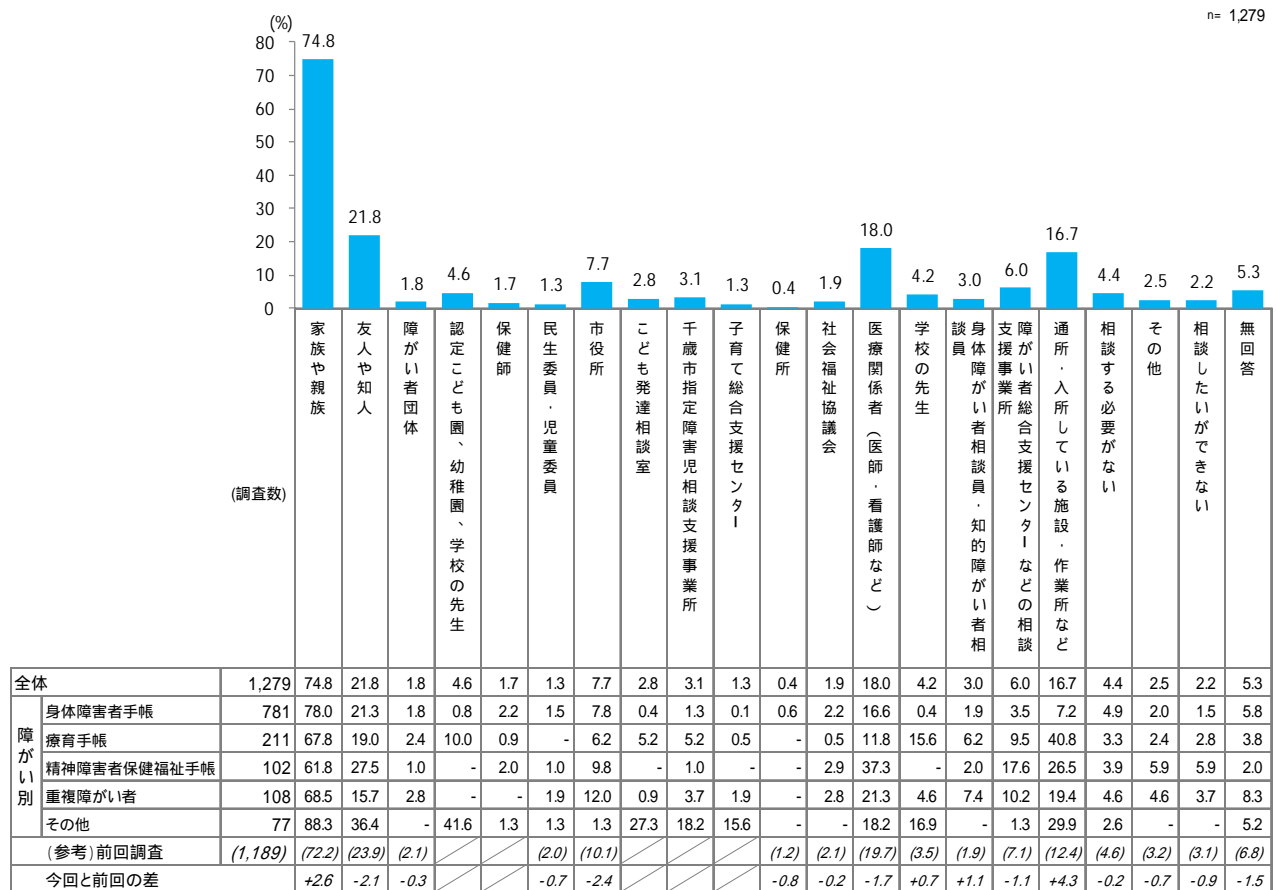
図表 17 現在の生活で困っていることや不安に思っていること 複数回答



相談ごとはだれにするかについては、「家族や親族」が74.8%で最も多く、次いで「友人や知人」が21.8%、「医療関係者（医師・看護師など）」が18.0%、「通所・入所している施設・作業所など」が16.7%となっています。

障がい別にみると、全ての障がい種別で「家族や親族」が最も多くなっています。また、療育手帳では「通所・入所している施設・作業所など」が40.8%、精神障害者保健福祉手帳では「医療関係者（医師・看護師など）」が37.3%で他の障がい種別に比べ多くなっています。

図表 18 相談ごとはだれにするか 複数回答



前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

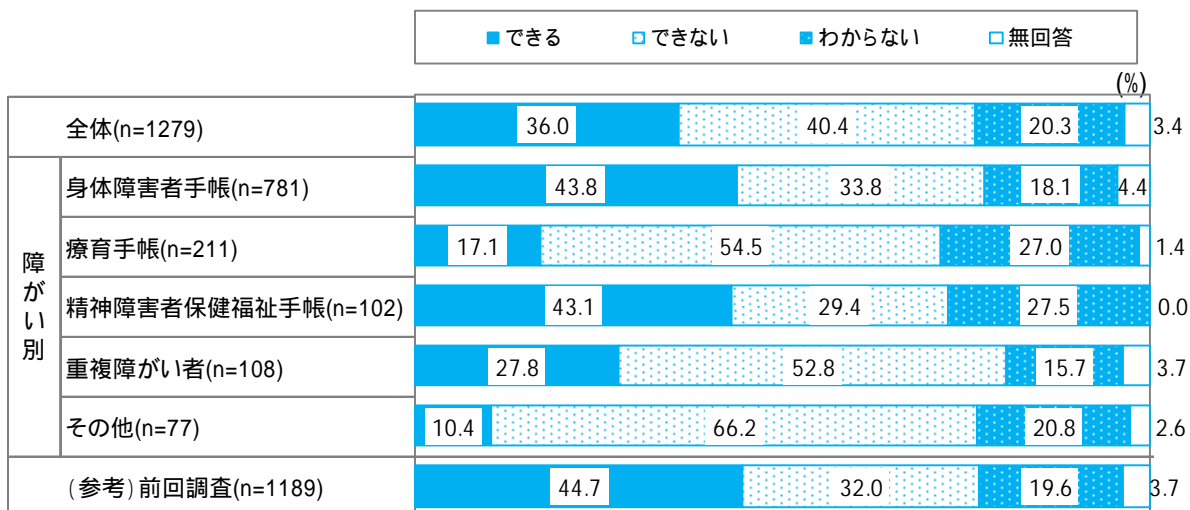
(6) 災害時の対応

災害が発生したとき一人で避難できるかについては、「できる」が36.0%、「できない」は40.4%、「わからない」が20.3%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では「できない」が54.5%と過半数を占めています。

この結果から、避難行動要支援者の支援体制の充実が求められていることがうかがえます。

図表 19 災害が発生したとき一人で避難できるか

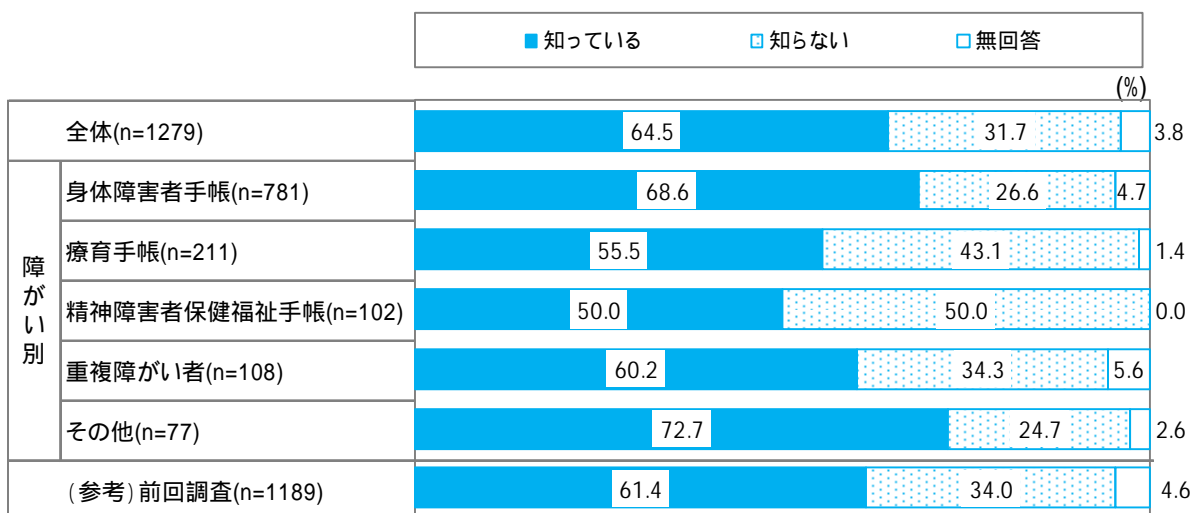


地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知については、「知っている」が64.5%、「知らない」が31.7%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「知っている」が50.0%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

この結果から、地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所について、周知を徹底することが求められています。

図表 20 地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知

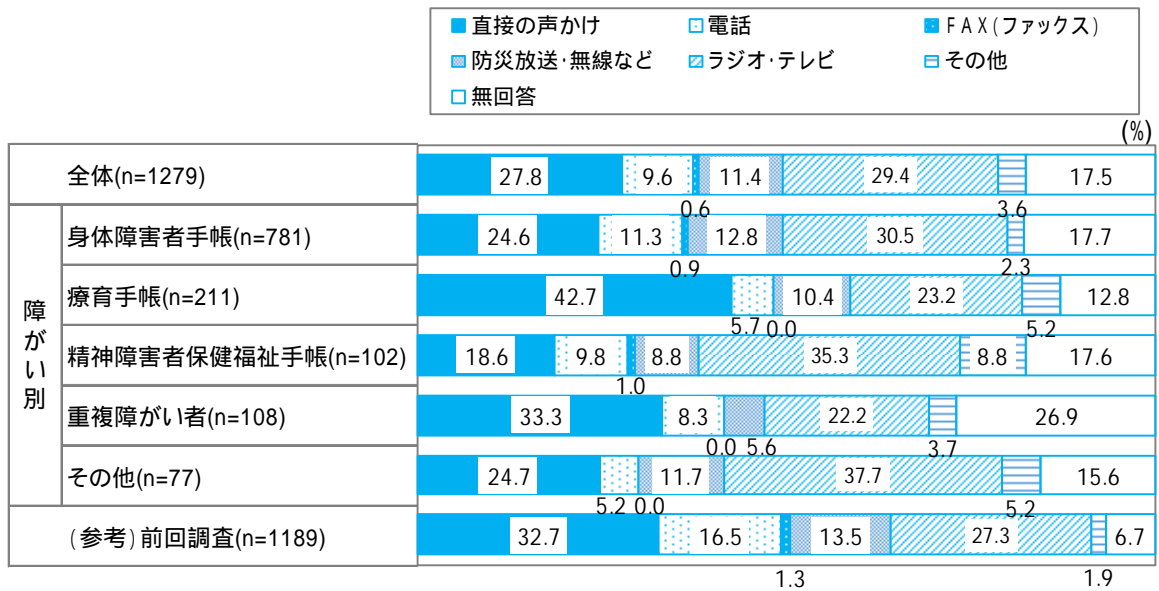


家にいる時に災害が発生した場合の情報を得たい方法については、「ラジオ・テレビ」が29.4%、次いで「直接の声かけ」が27.8%となっています。

障がい別にみると、療育手帳、重複障がい者では「直接の声かけ」が各々42.7%、33.3%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

この結果から、特に一人暮らしの障がいがある方に対しての直接の声掛けを行うことができるように、近隣住民と連携できる体制づくりが求められています。

図表 21 家にいる時に災害が発生した場合の情報を得たい方法



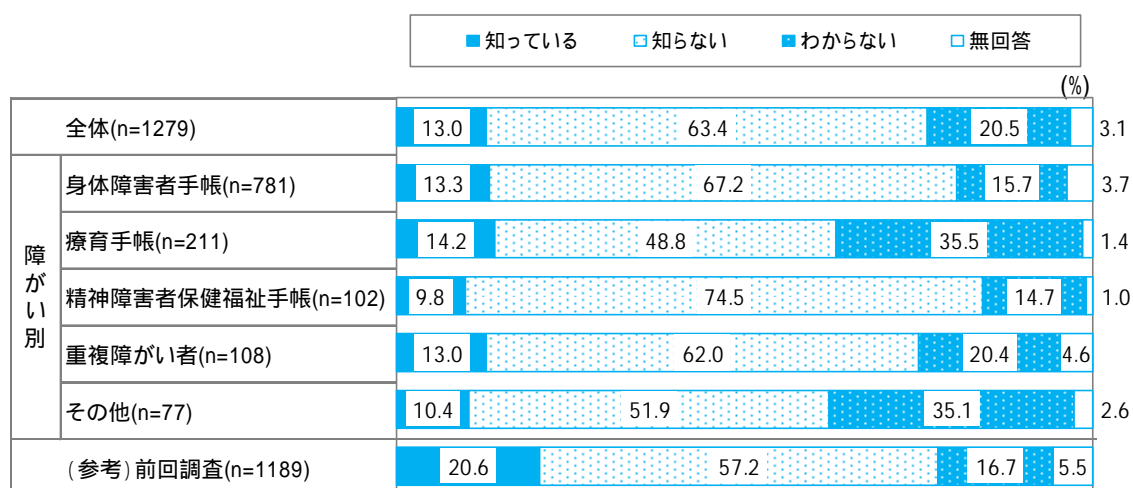
(7) 権利擁護・障がい者差別解消

障がい当事者の「障害者差別解消法」の認知度については、「知っている」は13.0%、一方、「知らない」「わからない」は合わせて8割以上となっています。

障がい別にみると、療育手帳、その他では「わからない」が各々35.5%、35.1%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

この結果から、「障害者差別解消法」を当事者だけでなく、市民に対しても周知することが求められていることがうかがえます。

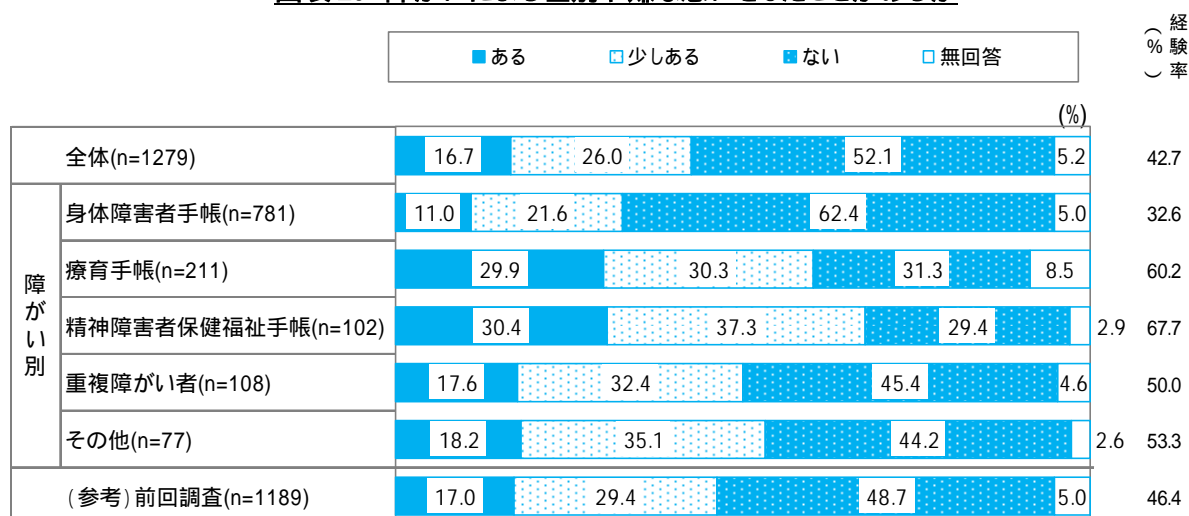
図表 22 障害者差別解消法を知っているか



障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」は16.7%、「少しある」は26.0%、合わせた<経験率>は42.7%となっています。

障がい別に<経験率>をみると、精神障害者保健福祉手帳では67.7%、療育手帳では60.2%と6割を超えています。

図表 23 障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか

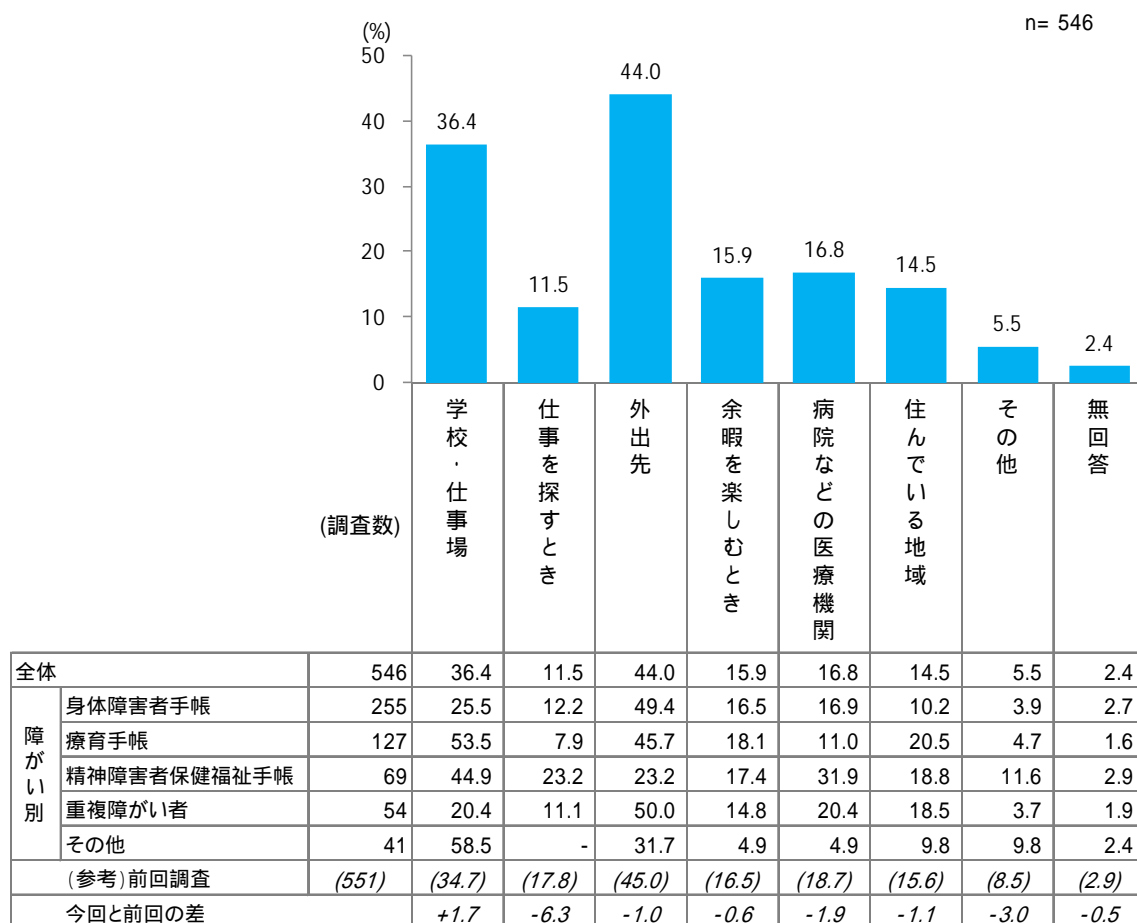


【回答条件：障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方】

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある方に、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出先」が44.0%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が36.4%となっています。

障がい別に見ると、身体障害者手帳では「外出先」が49.4%、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「学校・仕事場」が各々53.5%、44.9%で最も多くなっています。

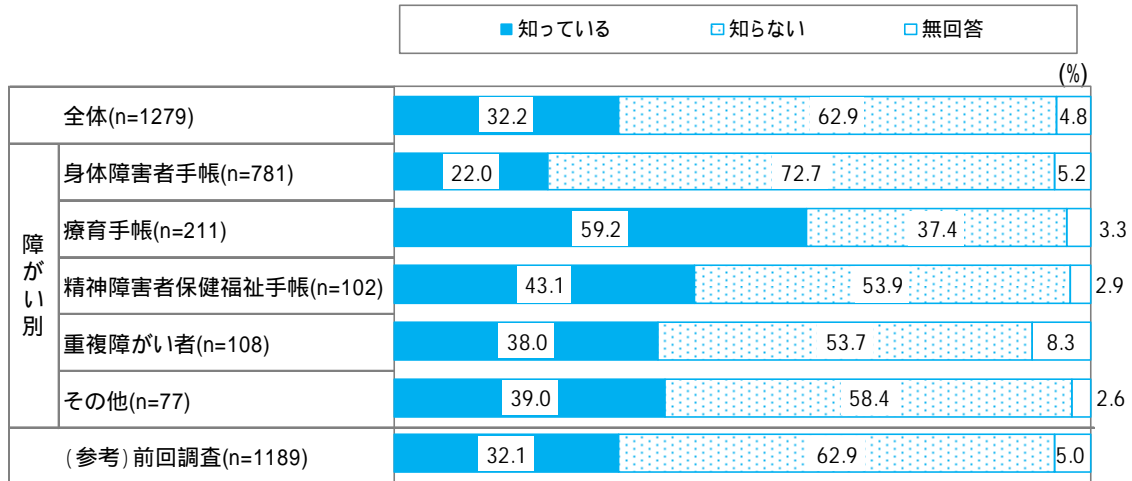
図表 24 どのような場所で差別や嫌な思いをしたことがあるか 複数回答



千歳市障がい者総合支援センター(通称:チップ)の認知については、「知っている」が32.2%、「知らない」が62.9%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「知っている」が22.0%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

図表 25 千歳市障がい者総合支援センター(通称:チップ)の認知



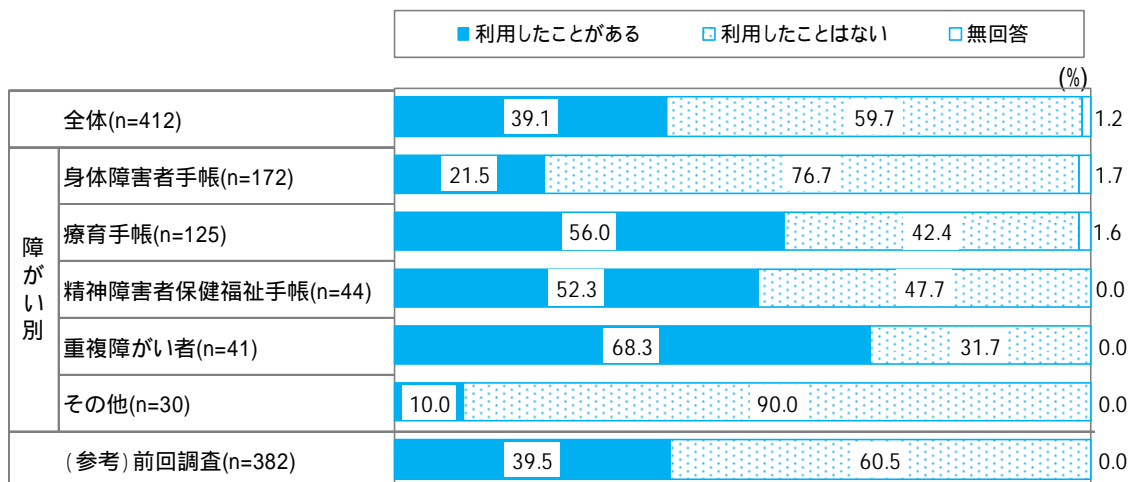
【回答条件：千歳市障がい者総合支援センター(通称:チップ)を知っている方】

千歳市障がい者総合支援センター(チップ)の利用については、「利用したことがある」が39.1%、「利用したことはない」が59.7%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳、その他では「利用したことがある」は各々21.5%、10.0%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

この結果から、千歳市障がい者総合支援センター(チップ)の認知を向上し、利用を促進する対策が求められています。

図表 26 千歳市障がい者総合支援センター(通称:チップ)の利用の有無



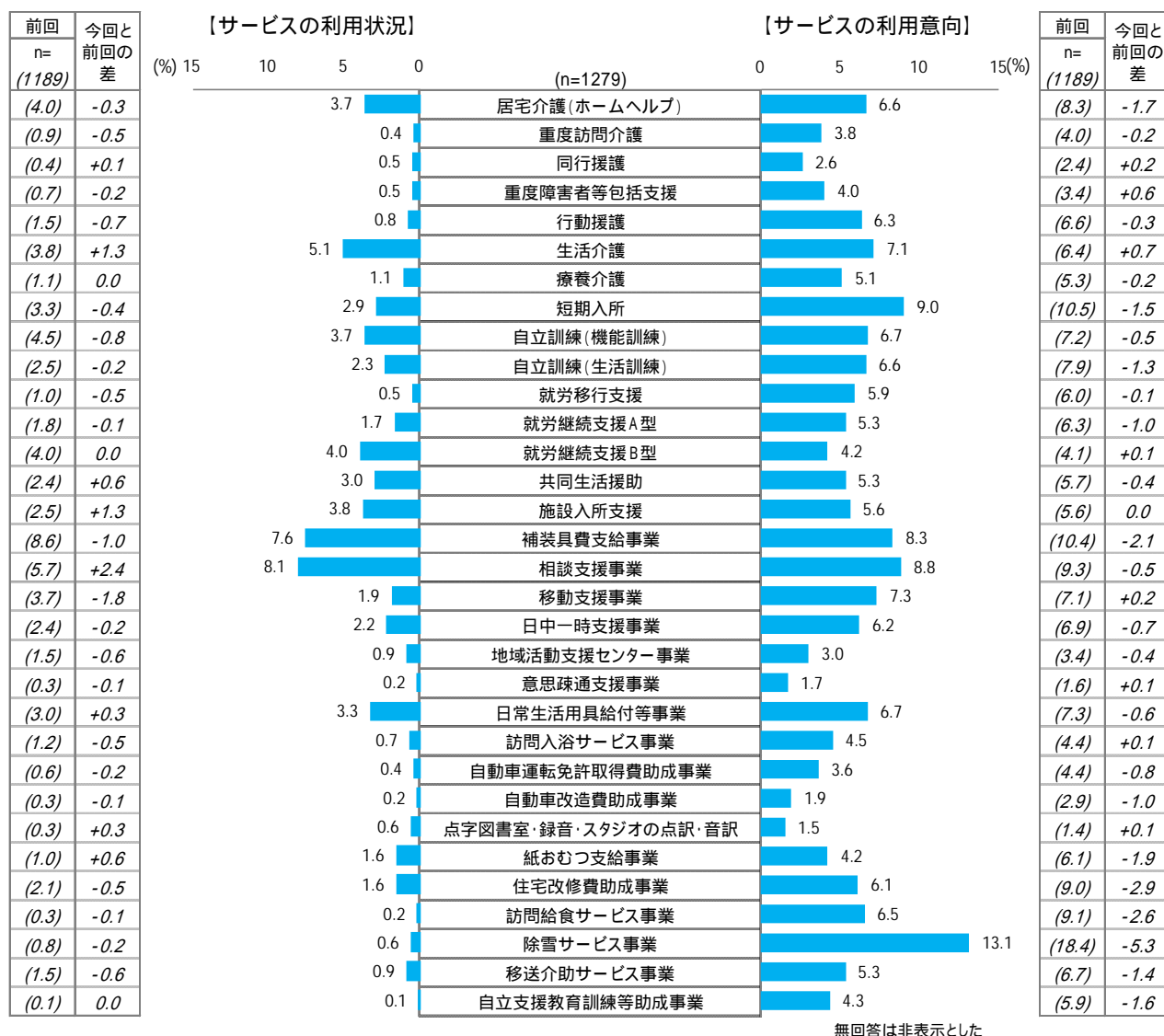
前回調査は回答条件がなかったため、条件を今回調査に合わせて集計している。

(8) 福祉サービス・福祉施策

現在利用している福祉サービスと今後利用したい福祉サービスについては、<現在利用しているサービス>は「相談支援事業」が8.1%で最も多く、次いで「補装具費支給事業」が7.6%となっています。一方、<今後利用したいサービス>は、「除雪サービス事業」が13.1%で最も多く、次いで「短期入所」が9.0%、「相談支援事業」が8.8%、「補装具費支給事業」が8.3%となっています。

この結果から、障がいがある人に必要なサービスを提供するため、福祉サービスの周知が求められていることがうかがえます。

図表 27 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 複数回答



サービスの利用状況を障がい別にみると、身体障害者手帳では「補装具費支給事業」が10.2%、療育手帳では「生活介護」「相談支援事業」が各々15.6%、精神障害者保健福祉手帳では「就労継続支援 B」が14.7%で最も多くなっています。

図表 28 現在の福祉サービスの障がい別利用状況 複数回答

| | | 調査数 | ヘルプ 居宅介護 (ホーム) | 重度訪問 介護 | 同行 支援 | 重度障害 者等包括 支援 | 行動 支援 | 生活 介護 | 療養 介護 | 短期 入所 | 自立 訓練 (機能 訓練) | 自立 訓練 (生活 訓練) | 就労 移行 支援 |
|------------------|-------------|-------|----------------------|------------|----------|--------------------|----------|----------|----------|----------|------------------------|------------------------|----------------|
| 全体 | | 1,279 | 3.7 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.8 | 5.1 | 1.1 | 2.9 | 3.7 | 2.3 | 0.5 |
| 障 が い 別 | 身体障害者手帳 | 781 | 3.7 | 0.1 | 0.8 | 0.5 | 0.5 | 2.4 | 1.2 | 2.8 | 4.9 | 2.3 | 0.1 |
| | 療育手帳 | 211 | 0.9 | 0.5 | - | - | 2.4 | 15.6 | 0.5 | 3.3 | - | 1.9 | 0.9 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 102 | 4.9 | - | - | - | - | 3.9 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.9 | 2.0 |
| | 重複障がい者 | 108 | 10.2 | 2.8 | 0.9 | 1.9 | 0.9 | 8.3 | 1.9 | 5.6 | 5.6 | 3.7 | 1.9 |
| | その他 | 77 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1.3 | 1.3 | - |

(続き)

| | | 調査数 | 就 労 継 続 支 援 A 型 | 就 労 継 続 支 援 B 型 | 共 同 生 活 支 援 | 施 設 入 所 支 援 | 補 装 具 費 支 給 事 業 | 相 談 支 援 事 業 | 移 動 支 援 事 業 | 日 中 一 時 支 援 事 業 | 地 域 活 動 支 援 セ ン ター 事 業 | 意 思 疎 通 支 援 事 業 | 日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業 |
|------------------|-------------|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|---|
| 全体 | | 1,279 | 1.7 | 4.0 | 3.0 | 3.8 | 7.6 | 8.1 | 1.9 | 2.2 | 0.9 | 0.2 | 3.3 |
| 障 が い 別 | 身体障害者手帳 | 781 | 0.6 | 0.4 | 1.4 | 2.2 | 10.2 | 3.1 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.1 | 4.5 |
| | 療育手帳 | 211 | 2.8 | 11.8 | 8.1 | 12.3 | 0.5 | 15.6 | 6.6 | 8.1 | 1.9 | - | - |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 102 | 7.8 | 14.7 | 5.9 | 2.0 | 1.0 | 12.7 | 1.0 | - | 2.9 | - | 1.0 |
| | 重複障がい者 | 108 | 2.8 | 7.4 | 4.6 | 3.7 | 13.9 | 14.8 | 3.7 | 5.6 | 0.9 | 0.9 | 5.6 |
| | その他 | 77 | - | - | - | - | - | 23.4 | - | - | - | - | - |

(続き)

| | | 調査数 | 事 業 訪 問 入 浴 サ ー ビ ス | 自 動 車 運 転 免 許 取 得 支 援 事 業 | 自 動 車 改 造 費 助 成 事 業 | 点 字 図 書 室 ・ 録 音 ・ 録 音 機 器 の 貸 出 支 援 事 業 | 紙 お む つ 支 給 事 業 | 住 宅 改 修 費 助 成 事 業 | 訪 問 給 食 サ ー ビ ス 事 業 | 除 雪 サ ー ビ ス 事 業 | 移 送 介 助 サ ー ビ ス 事 業 | 自 立 支 援 教 育 訓 練 等 助 成 事 業 | 無 回 答 |
|------------------|-------------|-------|--|---|--|--|--------------------------------------|---|--|--------------------------------------|--|---|-------------|
| 全体 | | 1,279 | 0.7 | 0.4 | 0.2 | 0.6 | 1.6 | 1.6 | 0.2 | 0.6 | 0.9 | 0.1 | 67.0 |
| 障 が い 別 | 身体障害者手帳 | 781 | 0.8 | 0.3 | 0.1 | 0.9 | 1.2 | 2.0 | 0.4 | 0.8 | 1.0 | - | 73.4 |
| | 療育手帳 | 211 | - | 0.5 | - | - | - | - | - | - | - | - | 50.2 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 102 | - | 1.0 | - | - | 2.0 | - | - | - | - | - | 62.7 |
| | 重複障がい者 | 108 | 2.8 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 7.4 | 3.7 | - | 1.9 | 2.8 | 0.9 | 51.9 |
| | その他 | 77 | - | - | - | - | 1.3 | - | - | - | - | - | 75.3 |

サービス利用意向を障がい別にみると、身体障害者手帳では「除雪サービス事業」が17.2%、療育手帳では「就労継続支援A」が16.1%、精神障害者保健福祉手帳では「自立訓練（生活訓練）」が15.7%で最も多くなっています。

図表 29 今後の福祉サービスの障がい別利用意向 複数回答

| | | 調査数 | ヘルプ（ホーム） | 重度訪問介護 | 同行援護 | 支援（重度障害者等包括） | 行動援護 | 生活介護 | 療養介護 | 短期入所 | 自立訓練（機能訓練） | 自立訓練（生活訓練） | 就労移行支援 |
|------|-------------|-------|----------|--------|------|--------------|------|------|------|------|------------|------------|--------|
| 全体 | | 1,279 | 6.6 | 3.8 | 2.6 | 4.0 | 6.3 | 7.1 | 5.1 | 9.0 | 6.7 | 6.6 | 5.9 |
| 障がい別 | 身体障害者手帳 | 781 | 8.2 | 4.7 | 3.2 | 4.7 | 6.1 | 5.5 | 5.4 | 9.5 | 6.4 | 4.5 | 2.4 |
| | 療育手帳 | 211 | 0.9 | - | - | 0.9 | 5.2 | 10.4 | 0.5 | 9.5 | 3.8 | 8.5 | 14.7 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 102 | 3.9 | 2.0 | 1.0 | 2.0 | 6.9 | 9.8 | 10.8 | 2.9 | 12.7 | 15.7 | 11.8 |
| | 重複障がい者 | 108 | 13.0 | 8.3 | 5.6 | 8.3 | 12.0 | 14.8 | 10.2 | 16.7 | 11.1 | 9.3 | 7.4 |
| | その他 | 77 | - | - | 1.3 | 1.3 | 1.3 | - | - | - | 3.9 | 6.5 | 6.5 |

(続き)

| | | 調査数 | 就労継続支援A型 | 就労継続支援B型 | 共同生活援助 | 施設入所支援 | 補装具費支給事業 | 相談支援事業 | 移動支援事業 | 日中一時支援事業 | 地域活動支援センター事業 | 意思疎通支援事業 | 日常生活用具給付等事業 |
|------|-------------|-------|----------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------------|----------|-------------|
| 全体 | | 1,279 | 5.3 | 4.2 | 5.3 | 5.6 | 8.3 | 8.8 | 7.3 | 6.2 | 3.0 | 1.7 | 6.7 |
| 障がい別 | 身体障害者手帳 | 781 | 1.9 | 1.3 | 3.8 | 3.8 | 11.4 | 6.7 | 5.2 | 5.5 | 2.3 | 1.4 | 8.7 |
| | 療育手帳 | 211 | 16.1 | 13.7 | 10.4 | 12.8 | 0.5 | 10.9 | 12.8 | 9.5 | 2.8 | 1.4 | 0.5 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 102 | 11.8 | 8.8 | 4.9 | 2.0 | 2.0 | 14.7 | 5.9 | 2.0 | 4.9 | 2.0 | 2.0 |
| | 重複障がい者 | 108 | 4.6 | 3.7 | 10.2 | 11.1 | 11.1 | 14.8 | 17.6 | 13.0 | 9.3 | 3.7 | 13.0 |
| | その他 | 77 | 2.6 | 2.6 | - | - | 2.6 | 9.1 | - | - | - | 2.6 | 1.3 |

(続き)

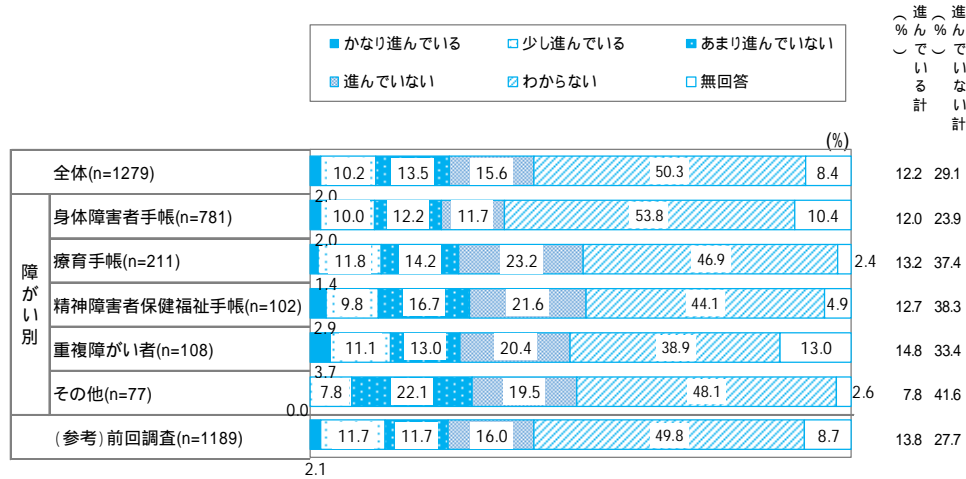
| | | 調査数 | 訪問入浴サービス | 自動車運転免許取得 | 自動車改造費助成 | 音声・点字・録音・録画・録音・録画 | 紙おむつ支給事業 | 住宅改修費助成 | 訪問給食サービス | 除雪サービス事業 | 移送介助サービス | 自立支援教育訓練 | 無回答 |
|------|-------------|-------|----------|-----------|----------|-------------------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|------|
| 全体 | | 1,279 | 4.5 | 3.6 | 1.9 | 1.5 | 4.2 | 6.1 | 6.5 | 13.1 | 5.3 | 4.3 | 57.1 |
| 障がい別 | 身体障害者手帳 | 781 | 6.3 | 2.9 | 2.4 | 1.5 | 5.9 | 7.8 | 7.8 | 17.2 | 6.3 | 2.3 | 58.5 |
| | 療育手帳 | 211 | 0.9 | 5.2 | - | - | 0.5 | 0.5 | 2.4 | 1.4 | 0.9 | 7.1 | 47.4 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 102 | 1.0 | 7.8 | 2.0 | 2.0 | - | 2.9 | 4.9 | 12.7 | 6.9 | 13.7 | 48.0 |
| | 重複障がい者 | 108 | 4.6 | 2.8 | 2.8 | 4.6 | 4.6 | 11.1 | 10.2 | 14.8 | 9.3 | 5.6 | 54.6 |
| | その他 | 77 | - | 1.3 | - | - | 2.6 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | - | 2.6 | 84.4 |

(9) 地域における共生

身近な地域における共生がどの程度進んでいるかについては、「かなり進んでいる」2.0%、「少し進んでいる」10.2%を合わせた<進んでいる計>は12.2%、一方、「あまり進んでいない」13.5%、「進んでいない」15.6%を合わせた<進んでいない計>は29.1%となっています。

この結果から、障がいがある人と地域との交流機会を創出することが求められていることがうかがえます。

図表 30 地域における共生がどの程度進んでいるか



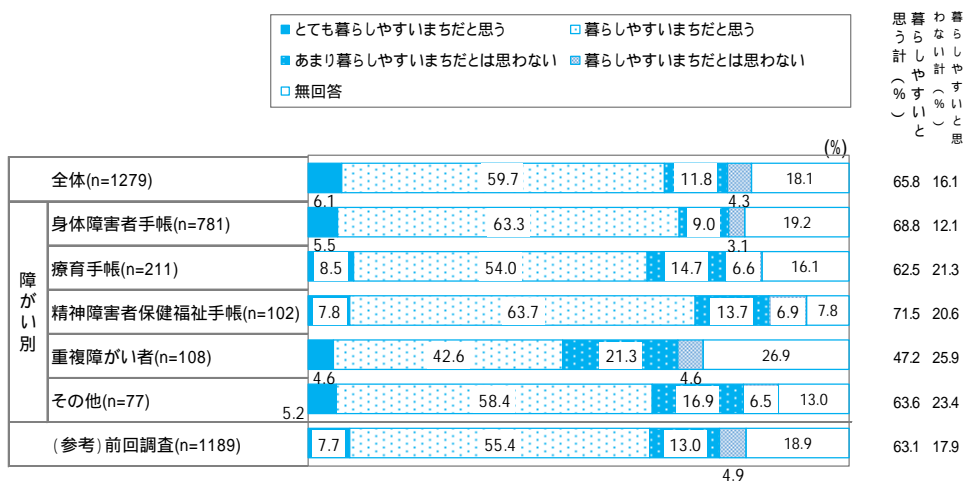
(10) 暮らしやすさや将来の生活

千歳市は障がいがある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」6.1%、「暮らしやすいまちだと思う」59.7%を合わせた<暮らしやすいと思う計>は65.8%、一方、「あまり暮らしやすいまちだと思わない」11.8%、「暮らしやすいまちだと思わない」4.3%を合わせた<暮らしやすいと思わない計>は16.1%となっています。

障がい別にみると、重複障がい者では<暮らしやすいと思う計>は47.2%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

この結果から、今以上に障がいがある人にとって暮らしやすいまちとなるように福祉施策、福祉サービスの提供体制の推進が求められていることがうかがえます。

図表 31 千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うか

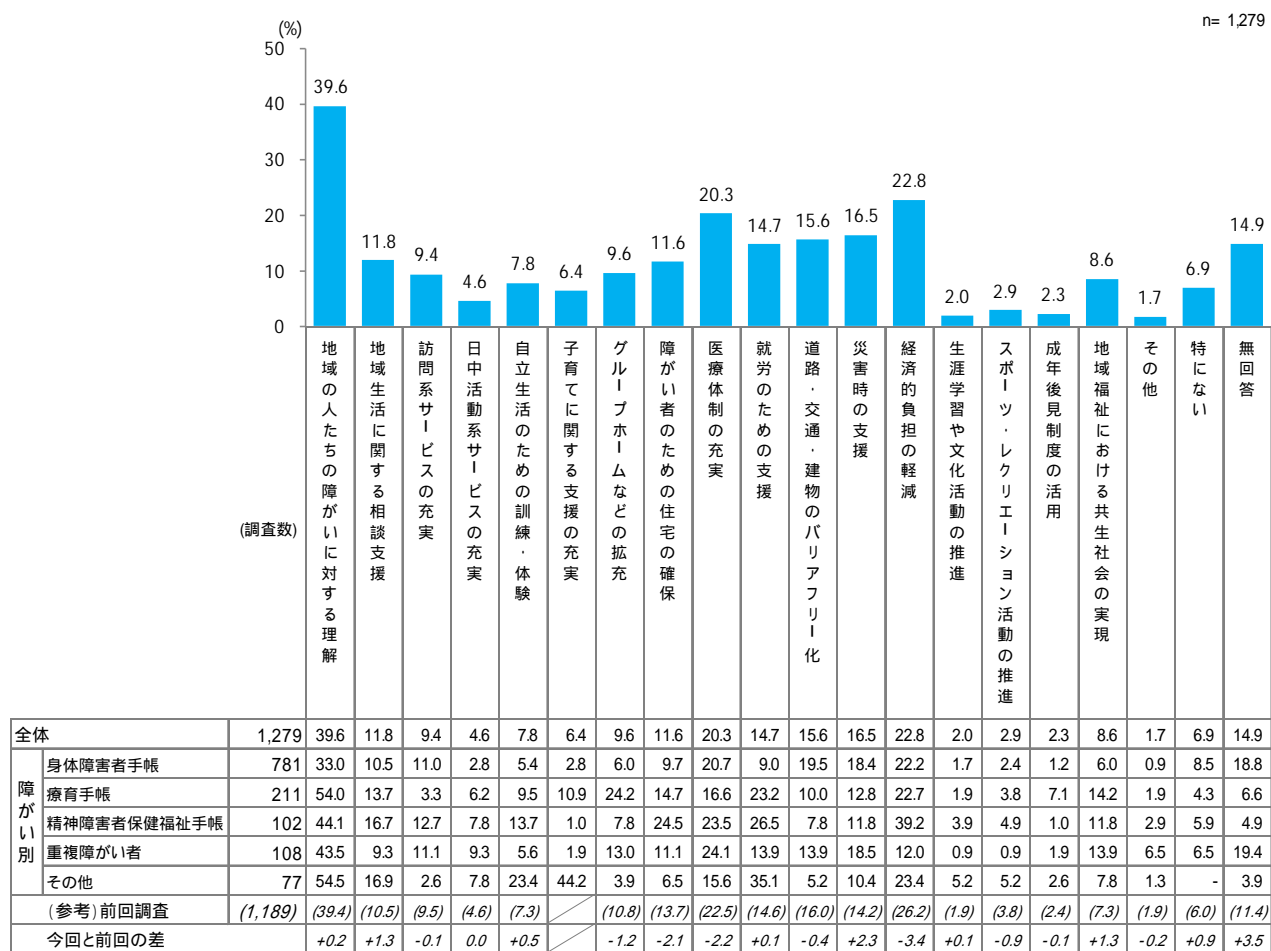


障がいがある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が39.6%で最も多く、次いで「経済的負担の軽減」が22.8%、「医療体制の充実」が20.3%となっています。

障がい別にみると、全ての障がい種別で「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっています。また、療育手帳では「グループホームなどの拡充」が24.2%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

この結果から、市民の障がいに対する理解促進、経済的な負担を軽減するための医療費の助成、医療体制の充実に対する取組が求められていることがうかがえます。

図表 32 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと 複数回答



前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

2. 障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）

障がい者当事者アンケート(1,279名)のうち、18歳未満(190名)に絞り込んで集計を行いました。

調査の目的・内容

本調査は、令和3年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」、「第2期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

調査対象者

18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証のいずれかを所持している人

調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

調査期間

令和2年9月2日～9月25日（調査基準日 令和2年7月1日）

調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で517人、うち190人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は36.8%でした。

図表 33-1 調査対象者数、回答数、回答率

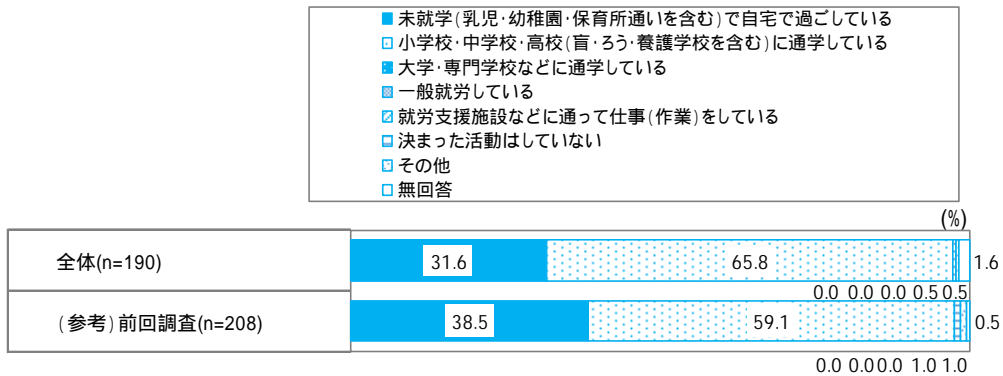
| 対象者数 | 回答者数 | 回答率 |
|------|------|-------|
| 517人 | 190人 | 36.8% |

(1) 日常生活

日中の主な活動については、「未就学（乳児・幼稚園・保育所通いを含む）で自宅で過ごしている」が 31.6%、「小学校・中学校・高校（盲・ろう・養護学校を含む）に通学している」が 65.8%となっています。

この結果から、今後も巡回支援事業等を活用し、集団生活における適応支援など、地域生活支援の充実が求められていることがうかがえます。

図表 34 日中の主な活動



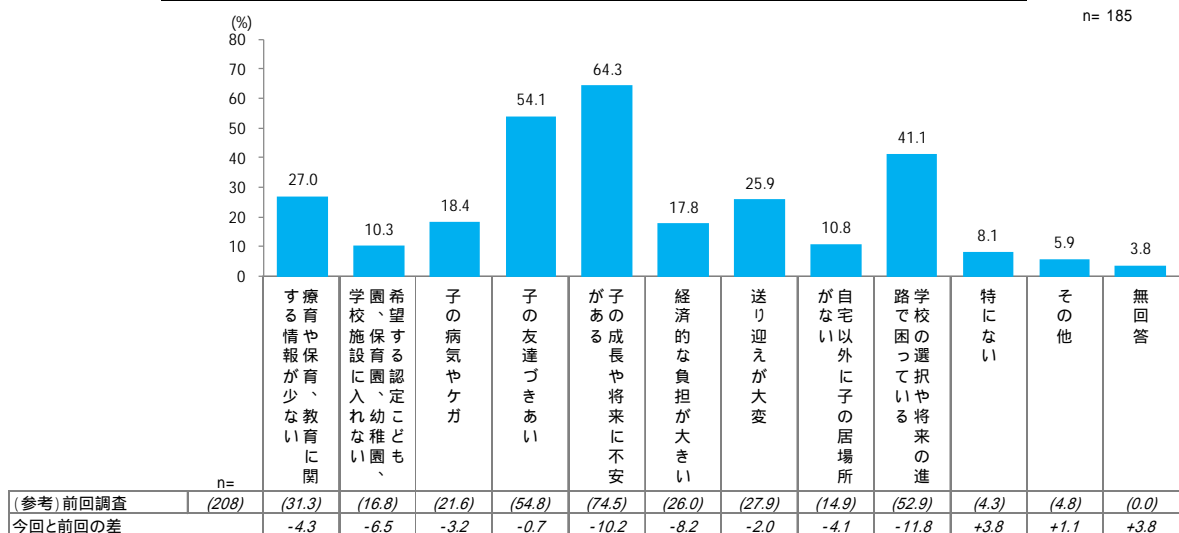
(2) 障がいがあることへの不安

障がいがあることによって不安を感じていることについては、「子の成長や将来に不安がある」が 64.3%で最も多く、次いで「子の友達づきあい」が 54.1%、「学校の選択や将来の進路で困っている」が 41.1%となっています。

この結果から、地域で将来を見通した継続的な支援体制の充実が求められていることがうかがえます。

回答条件：今回の調査は 18 歳未満で未就学または通学中の方

図表 35 障がいがあることにより、特に不安を感じていること 複数回答

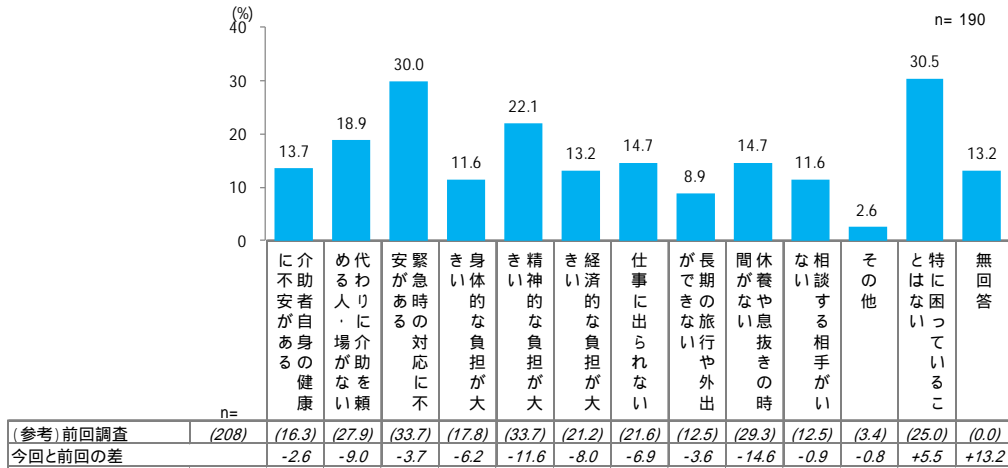


(3) 養育・介助者について

介助者の方が介助する上で困っていることについては、「緊急時の対応に不安がある」が30.0%、次いで「精神的な負担が大きい」が22.1%となっています。一方、「特に困っていることはない」は30.5%となっています。

この結果から、緊急時の対応や介助者の精神的負担の軽減が求められていることがうかがえます。

図表 36 養育・介助をする上で困っていること 複数回答

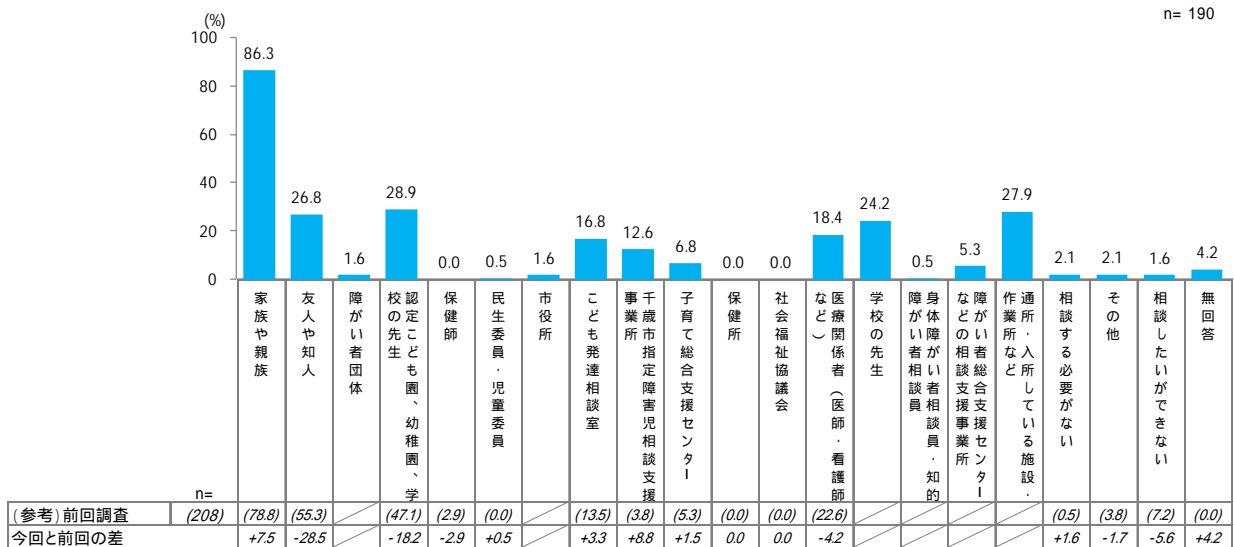


(4) 相談先について

相談ごとはだれにするかについては、「家族や親族」が86.3%で最も多く、次いで「認定こども園、幼稚園、学校の先生」が28.9%、「通所・入所している施設・作業所など」が27.9%、「友人や知人」が26.8%、「学校の先生」が24.2%となっています。

「千歳市指定相談支援事業所」は12.6%にとどまっていることから、当該事業所のより一層の周知が必要と推察されます。

図表 37 相談ごとはだれにするか 複数回答



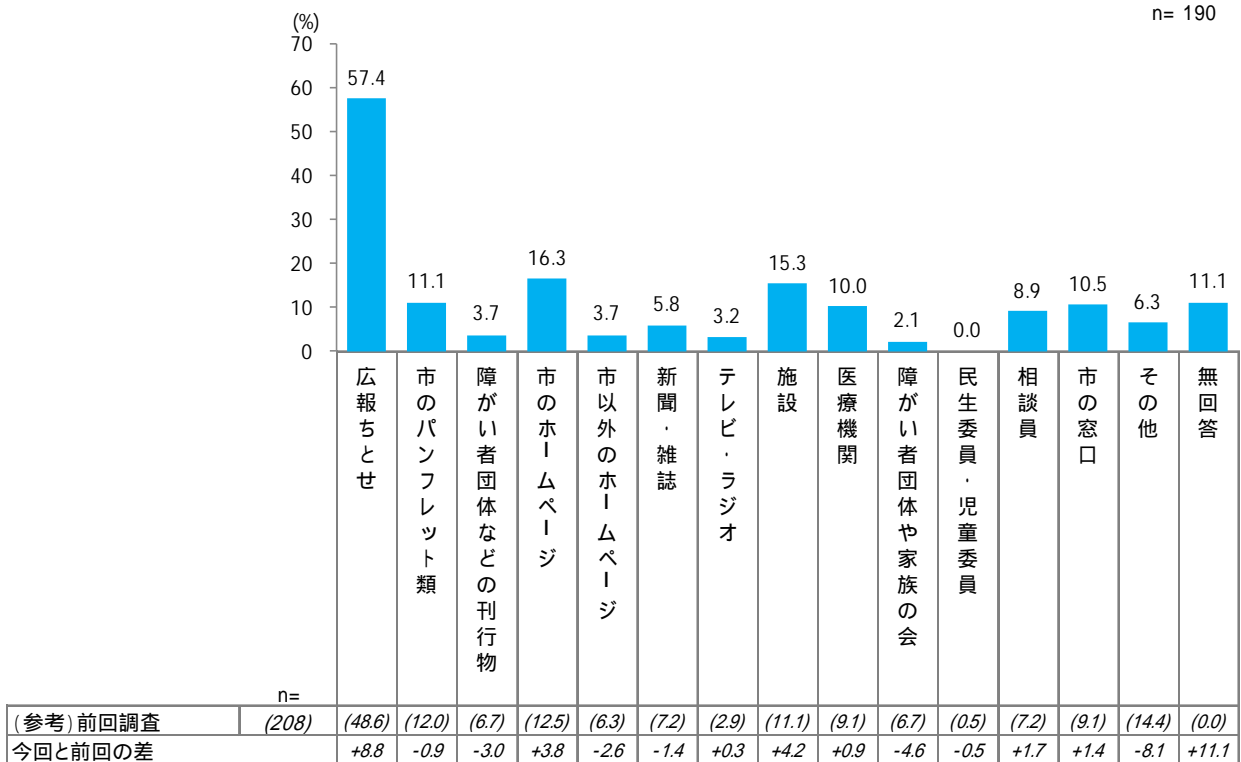
前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

(5)福祉サービス・福祉施策などについて

福祉サービスや福祉施策などに関する情報入手経路については、「広報ちとせ」が57.4%で最も多く、次いで「市のホームページ」が16.3%、「施設」が15.3%となっています。

この結果から、情報入手経路が「広報ちとせ」が突出していることから、より多くの情報を供給するため、他の媒体からの情報の認知を増やす必要があると思われます。

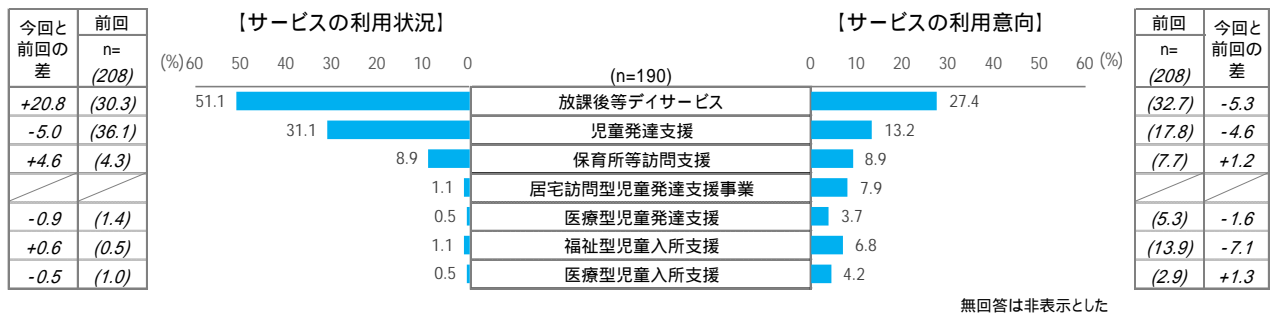
図表 38 福祉サービスや福祉施策などに関する情報の入手 複数回答



現在、利用している障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が51.1%で最も多く、次いで「児童発達支援」が31.1%、「保育所等訪問支援」が8.9%となっています。

今後、利用したい障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が27.4%で最も多く、次いで「児童発達支援」が13.2%、「保育所等訪問支援」が8.9%となっています。

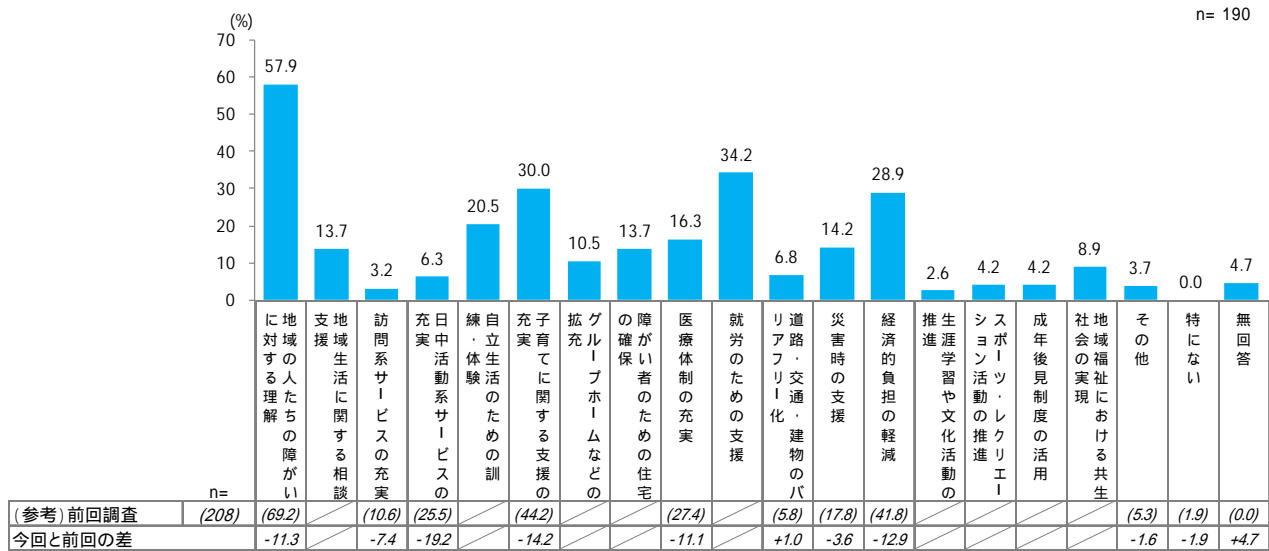
図表 39 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 複数回答



無回答は非表示とした

障がいがある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が57.9%で最も多く、次いで「就労のための支援」が34.2%、「子育てに関する支援の充実」が30.0%、「経済的負担の軽減」が28.9%となっています。

図表 40 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと 複数回答

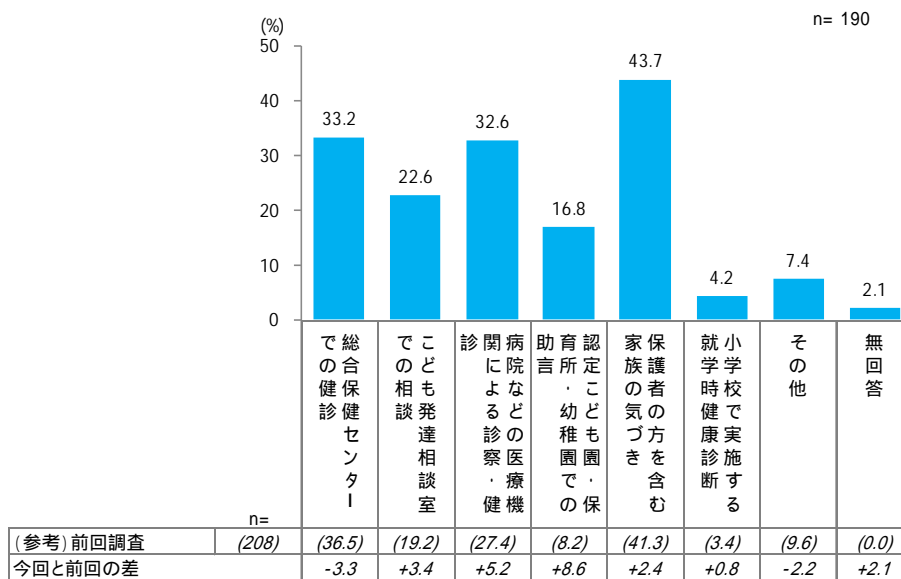


(6) 早期療育などについて

お子さんの発達課題や障がいに気づいたきっかけについては、「保護者の方を含む家族の気づき」が43.7%で最も多く、次いで「総合保健センターでの健診」が33.2%、「病院などの医療機関による診察・健診」が32.6%となっています。

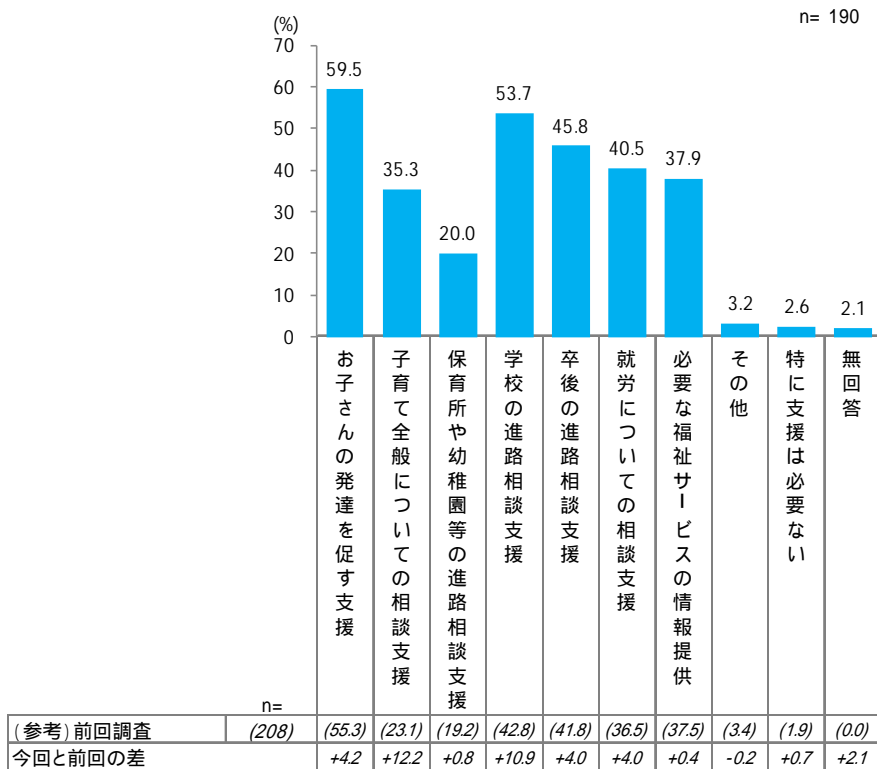
この結果から、家族の気づきを気軽に相談できる相談支援体制の整備や各関係機関とこども発達相談室の連携の強化が求められていることがうかがえます。

図表 41 お子さんの発達課題や障がいに気づいたきっかけ 複数回答



必要な支援については、「お子さんの発達を促す支援」が59.5%、次いで「学校の進路相談支援」が53.7%、「卒後の進路相談支援」が45.8%となっています。

図表 42 現在、必要な支援 複数回答

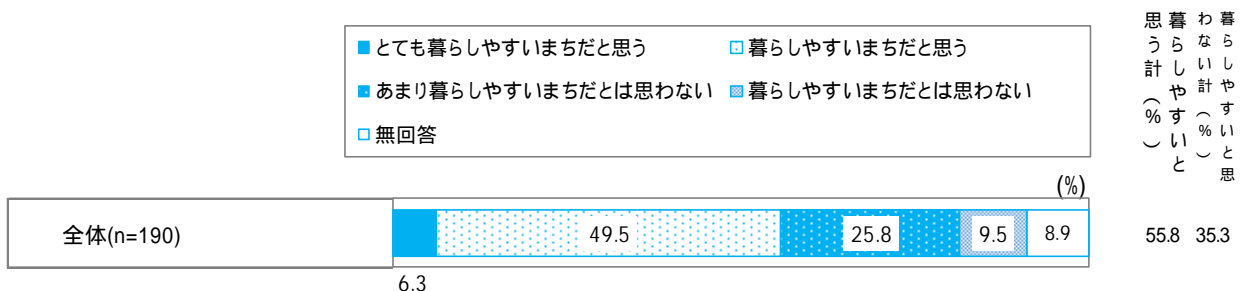


(7) 暮らしやすさや将来の生活

千歳市は障がいがある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」6.3%、「暮らしやすいまちだと思う」49.5%を合わせた<暮らしやすいと思う計>は55.8%（障がい者全体は65.8%）、一方、「あまり暮らしやすいまちだと思わない」25.8%、「暮らしやすいまちだと思わない」9.5%を合わせた<暮らしやすいと思わない計>は35.3%（障がい者全体は16.1%）となっています。

この結果から、障がい者全体において障がい児が暮らしやすさを感じていないことが表れており、障がい児にとって暮らしやすいまちづくりが求められています。

図表 43 千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うか



3 . サービス提供事業所アンケート調査結果

調査の目的・内容

本調査は、令和3年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」「第2期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、障害福祉サービス提供事業所に対し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向等を把握するために実施しました。

調査対象

市内の障害福祉サービス提供事業所

調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

調査期間

令和2年8月26日～9月11日（調査基準日 令和2年7月1日）

調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象者事業所数は、全体で56事業所、うち40事業所から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は71.4%でした。

図表 44 調査対象数、回答数、回答率

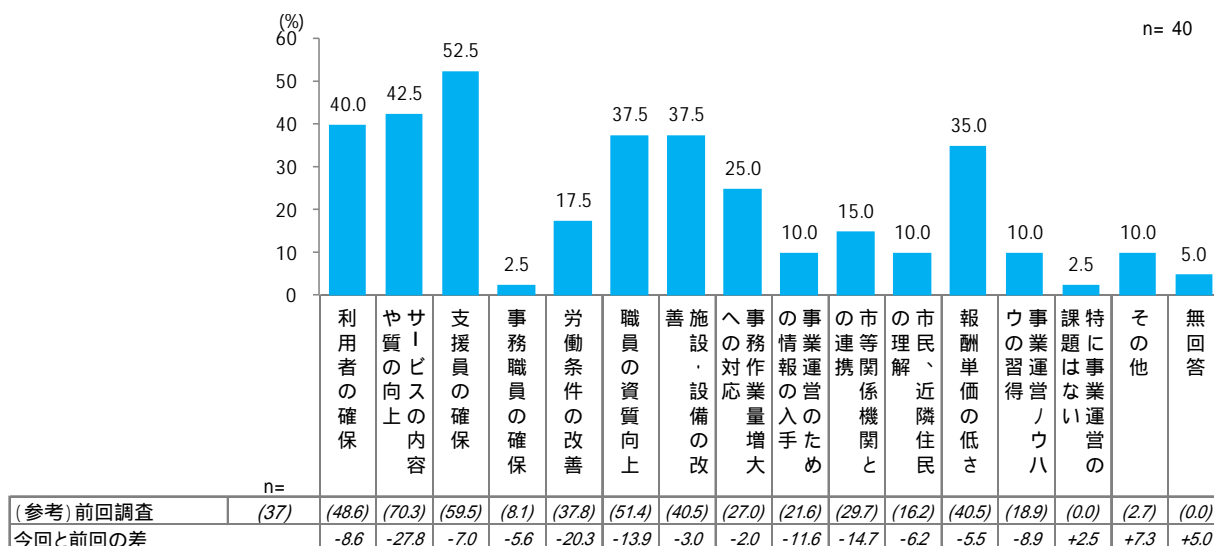
| 対象事業所数 | 回答事業所数 | 回答率 |
|--------|--------|-------|
| 56 事業所 | 40 事業所 | 71.4% |

(1) 運営上の課題や支援

円滑な事業運営のために、改善したいとお考えの運営上の課題について、「支援員の確保」が52.5%と最も多く、次いで「サービスの内容や質の向上」が42.5%、「利用者の確保」が40.0%となっています。

サービス提供体制とあわせて、利用者の確保が主な課題となっています。

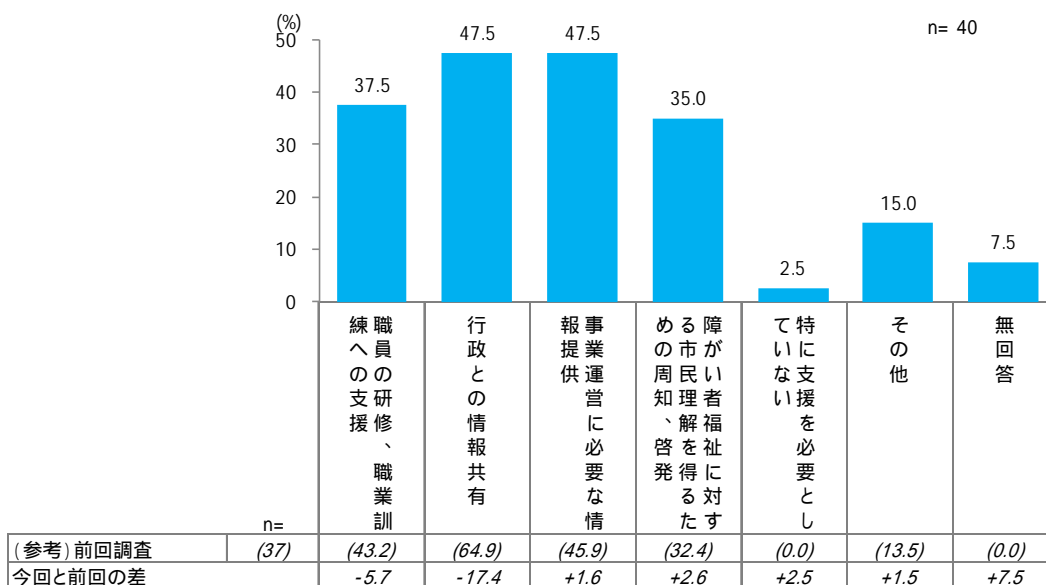
図表 45 改善したいとお考えの運営上の課題 複数回答



今後の事業運営に当たって、行政等の関係機関からどのような支援があればいいかについて、「行政との情報共有」「事業運営に必要な情報提供」が各々47.5%、次いで「職員の研修、職業訓練への支援」が37.5%となっています。

行政との情報共有、事業運営のための情報提供、職員の研修・訓練に対する支援が求められています。

図表 46 行政等の関係機関からどのような支援があればいいか 複数回答

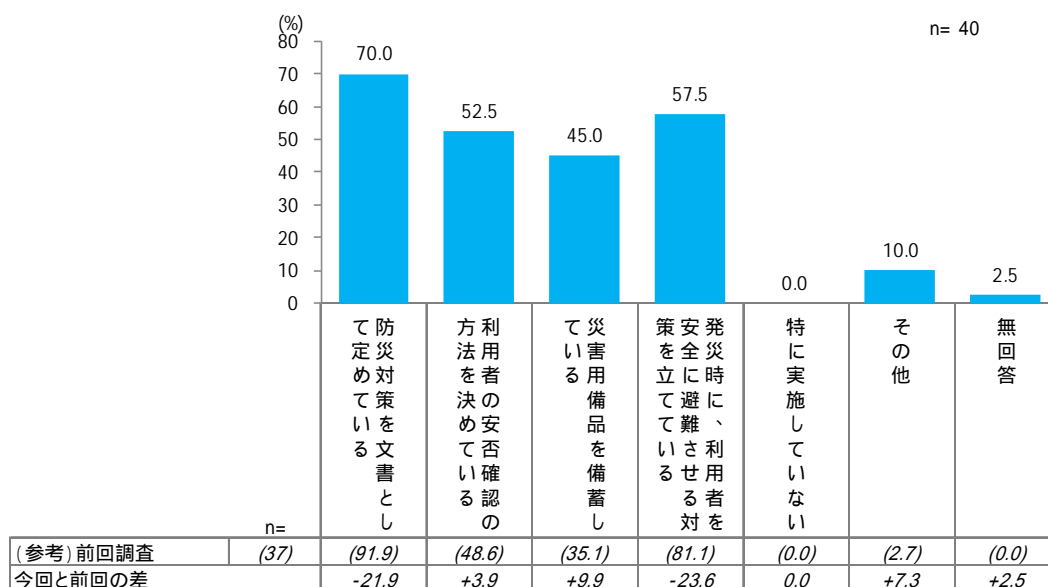


(2) 防災・防犯対策

防災対策を実施しているかについて、「防災対策を文書として定めている」が70.0%と最も多く、次いで「発災時に、利用者を安全に避難させる対策を立てている」が57.5%、「利用者の安否確認の方法を決めている」が52.5%となっています。

防災対策を文書で定めている事業所は7割、避難対策も立てている事業所は6割弱にとどまっていることから、未対策の事業所に対する周知・啓発が課題であるといえます。

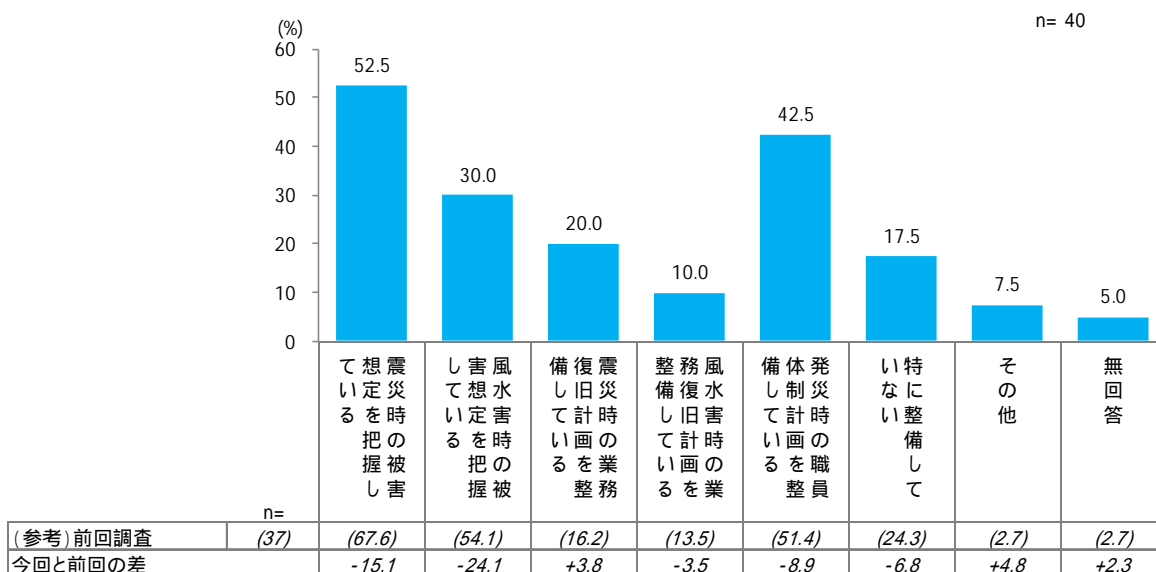
図表 47 防災対策を実施しているか 複数回答



防犯対策を実施しているかをたずねたところ、「不審者等の防犯について利用者に注意喚起している」が57.5%と最も多く、次いで「出入口を施錠している」が45.0%となっています。

防犯の注意喚起がなされている事業所は6割弱、出入口の施錠は5割弱にとどまっていることから、防犯対策が十分ではないことがうかがえます。

図表 48 防犯対策を実施しているか 複数回答

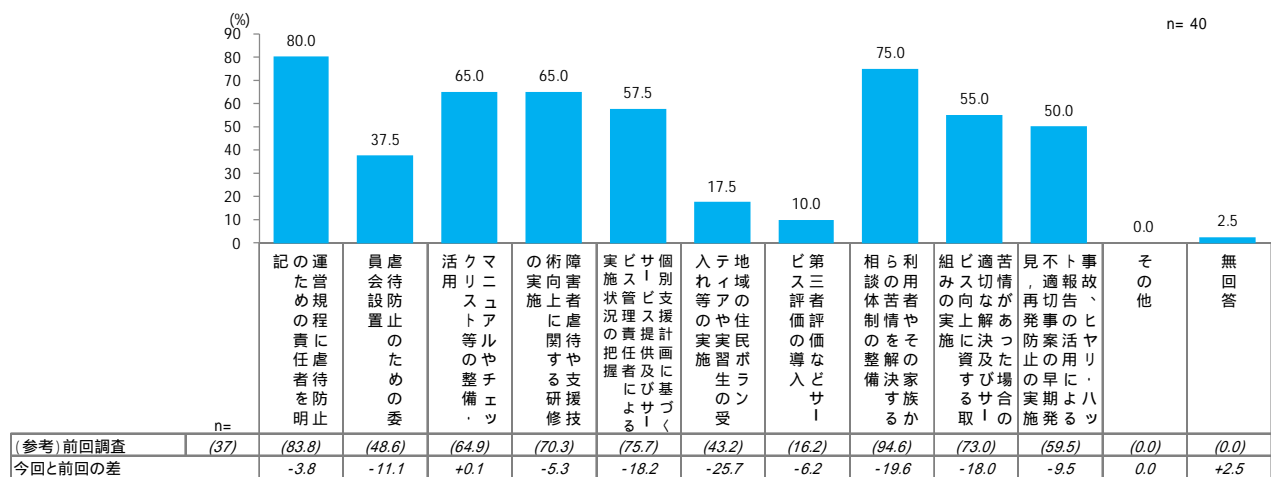


(3) 障害者虐待防止・差別解消

障害者虐待防止法に基づいた取組を行っているかについて、「運営規程に虐待防止のための責任者を明記」が80.0%と最も多く、次いで「利用者やその家族からの苦情を解決する相談体制の整備」が75.0%、「マニュアルやチェックリスト等の整備・活用」「障害者虐待や支援技術向上に関する研修の実施」が各々65.0%となっています。

多くの事業所で苦情を解決する相談体制が整備されていることに加え、様々な取組が進められています。今後は、障害者虐待防止法の理念等がより浸透するように事業所や職員へのさらなる周知徹底が必要であるといえます。

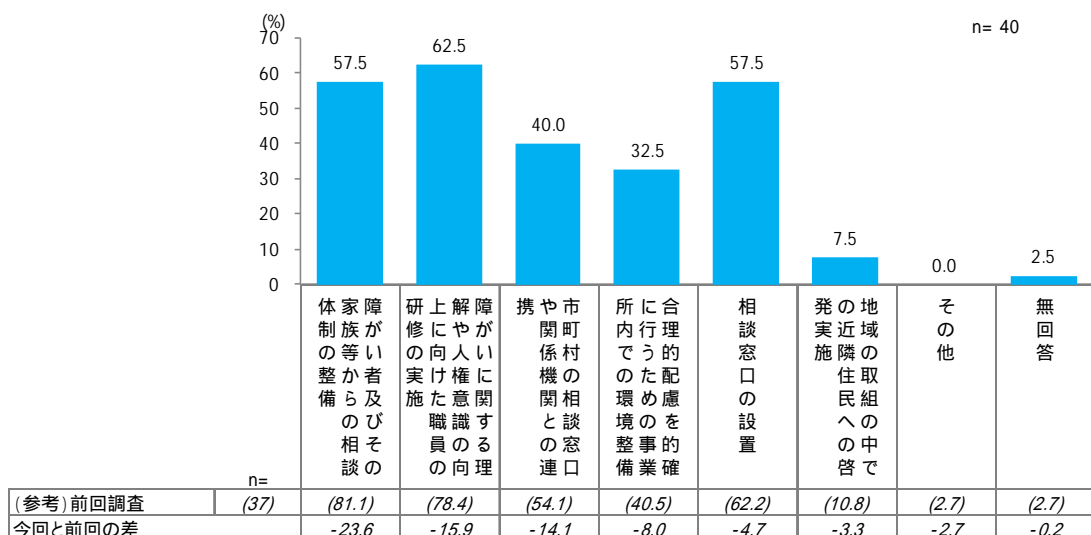
図表 49 障害者虐待防止法に基づいた取組を行っているか 複数回答



障害者差別解消法に基づいた取組を行っているかについて、「障がいに関する理解や人権意識の向上に向けた職員の研修の実施」が62.5%と最も多く、次いで「障がい者及びその家族等からの相談体制の整備」「相談窓口の設置」が各々57.5%となっています。

障がい当事者のアンケートでは、障害者差別解消法の認知度は13.0%にとどまっており、この状況を踏まえて、事業所からの利用者や家族等に対する周知・啓発が必要と考えられます。

図表 50 障害者差別解消法に基づいた取組を行っているか 複数回答



4 . 企業等民間事業所アンケート調査結果

調査の目的・内容

本調査は、「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」の策定に当たって、企業等民間事業所における障がい者雇用の状況等や今後の意向等を把握するために実施しました。

調査対象

市内の企業等民間事業所300社（任意抽出）

調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

調査期間

令和2年8月26日～9月11日（調査基準日 令和2年7月1日）

調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象事業所数は全体で300事業所、うち139事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は46.3%でした。

図表 51 調査対象数、回答数、回答率

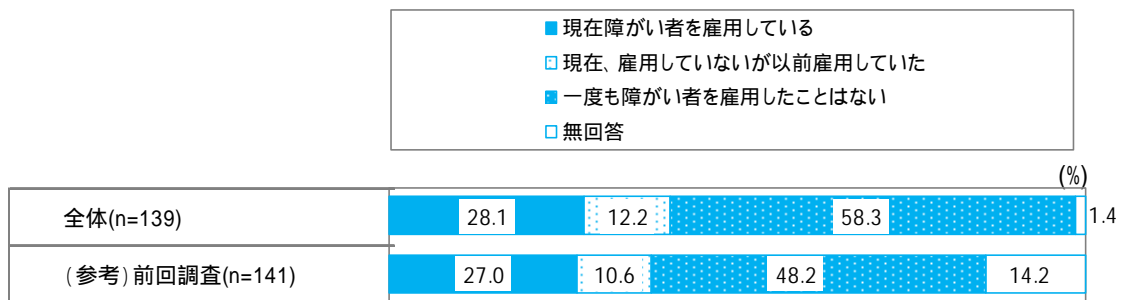
| 対象事業者数 | 回答事業者数 | 回答率 |
|---------|---------|-------|
| 300 事業所 | 139 事業所 | 46.3% |

(1) 障がいのある人の雇用状況

障がいのある人の雇用状況について、「現在障がい者を雇用している」が28.1%、「現在、雇用していないが以前雇用していた」が12.2%、「一度も障がい者を雇用したことはない」が58.3%となっています。

アンケートに回答した事業者の6割弱の事業所が、障がい者を一度も雇用したことがない結果となっています。

図表 52 障がいのある人の雇用状況

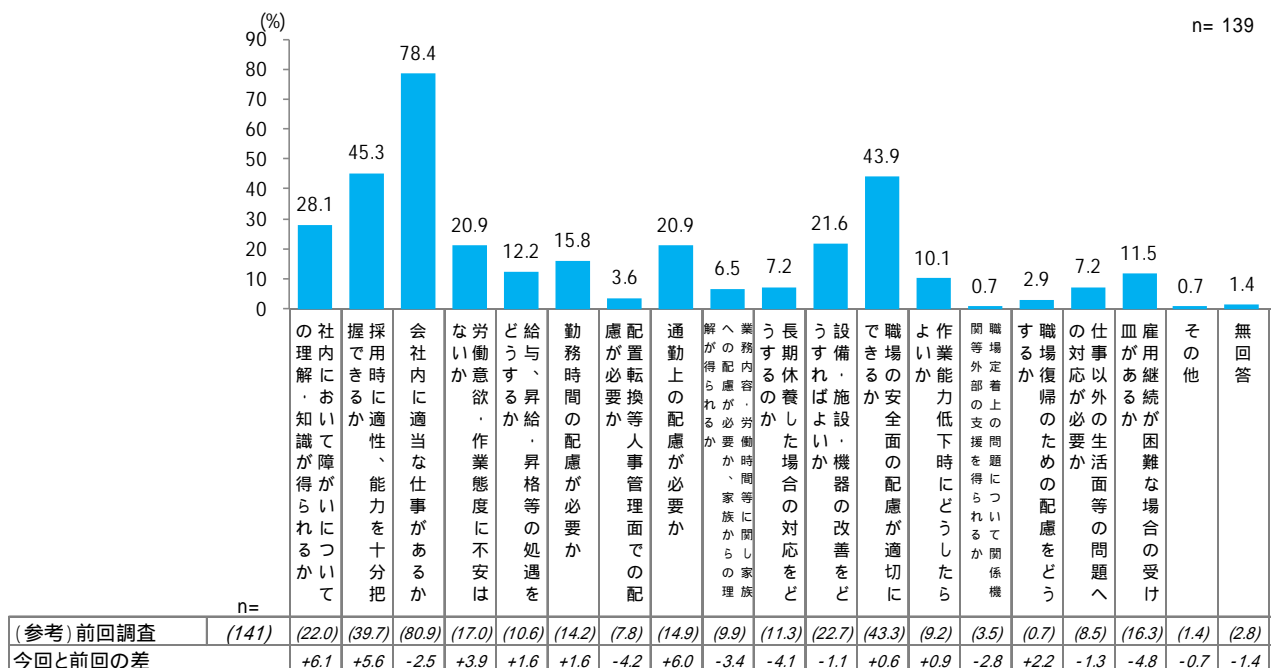


(2) 雇用上の課題と配慮について

障がいのある人を雇用するに当たっての課題について、「会社内に適当な仕事があるか」が78.4%で最も多く、次いで「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が45.3%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が43.9%となっています。

この結果から、適切な仕事があるか、安全面の配慮ができるかなど仕事をする環境整備についての懸念があることがうかがえます。

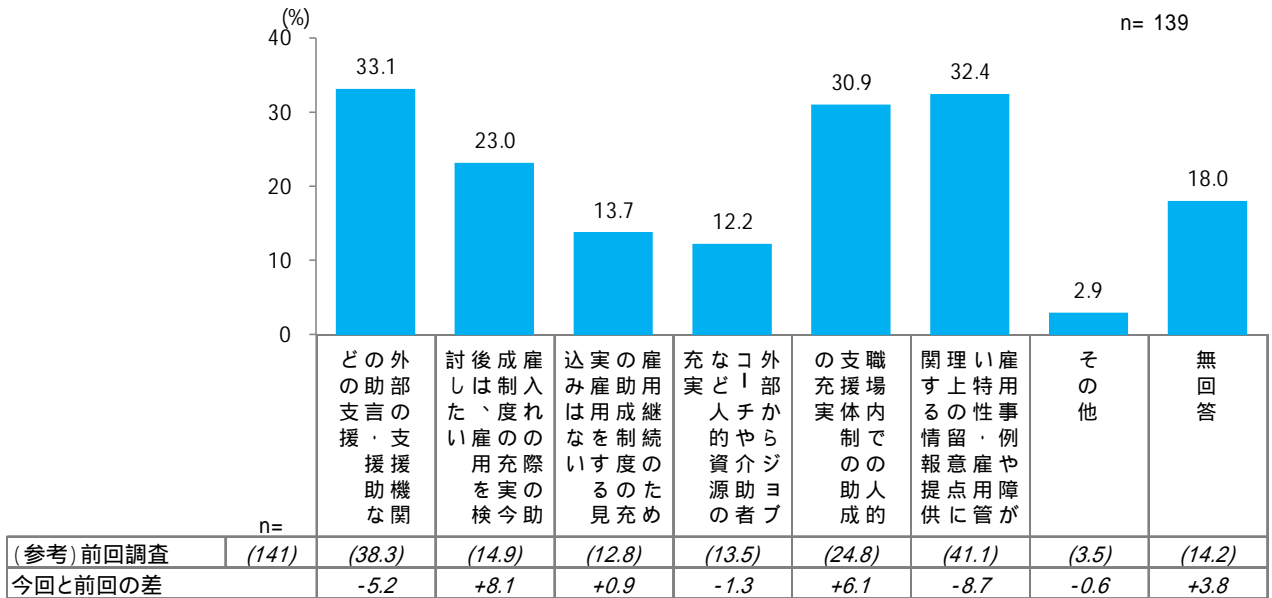
図表 53 障がいのある人を雇用するに当たっての課題 複数回答



障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策について、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が33.1%で最も多く、次いで「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」が32.4%、「職場内での人的支援体制の助成の充実」が30.9%となっています。

この結果から、必要な施策として、情報提供、支援機関の助言・援助、人的支援体制の助成等障がいのある人を雇用するための職場体制づくりへのニーズがうかがえます。

図表 54 障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策 複数回答

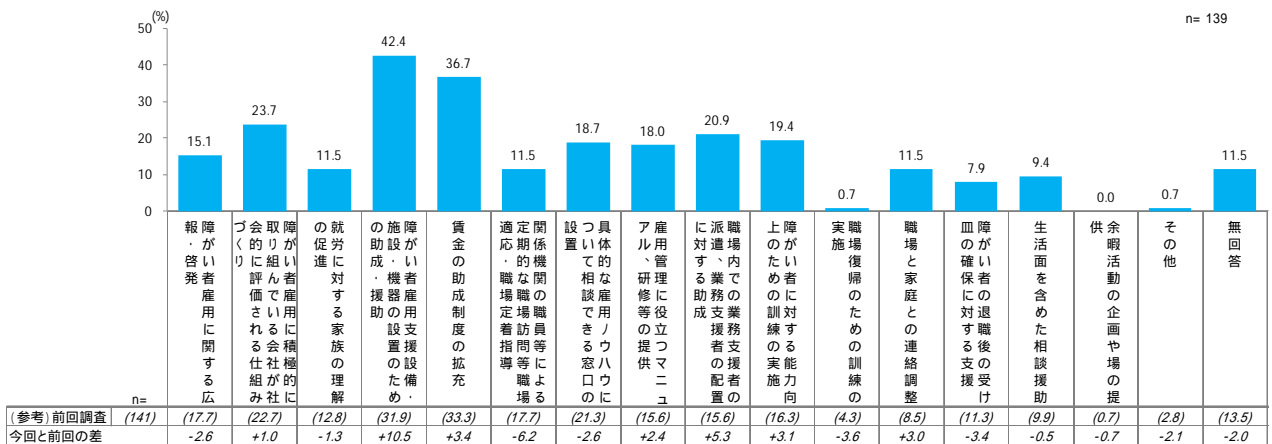


(3) 関係機関との連携について

障がいのある人の雇用を進める上で関係機関による取組及び支援を期待したいことについて、「障がい者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が42.4%で最も多く、次いで「賃金の助成制度の拡充」が36.7%となっています。

この結果から、関係機関に対しては、障がいのある人が仕事をする環境をつくるための設備・施設・機器等ハード部分の助成、賃金助成等の対応が求められていることがうかがえます。

図表 55 関係機関による取組及び支援を期待したいこと 複数回答



5 . 関係団体ヒアリング結果

調査の目的・内容

本調査は、「千歳市障がい者計画」及び「第6期千歳市障がい福祉計画」並びに「第2期千歳市障がい児福祉計画」の策定に当たって、障がい者関係団体に対して、団体の現状や抱えている課題、今後求められる取組などについてヒアリング調査を実施しました。

調査対象

千歳市内で活動する障がい者団体（13団体） 参加団体は巻末「資料編」参照

調査方法

グループヒアリング方式

調査期間（4回に分けて実施）

| 回 | 日 時 | 参加団体数 |
|-----|----------------------------|-------|
| 1回目 | 令和2年9月9日(水) 13時30分～14時45分 | 2団体 |
| 2回目 | 令和2年9月9日(水) 15時30分～16時30分 | 3団体 |
| 3回目 | 令和2年9月15日(火) 13時30分～14時30分 | 2団体 |
| 4回目 | 令和2年9月15日(火) 15時30分～16時30分 | 4団体 |

ヒアリングシートの提出のみ：2団体

関係団体ヒアリングにおける主な意見は次のとおりです。

（1）生活環境の整備

千歳市内を散策する際に、トイレの数や場所、障がい者用トイレの有無、障がい者割引の使用可否など、一つ一つを確認しないとわからないため、不便です。障がい者の転倒を防止するため、整備されていないデコボコしている歩道や、点字ブロックが剥がれたまま放置されている歩道を整備していただきたいです。

（2）情報提供・意思疎通支援

各種イベントにおいて、代読・代筆・移動支援等の人的サービスが少なく、一般的な会議においても点字文書やSPコードの利用が少ないため、支援を行ってほしいです。

市のホームページで市長が発信する場面に手話通訳が付けられたのは良かったです。今後、市が発信する情報に手話や字幕を活用してほしいです。

市の施設や店頭等にコミュニケーションボードなどの情報提供のツールが欲しい。

(3) 防犯・防災

災害時におけるネットワークの構築及び周知をお願いしたいです。
防災無線の活用をもっと活発に行ってほしいです。
防災時の情報発信に文字情報も積極的に取り入れられる工夫がほしいです。
障がい者向けの災害マニュアルを作成してほしいです。
自閉症スペクトラムや重度障害などがのある子や家族が安心して避難できる避難場所を設置してほしいです（特別支援学級がある学校の利用など）。

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

ヘルプマークに対する正しい理解が進むよう周知してほしいです。
自分の身の周りのことや財産、金銭管理など自分の意志で決定したり、実行するしたりすることが困難な知的障がい者、精神障がい者への権利擁護に関する施策・制度の整備をお願いしたいです。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援

相談の事例が多いため、「ろうあ者相談者」の設置を検討してほしいです。
一人でも自宅やグループホーム等で生活できるように、支援を受けられるサービスを充実してほしいと思います。特に移動支援サービスを利用できるところが足りません。

(6) 保健・医療

医療機関内で視覚障がい者にケアできる人材の確保や、専属手話通話者の設置を行ってほしいと思います。
市内には心療内科が少ないため、苦慮しています。

(7) 雇用・就業、経済的自立の支援

視覚障がい者の就労・就職の場が少ないので、増やす手助けがほしいです。
手話のわかるジョブコーチを配置して、聴覚障がい者を雇用する企業等において相談体制が整うようにしてほしいです。
一般就労している人にも、見守り体制が必要と思います。福祉的就労についても、やりがいのある仕事を提供してほしいと思います。

(8) 療育・保育・教育

視覚障がいに対するヘルパーが少ないので、必要な場所に出向くのが困難なことが多いです。
障がいをもった子どもたちが周りの協力を得ながら地域で学び、成長できるように、特別支援学級の拡充を望みます。
千歳市内に養護学校をつくってほしいです。
幼稚園に障がい児枠を増やしてほしいです。

(9) スポーツ・文化芸術活動等の振興

自閉症のような方で大声を出すような方が参加できるイベントが少ないと思います。
現時点ではイベントに行きにくいと感じているため、障がいを持っていても、イベントに行きやすいように周知してほしいです。
障がい者にとって行ける場所があるのは、この上ない幸せなことだと思うので、絵画教室、スポーツ教室などを増やしてほしいです。
パラスポーツの普及とパラスポーツを楽しめる環境整備と指導者の配置を行ってほしいです。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

基本理念

**障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、
共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現**

本市では、障がいのある人が地域社会の一員として、地域の人と共に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション^{*}」の考え方を市民に広く定着させることを基本とし、障がいのある人が住み慣れた地域社会で孤立することなく、社会とのつながりの中で自らの役割を高めていけるよう、障がいのある人が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指してきました。

今後も、障がいのあるなしにかかわらず、市民誰もが人格と個性を尊重しあい、やさしさと温かさの中で、障がいのある人の自立と社会参加を推進する共生型社会の実現に注力することとし、前計画で掲げた「**障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現**」を引き続き本計画の基本理念とします。この基本理念に基づき、「千歳市障がい者計画」において全庁的な障がい福祉施策を定めるとともに、「第6期千歳市障がい福祉計画」並びに「第2期千歳市障がい児福祉計画」については、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち、障害福祉サービスや障害児支援サービスの見込量の設定、サービスの提供体制の確保等の取組などを定めます。

2. 計画の対象

- ・ 身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がい(発達障がいを含む)のある人
- ・ 難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
- ・ 18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある

^{*} ノーマライゼーション...心身に障がいのある人もない人も、全ての人が共に暮らす社会が正常(ノーマル)であるという考え方のことです。

3. 基本目標

基本理念に基づき、5つの分野に区分して基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめます。

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、
共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現

基本目標 1

『差別の解消と権利擁護の推進』

尊重しあう

基本目標 2

『生活支援の充実』

支える

基本目標 3

『障がい児支援の充実』

育む

基本目標 4

『自立と社会参加の促進』

ともに生きる

基本目標 5

『安全・安心で暮らしやすい
まちづくり』

築く

基本目標 1 「差別の解消と権利擁護の推進」 ~ 尊重しあう ~

障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるように、市自らが差別解消に向けて取り組むとともに、市民の理解と協力が得られるような相互理解や発活動の充実、虐待防止、権利擁護の推進などに取り組みます。

基本目標 2 「生活支援の充実」 ~ 支える ~

障がいのある人の地域生活の自立支援充実を図るため、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実、地域福祉活動の促進、保健・医療の充実などを図りながら、地域生活支援拠点の整備について検討を進めるとともに、意思疎通支援の向上など地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

基本目標 3 「障がい児支援の充実」 ~ 育む ~

地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。また、共生社会の形成につながるように、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流機会や共に学ぶ機会の拡充を図りながら、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。

基本目標 4 「自立と社会参加の促進」 ~ とともに生きる ~

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援の充実などに取り組みます。

基本目標 5 「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」 ~ 築く ~

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

4 . 施策の方向

基本理念

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、
共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現

基本目標

基本目標 1

「差別の解消と権利擁護
の推進」

基本目標 2

「生活支援の充実」

基本目標 3

「障がい児支援の充実」

基本目標 4

「自立と社会参加の促進」

基本目標 5

「安全・安心で
暮らしやすいまちづくり」

施策の方向

1 啓発・理解促進

2 差別の解消及び権利擁護
の推進

1 生活支援の充実

2 保健・医療の推進

3 情報・コミュニケーション
支援の充実

1 療育等の充実

2 保育・教育の推進

1 雇用・就労の推進

2 地域共生の推進

1 生活環境の整備充実

2 防災・防犯・感染症対策の
推進

5 . 計画の体系

| | | |
|------------------------------|-------------------------|---|
| 基本目標1 「差別の解消と権利擁護の推進」 | 1 啓発・理解促進 | |
| | (1) 障がい特性に対する理解促進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (2) 広報・啓発活動の充実 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (3) 福祉教育の推進 | 教育委員会学校教育課 |
| | (4) 交流教育の推進 | 教育委員会学校教育課 |
| | 2 差別の解消及び権利擁護の推進 | |
| | (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (2) 障がい者の虐待防止体制の充実・強化 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (3) ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (4) 市職員に対する障がい者理解の促進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (5) 成年後見制度等の利用促進 | 保健福祉部福祉課 保健福祉部高齢者支援課 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (6) 日常生活における自立のための支援 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| | (7) 福祉オンブズマン制度の推進 | 保健福祉部福祉課 |

基本目標2
「生活支援の充実」

1 生活支援の充実

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| (1) 相談支援体制の充実・強化 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (3) 介護保険サービスとの連携 | 保健福祉部高齢者支援課 保健福祉部障がい者支援課 |
| (4) 関係機関等との連携体制の強化 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (5) 経済的な負担軽減 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (6) 情報提供・発信の充実 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (7) 障がい者グループホーム等の整備促進 | 保健福祉部障がい者支援課 |

2 保健・医療の推進

| | |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) 医療機関等との連携による相談支援体制の充実 | 保健福祉部健康づくり課 |
| (2) 医療費の負担軽減 | 市民環境部国保医療課 保健福祉部障がい者支援課 |
| (3) 生活習慣病の予防・早期発見 | 保健福祉部市民健康課 |

3 情報・コミュニケーションの充実

| | |
|------------------------|--|
| (1) 意思疎通支援体制の充実 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (2) 情報提供の充実 | 企画部広報広聴課 選挙管理委員会選挙課 保健福祉部障がい者支援課 |
| (3) 千歳市手話言語条例に基づく施策の推進 | 保健福祉部障がい者支援課 |

| | | |
|----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 基本目標3 「障がい児支援の充実」 | 1 療育等の充実 | |
| | (1) 乳幼児健診の充実 | 保健福祉部母子保健課 こども福祉部こども療育課 |
| | (2) こども発達相談室の充実 | こども福祉部こども療育課 |
| | (3) 児童発達支援センターによる連携体制の充実 | こども福祉部こども療育課 |
| | (4) 障がい児通所支援サービス提供体制の充実 | こども福祉部こども療育課 |
| | (5) 早期療育体制の充実 | こども福祉部こども療育課 |
| | (6) 肢体不自由児者の機能訓練の充実 | こども福祉部こども療育課 |
| | 2 保育・教育の推進 | |
| | (1) 障がい児教育・保育事業の充実 | こども福祉部こども政策課 |
| | (2) 幼稚園における特別支援教育の促進 | こども福祉部こども政策課 |
| | (3) インクルージョン保育体制の充実 | こども福祉部こども療育課 |
| | (4) 個別の教育支援計画の活用 | こども福祉部こども療育課 教育委員会学校教育課 |
| | (5) 特別支援教育体制の充実 | 教育委員会学校教育課 |
| | (6) 特別支援学校等への就学支援 | 教育委員会学校教育課 |
| (7) 学童クラブの充実・拡充 | こども福祉部子育て総合支援センター | |
| (8) 学校卒業後の支援 | 保健福祉部障がい者支援課 教育委員会学校教育課 | |

1 雇用・就労の推進

| | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 企業等に対する理解の促進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (2) 福祉的就労の支援 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (3) 就労先の拡充と職場定着の促進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (4) 市職員としての雇用の拡大 | 総務部職員課 |
| (5) 一般就労の促進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (6) 訓練・就労体験の支援 | 総務部職員課 保健福祉部障がい者支援課 |
| (7) 資格取得費用の負担軽減 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (8) 障害者施設等からの物品等の優先調達の推進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (9) 関係機関の連携とネットワークの充実・強化 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (10) 多様な就労機会の確保 | 保健福祉部障がい者支援課 |

2 地域共生の推進

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| (1) 地域生活への移行推進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (2) 相互交流の促進 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (3) ボランティアの人材養成 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (4) 当事者団体への活動支援 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (5) スポーツ・レクリエーション活動の支援 | 観光スポーツ部スポーツ振興課 保健福祉部障がい者支援課 |
| (6) 文化・芸術活動の支援 | 教育委員会生涯学習課 保健福祉部障がい者支援課 |
| (7) 外出や移動の支援 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (8) 交通費の負担軽減 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (9) 免許取得費用等の負担軽減 | 保健福祉部障がい者支援課 |

1 生活環境の整備充実

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 住まいのバリアフリー化の推進 | 建設部市営住宅課 保健福祉部障がい者支援課 |
| (2) 公共施設等のバリアフリー化の推進 | 建設部建築課 |
| (3) 道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進 | 建設部道路管理課 建設部道路建設課 |
| (4) 公園緑地のバリアフリー化の推進 | 建設部都市整備課 |

2 防災・防犯・感染症対策の推進

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 防災・減災体制の強化 | 総務部危機管理課 保健福祉部福祉課 |
| (2) 緊急時における連絡手段の確保 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (3) 避難通路の確保 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (4) ひとり暮らし見守り活動の充実 | 保健福祉部障がい者支援課 |
| (5) 消費者被害の防止 | 市民環境部市民生活課 |
| (6) 感染症対策の推進 | 保健福祉部健康づくり課 保健福祉部障がい者支援課 |

第5章 千歳市障がい者計画

基本目標1 「差別の解消と権利擁護の推進」

1. 啓発・理解促進



現状と課題

市ではこれまで、広報ちとせや市ホームページ等を通じて、障がいの特性や障がいのある人への理解促進に努めてきました。しかしながら、アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっており、障がいのある人に対する理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあることがうかがえます。そのため、広報ちとせや市ホームページの活用はもとより、障がいのある人と地域住民が触れ合う機会の創出など、障がいのある人とない人の相互理解を促進する取組を検討していく必要があります。

障がいの理解を促進するためには、障がいがあっても、それを一つの個性と捉え、同じ仲間として支援の必要な人を支え合う気持ちを育てることが重要です。そのため、幼少期から福祉教育や交流教育により障がいの特性やお互いを理解し、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。「総合的な学習の時間」などにおいて、障がいのある人を講師に招いて、障がい特性について学ぶ取組を推進していく必要があります。

当事者アンケート調査結果から

- ・障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「地域の人たちの障がいに対する理解」(39.6%)が最も多い。

関係団体ヒアリング結果から

- ・障がい者に対する理解を深めていただくために、広報ちとせに差別の解消や虐待の防止に関する情報などを頻繁に載せてほしいです。

取組の方向

広報・啓発活動を推進することによって、障がいの特性や障がいのある人に対する市民の理解を促進し、「障がいのある人もない人もお互いを理解し、支え合う社会」を目指します。また、広報・啓発は行政だけではなく、障がいのある人や当事者団体、市民、ボランティア団体、関係機関等多様な主体の情報発信と連携を深めながら、効果的に推進していきます。

【主要施策】

(1) 障がい特性に対する理解促進

障がい特性についてのリーフレットやパネル展示等により理解の促進に努めます。また、障がいのある人やその家族、関係団体などで構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、障がいなどに対する理解促進に向けた取組を進めます。

(2) 広報・啓発活動の充実

「千歳学出前講座」や「広報ちとせ」、「市のホームページ」など多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進を図ります。

(3) 福祉教育の推進

小中学校において、視覚障がいの疑似体験や、障がいのある人を講師に招き、障がいについて学ぶ福祉教育の推進に努めます。

(4) 交流教育の推進

特別支援学級と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を児童生徒の状況に合わせて、学校行事や教科の時間、居住地校交流などを通じて実施し、相互理解の促進や社会性の育成を図ります。

2. 差別の解消及び権利擁護の推進



現状と課題

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）」の趣旨として、障がいを理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけないことや、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすることが挙げられます。市では差別解消法に基づいて「合理的配慮事例集」を作成・庁内周知を図り、窓口対応などで障がい特性に応じた適切な配慮を行うよう努めています。

アンケート調査では、当事者の「差別解消法」の認知度は13.0%にとどまっていることから、今後も市民に広く周知・啓発を図る必要があります。

障がいのある人の権利擁護に関しては、「千歳市障がい者虐待防止センター」や関係機関等の連携によって虐待の防止や努めるとともに、相談体制の整備に努めました。

障がいのある人が後見申立を行う際に、申立費用の助成や市長申立を行う成年後見制度利用支援事業を実施しています。

千歳市社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の活用促進のため、社協広報情報誌により啓発に努めました。

千歳市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度と一体的な相談体制の整備を図るとともに、利用者の地域生活を支援するための生活支援員の資質向上に努めました。

当事者アンケート調査結果から

- ・ 障害者差別解消法の認知度について、「知っている」(13.0%)、「知らない」(63.4%)となっており、「知っている」割合は、13.0%に留まっている。
- ・ 障がいにより差別や嫌な思いをした経験については、「ある」(16.7%)、「少しある」(26.0%)、合わせた経験率は42.7%に及んでいる。
- ・ 差別や嫌な思いを経験した場所については「外出先」が44.0%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が36.4%となっている。

関係団体ヒアリング結果から

- ・ 障害者差別解消法が十分に社会的に周知されていない実態があることから、市役所など公共団体、商業施設、福祉事業所など職員向けの定期的な学習や実行事例などの研修会の開催が必要だと思えます。

取組の方向

差別解消法のさらなる周知を図るとともに、障がい理由とする差別解消に向けた取組を推進します。権利擁護のため、障害者虐待防止法の広報・啓発を進めるとともに、虐待防止及び養護者に対する支援を行っていきます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。

【主要施策】

(1) 障がい理由とする差別の解消の推進

平成28年4月に施行された「差別解消法」に基づき、千歳市障がい者地域自立支援協議会内の「差別解消・虐待防止専門部会」において、情報共有や事例研究を行うとともに、リーフレット等による周知の徹底に努めます。

障がい者支援課内に、相談窓口を設置しており、引き続き、障がい理由とする不当な差別の解消に努めていきます。

(2) 障がいのある人の虐待防止体制の充実・強化

「障害者虐待防止法」及び「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。

地域住民や障害福祉サービス事業者、関係機関等の連携により、障がいのある人への虐待防止に努めるとともに、虐待の早期発見と被害者の一時避難施設や居場所を確保するなど、虐待防止体制の充実・強化を図ります。

障がい者支援課内に設置している「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待を受けた障がいのある人の保護と相談支援体制の助言などの対応に努めます。

「千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」や「差別解消・虐待防止専門部会」において、地域住民や障害福祉サービス事業者、関係機関等との連携により、障がいのある人への虐待防止に努めるとともに、虐待が生じた場合の早期発見と被害者の一時避難施設や居場所を確保するなど、虐待防止体制の充実・強化を図ります。

(3) ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、外見からは配慮を必要としているか分かりにくい方の意思表示を支援するため、ヘルプマーク及びヘルプカード^{*}の普及・啓発に努めます。

(4) 市職員に対する障がい者理解の促進

障害者差別解消法に基づき作成した「職員対応要領」により、市職員が障がいの特性や手話の必要性などの理解を深め、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底に努めます。

障がいのある人が参加する会議においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮を徹底します。

(5) 成年後見制度等の利用推進

令和元年度に千歳市社会福祉協議会に委託し設置した成年後見支援センターにおいて、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、成年後見制度を適正に利用できるよう支援し、障がいのある人の権利擁護における体制の充実に努めます。

(6) 日常生活における自立のための支援

市と千歳市社会福祉協議会との連携により成年後見支援センター運営と一体的に日常生活自立支援事業の活用を促進し、日常の金銭管理や財産管理を行うこ

^{*}ヘルプマーク・ヘルプカード…ヘルプマークとは、内部障がいなど外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が援助を得やすくなることを目的とするマークのことで、ヘルプカードは障がいのある人などが困ったときに助けをを求めるためのものです。

とにより、自立した地域生活の実現を支援します。また、年々増加する保健福祉サービス利用に関するニーズに対応するため、生活支援員の確保などに努めます。

(7) 福祉オンブズマン制度の推進

保健福祉サービスに関する市民の苦情を迅速に処理し、違法又は不当な取扱いを行う事業者に改善を求める「福祉オンブズマン制度」を推進し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

基本目標 2 「生活支援の充実」

1 . 生活支援の充実



現状と課題

本市の相談体制として、「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぴ)」が中心となり、障がいのある人や家族、介助者が抱える問題等についての総合的な相談対応を行っています。

アンケート調査では、「相談ごとはだれにするか」という設問では、「障がい者総合支援センターなどの相談支援事業所」との回答割合は6.0%となっています。相談窓口の中核として多くの人に認知される必要があり、事業内容や何か心配事があれば、いつでも相談対応してもらえるとという安心感を周知していく必要があります。

本市の障害福祉サービスの利用者の平成30年度及び令和元年度の実績をみると、日中活動系サービスの就労継続支援A型・B型がそれぞれ利用人数と日数が大きく伸びています。また、障がいのある児童のサービスで放課後等デイサービス*が大きく伸びています。

アンケート調査では、「除雪サービス事業」や「短期入所」など、現在利用しているサービスの割合に対して今後利用したいサービスが上回っているものもあり、サービスによっては潜在的なニーズもうかがえます。

生活支援の課題として、障がいのある人の高齢化に伴い、その介助する家族も高齢化していることから、障害福祉サービスの充実はもとより、支援する人の相談等サポートについても充実を図る必要があります。

*放課後等デイサービス...通学中の障がいのある児童に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練や地域交流の機会の提供など、放課後等の居場所を提供します。

当事者アンケート調査結果から

- ・「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぴ)」を「知っている」と回答した人は32.2%、その内、「利用したことがある」と回答した人は39.1%となっている。
- ・相談ごとはだれにするかについては、「障がい者総合支援センターなどの相談支援事業所」の回答割合は全体で6.0%となっている。

関係団体ヒアリング結果から

- ・聴覚障害者に対する支援として、ろうあ者相談員を配置してほしいです。
- ・相談支援体制や移動支援サービスをもっと充実させてほしいです。

取組の方向

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、個々の障がいのある人の状況に応じた日常生活や社会生活を営むための支援が重要となります。そのため、障がいのある人のニーズを踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の一層の充実を図っていく必要があります。

障がいのある人や家族、介助者等が抱える様々な問題を身近な場所で相談できるよう「千歳市障害者総合支援センターChip(ちっぴ)」が中心となって関係機関と連携を図り、情報提供や専門的な助言、他機関との調整等総合的な相談支援体制づくりを進めます。

「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を中心に障害福祉サービス事業者等と連携し、高度・多様化するニーズに対応した障害福祉サービス提供の基盤確保等新体制の充実を進めます。

【主要施策】

(1) 相談支援体制の充実・強化

本市における中心的な相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センターChip」の相談支援機能の充実・強化を図るとともに、相談支援業務で培った知識等を、千歳市障がい者地域自立支援協議会や様々な場を通して障害福祉サービス事業者などと共有します。

サービス等利用計画の対象者拡大や地域相談支援などに対応した相談支援体制の充実に努めます。

障害福祉サービスや医療制度など総合的に相談に応じることができる、相談支援体制の充実・強化を図ります。

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討し、施設入所者等の地域生活移行に向けた取組など、障がいのある人に対する支援に欠かせない関係機関とのネットワークづくりの構築に努めます。

障がいのある人や家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力して解決にあたる身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の技術向上に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスの提供体制の確保を図るとともに、相談支援事業者などと連携し、ニーズの把握に努めます。

千歳市障がい者地域自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の連携による情報交換や研修会の機会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

施設入所者等に対して、施設等から地域生活への移行に関するニーズ調査を行い、現状の把握をするとともに地域生活の移行を促進します。

創作活動や生産活動、社会との交流を促進することなどを目的に設置している地域活動支援センターの運営を支援します。

重症心身障がいのある人の社会参加を促進するため、「医療的ケア事業」の在り方について検討していきます。

重複障がいのある人のニーズを把握し、適切な障害福祉サービス利用につなげるなど総合的な支援をするため、関係機関やサービス提供事業者との連携体制の確保を図ります。

(3) 介護保険サービスとの連携

40歳から64歳までの特定疾病*を持つ人や65歳以上の要介護認定者で障がいのある人には介護保険サービスを提供し、介護保険サービスにないサービスについては障害福祉サービスを適切に利用できるよう連携を図ります。

(4) 関係機関等との連携体制の強化

当事者やサービス事業者、関係機関等で構成する千歳市障がい者地域自立支援協議会の活性化を図り、関係団体や事業者間の連携はもとより、様々なネットワークを構築し、障がいのある人への地域生活の支援に努めます。

千歳市障がい者地域自立支援協議会において、障がい福祉に関する課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うなど、関係機関との協力・調整体制の充実・強化を図ります。

(5) 経済的な負担軽減

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持し、一定の要件を満たす人を対象に、市内のバスやタクシー、公衆浴場等で利用できる福祉サービス利用券を交付します。

在宅で常時介護を必要とする重度の障がいのある人に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的に紙おむつを支給します。

心身の障がいにより、食事を調理することが困難な人に対し、昼食や夕食を配達します。

著しい重度の障がいがあつて常に特別な介護が必要な人などに対し、経済的な援助として手当を支給します。

*特定疾病...介護保険法に定める筋萎縮性側索硬化症や脳血管疾患などの16疾病に該当し、一定の条件を満たすものをいいます。

(6) 情報提供・発信の充実

障害年金制度やNHK受信料減免制度などの各種経済的支援制度における周知徹底のため、障がい福祉制度のしおりや市のホームページによる周知を行います。

(7) 障がい者グループホーム等の整備促進

グループホーム等の新規参入促進のため、千歳市社会福祉施設整備費補助金要綱による利子補給を行うなど整備費等の一部を補助し、地域における居住の場の充実に努めます。

2. 保健・医療の推進



現状と課題

障がいの多様化、重度化への対応が課題となっており、保健・医療・リハビリテーションの充実が必要となっています。

生活習慣病は、早期発見することで、糖尿病や心臓疾患等の重症化を予防することができます。健康診査や各種がん検診は障がいの予防という観点からも重要な取組であり、生活習慣病予防の取組を推進する必要があります。

アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なことは、「医療体制の充実」が17項目中3番目に多くなっており、障がいのある人のニーズが高くなっています。

精神障がいのある人については、入院医療中心精神科医療から、地域で支える環境づくりが課題となっています。そのため、精神障がい者が地域に移行して生活するための障害福祉サービスの整備とともに精神障がいのある人やその家族を支援する相談体制の充実が必要となります。

当事者アンケート調査結果から

- ・ 障がいのある人が地域で生活していくために必要なことは、「医療体制の充実」(20.3%)が17施策中3番目となっている。
- ・ 現在の生活で困っていることや不安として、「自分の健康や体力に自信がないこと」が38.6%で最も多く、「家族など介助者の健康状態が不安」も21.3%となっている。

関係団体ヒアリング結果から

- ・ 医療機関内で視覚障がい者にケアできる人材の確保や、専属手話通話者の設置を行ってほしいと思います。
- ・ 市内には心療内科が少ないため、苦慮しています。

取組の方向

障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活が送れるように保健サービスや医療サービス等の提供体制の充実を図ります。今後、障がいのある人の高齢化・重度化が進むことが考えられるので、障がいのある人の健康保持増進のための健康づくり施策の充実を進めます。また、入院・入所中の障がいのある人の地域移行を促進するため、地域で暮らせる環境づくりを医療機関や障害福祉サービス事業所、行政等関係機関が連携して対応していきます。

【主要施策】

(1) 医療機関等との連携による相談支援体制の充実

障がいの特性に配慮した適切な保健・医療サービスが受けられるよう、医療機関と連携を図り、相談支援事業所における障がい特性に応じた医療に関する相談対応の充実を図ります。

(2) 医療費の負担軽減

身体障害者手帳1、2級及び3級(内部疾患のみ)、療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1級の人に対する、医療費自己負担額の一部を助成します。身体に障がいのある人に、障がいの軽減や機能回復を図る手術等の治療に要する医療費を助成し、経済的負担を軽減します。精神障がいのある人に通院医療費を助成し、経済的負担を軽減します。

(3) 生活習慣病の予防・早期発見

国民健康保険特定健診・各種がん検診の実施により、障がいの原因となる生活習慣病などの予防や早期発見に努めるとともに、受診率向上のための継続した周知・啓発を行います。

3. 情報・コミュニケーション支援の充実



現状と課題

平成 30 年 3 月に「千歳市手話言語条例」を施行しました。今後は、同条例に基づき、手話が言語であるとの認識の下に、手話への理解と広がりをもって地域で支え合い、安心して共に生きることができるとまち千歳を目指し、取組を進めます。

円滑なコミュニケーションを図ることができるよう手話通訳や要約筆記者を派遣するとともに、意思疎通支援体制の充実を図るため手話奉仕員や要約筆記者を継続的に養成しています。

アンケート調査では、意思疎通支援事業の現在の利用者は 2 名と回答がりましたが、今後の利用意向のある人数は 22 名となっています。また、点字図書室・録音スタジオの点訳・音訳についても、現在の利用者は 8 名と回答がりましたが、今後の利用意向のある人数は 19 名となっています。このように、情報・コミュニケーションに対する潜在的なニーズが高いことがうかがえます。こうしたニーズを踏まえて、情報・コミュニケーションの体制整備を進めていく必要があります。

当事者アンケート調査結果から

- ・ 福祉サービスの利用状況：意思疎通支援事業 2 名、点字図書室・録音スタジオの点訳・音訳 8 名
- ・ 福祉サービスの今後の利用意向：意思疎通支援事業 22 名、点字図書室・録音スタジオの点訳・音訳 19 名

関係団体ヒアリング結果から

- ・ 各種イベントにおいて代読・代筆等の人的サービスが少ないです。
- ・ 一般的な会議において点字文書や音声コードの利用が少ないです。

取組の方向

手話言語条例の理念を市民や事業者に広げるとともに、手話に関する施策を積極的に推進し、市民がお互いに支え合い、安心して共に生きることができる地域社会の実現に努めます。

すべての障がいのある人が円滑に情報を取得し、意思表示や意思疎通を行うことができるように、情報提供、意思疎通支援の充実を図ります。また、これらの支援においては、支援者の協力が不可欠となるため、人材育成を進めていきます。

【主要施策】

(1) 意思疎通支援体制の充実

聴覚障がいがあって意思疎通が困難な人に、手話通訳者・要約筆記者^{*}を派遣し、円滑なコミュニケーションを支援します。

手話奉仕員や要約筆記者を継続的に養成し、登録者の拡充を図るなど意思疎通支援体制の充実を図ります。

市が主催する講演会などでは、率先して手話通訳者・要約筆記者を活用するとともに、市内で開催される様々なイベント等での利用促進に努めます。

耳の聞こえない人と聞こえる人とをオペレーターが「手話」や「文字」と「音声」を使い通訳する電話リレーサービスの周知を行います。

障がい特性に応じた意思疎通に対する理解促進を図るため当事者団体等と意見交換をしながら必要となる施策の在り方を検討します。

(2) 情報提供の充実

ファクシミリなどの「情報・意思疎通支援用具」の給付等により、障がいのある人の情報環境の充実を図ります。

視覚障がいのある人に配

^{*}要約筆記……聴覚に障がいのある人のために、話している相手の内容をその場で文字にして伝える筆記による通訳のことです。

慮し、市役所からの通知文への音声コードの添付に努めるとともに、点訳・音訳サービス等の情報提供拠点である千歳市総合福祉センター点字図書室を中心に点訳・音訳図書等の充実を図ります。

印刷物（市広報紙など）、市のホームページ、会議・講演会・選挙等での配慮など、障がいのある人に対応した情報・サービスのバリアフリー化の推進に努めます。

障害福祉サービスなどの概要がわかりやすい冊子を作成し、障がいのある人が必要とするサービスの情報提供に努めます。

声の広報など配布範囲の拡大やCD化など、効果的な情報提供に努めます。

点字図書室において点訳・音訳図書の貸出等により読書バリアフリーに対応します。

(3) 千歳市手話言語条例に基づく施策の推進

「千歳市手話言語条例」に基づき、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環境づくりなど手話の普及推進に努めます。

コミュニケーションとして手話を選択しやすいよう手話通訳派遣事業の周知徹底を図り、手話通訳者の個人派遣利用を促進します。

聴覚に障がいのある人が参加する事業などに対し、主催者がコミュニケーション支援に配慮するよう働きかけを行います。

窓口到手話通訳者がいないときやウイルス感染症の疑いなどで通訳者を呼べない時などに対応するとともに、手話を使いやすい環境づくりに資するため、遠隔手話通訳サービスを実施し、その利用促進に努めます。

千歳市障がい者地域自立支援協議会手話言語条例推進専門部会を通じて、手話の普及に関する取組を検討していきます。

基本目標 3 「障がい児支援の充実」

1. 療育等の充実



現状と課題

乳幼児健診の受診率は95%以上と高水準となっており、さらに未受診者には、家庭訪問等で発達状況の確認に努めています。発達に遅れが認められる場合は、電話や家庭訪問、育児相談日で相談等を行い、必要に応じて発達相談の紹介等を行っています。

発達障がい児の早期発見と支援のため、5歳児の保護者に対して発達障がいに関するリーフレットを送付し、希望により5歳児相談を実施しています。このほか、子どもの発達の遅れを心配している保護者に対しては、不安が解消できるような悩み相談を実施しています。

心身の発達に心配や障がいのある乳幼児に対し、発達状況に応じた療育支援を実施しています。保護者に対しては、子育てに関する助言や就学に関する学習会などを行っています。また、令和2年度4月に児童発達支援センターを開設し、市内の幼稚園、認定こども園、民間事業所へ職員が出向き、児童への支援や職員への助言を行うことのできる体制整備を行っています。

市内の病院や訪問看護ステーションなどで利用可能な機関は微増であり、訓練できる環境が乏しいため、今後も重度肢体不自由児者については、関係機関と連携し機能訓練を実施していきます。

当事者アンケート調査結果から

- ・お子さんの発達課題や障がいに気づいたきっかけについて、「保護者の方を含む家族の気づき」が43.7%で最も多く、次いで「総合保健センター」が33.2%、「病院などの医療機関による診察・健診」が32.6%、「こども発達相談室での相談」が22.6%となっています。

関係団体ヒアリング結果から

- ・ヘルパーが少ないので必要な場所に出向くのが困難なことが多いです。
- ・医療機関内で視覚障がい者にケアできる人材の確保や、専属手話通話者の設置を行ってほしいと思います。

取組の方向

可能な限り早期に、個々の障がいの程度や状態などに応じた適切な療育に結び付けるよう、医療機関や保育所、幼稚園等と連携し、乳幼児健診や訪問指導などの保健事業を通じた障がいの早期発見と早期療育体制の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 乳幼児健診の充実

4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率向上や健診内容の充実に努め、障がい等の早期発見に努めます。

健康診査などにおいて、障がいや慢性の疾患等の疑いがあると思われる乳幼児には、その後の相談・面談により専門機関の紹介に努めます。

発達障がいについての知識の啓発や、関係機関と連携した発達障がいの早期発見体制の強化に向けた取組を推進します。

発達が気になる子どもには、親子の関わり方を中心とした集団指導や個別指導を実施し、子どもの心身の発達を促す支援と保護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

(2) こども発達相談室の充実

心理相談員・児童発達相談員・理学療法士・言語聴覚士などの専門職員が、心身の発達に遅れの見られる乳幼児の保護者と面談し、発達評価や育児に関する助言、発達を促す親子遊びなどを通じて子どもの発達を支援する「こども発達相談室」の充実に努めます。

(3) 児童発達支援センターによる連携体制の充実

令和2年4月に設置した児童発達支援センターの機能を生かし、相談支援から通所の利用まで一貫した支援体制の強化を図るとともに、市内の中核的機能として、対象児童が所属している集団等を児童発達支援センターの職員が訪問することで、より効率的な療育支援体制の構築と、地域内の連携体制の充実に努めます。

(4) 障がい児通所支援サービス提供体制の確保

放課後や夏休みなどの居場所づくりとして「放課後等デイサービス」や通所支援として「児童発達支援」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等訪問支援」などサービス提供体制の確保に努めます。

(5) 早期療育体制の充実

心身の発達に心配や障がいのある乳幼児とその保護者に対し、発達の相談や子育て支援、関係機関との連絡調整を行うとともに、障がいの特性や発達課題に応じた療育指導、保護者への育児支援を行う体制強化を図ります。

発達の遅れや障がいのある乳幼児が、早期から一人一人の障がいや発達状況に応じた療育指導、言語指導、理学・作業療法指導などを受けられるよう、「千歳市児童発達支援センター」の受入体制の充実・強化に努めます。

保育所・幼稚園・学校・医療機関等との連携を強化し、入学や卒業などの節目に、学校等と支援方針を確認する場を設けるなど、ライフステージに応じて一貫した支援に努めます。

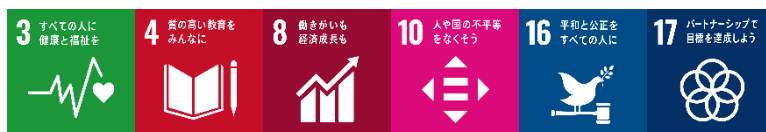
多様化する障がいに対応した指導を行う人材を育成するため、各種研修などにより専門職員の知識や技術の向上を図ります。

(6) 肢体不自由児者の機能訓練の充実

脳性麻痺等による肢体不自由児者の関節の変形などを予防するため、「千歳市児童発達支援センター」における理学療法・作業療法^{*}等による機能訓練の充実を図るとともに、市内の医療機関や訪問看護ステーション等と連携強化を図ります。

^{*}理学療法・作業療法…理学療法とは、主に手足の曲げ伸ばしといった基礎的な運動機能の改善、及び寝返りや立ち上がり・歩行といった基本的な動作の改善を目的に行う療法のことです。作業療法とは、主に食事や更衣・入浴などの日常生活の諸動作や仕事などの生活全般にわたる社会的動作能力や社会適応能力の向上を目的に行う療法です。

2. 保育・教育の推進



現状と課題

市内の認定こども園や認可保育所および学童クラブでは、障がいや発達に遅れがある児童とない児童をともに集団保育することにより、児童の健全な成長発達を支援してきました。今後もインクルージョン保育を推進すると同時に、障がいのある児童の状況に応じた適切な保育を行う必要があります。

小中学校では障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けて、集団生活の中で友人関係を構築し、切磋琢磨することで児童生徒の社会性を養う特別支援教育を推進しています。各学校で、障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が、長期的な視点に立って一貫して行われるよう、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成や活用の推進、特別支援教育コーディネーターの研修などを実施しています。また、特別支援教育支援員や児童生徒ヘルパーを配置し、体制の充実を図っています。今後も個々の障がい状況に合わせた支援や指導の充実に向け、教職員の専門性の向上や支援に係る人材育成が必要です。

当事者アンケート調査結果から

- ・障がいがあることにより、特に不安に感じていることは、「子の成長や将来に不安がある」(64.1%)、「子の友達づきあい」(54.4%)、「学校の選択や将来の進路で困っている」(41.5%)となっています。

関係団体ヒアリング結果から

- ・障がいをもった子どもたちが周りの協力を得ながら地域で学び、成長できるように、特別支援学級の拡充を望みます。
- ・登下校時のサポートの充実を望みます。
- ・養護学校の設置や、幼稚園の障がい児枠の拡充を検討してほしいです。

障がいのある子どもの健全な成長と発達を促進するため、乳幼児期から学校卒業まで、各ライフステージに応じた一貫性のある保育・教育を展開していきます。

【主要施策】

(1) 障がい児教育・保育事業の充実

心身に障がいがあり、教育・保育を必要とする幼児について、個々の発達に応じて健常児とともに集団生活を行うことにより、自立と健全な成長・発達を促す「障がい児教育・保育事業」体制の充実を図ります。

(2) 幼稚園における特別支援教育の促進

障がいのある乳幼児を受け入れている幼稚園の運営を支援し、受入れ幼稚園の確保に努めるなど、幼児期からの特別支援教育の促進を図ります。

(3) インクルージョン保育体制の充実

障がいの有無によって分け隔てられないことがないよう、障がいのある児童の個性を尊重しながらインクルージョン保育の充実を図るため、本市の療育機能を最大限活用しながら、教育・保育施設での受入れの円滑化と発達障がいの早期発見・早期対応に向けた取組を実施します。

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、認定こども園、保育所や幼稚園などを訪問して療育を提供するほか、各施設を巡回して発達障がいの早期発見・早期対応に向けた取組を展開することで、教育・保育施設等での障がいのある児童の受入れを促進します。

(4) 個別の教育支援計画の活用

発達に課題のある児童を対象に、乳幼児期には「こどもの発達と支援の記録」ファイルを作成し、その活用について保護者や関係機関への周知を図ります。小中学校においても、保護者同意のもと、乳幼児期の支援ファイルを引き継ぎ、これを「個別の教育支援計画」に位置付けて、児童生徒一人一人のニーズに応じた一貫性のある教育的支援に役立てていきます。

(5) 特別支援教育体制の充実

センター校（北進小中学校）以外の学校の特別支援学級については、児童生徒が地域とのつながりを持ちながら教育を受けられるよう、本市の財政状況を勘案しながら計画的に整備を進めていきます。

各学校で、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が、長期的な視点に立って一貫して行われるよう、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成や活用を推進します。

各学校で、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実が図られるよう教職員の専門性の向上のための研修等を実施します。

小中学校に特別支援教育支援員や児童生徒ヘルパーを配置して、通常学級や特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒の学校生活を支援していきます。特別支援学級では、校内や他校との「交流及び共同学習」を実施し、様々な交流教育を推進します。

通常学級に在籍する言語や発達に軽度の障がいのある児童に対して、通級指導教室での指導を実施します。

特別支援学校の「パートナー・ティーチャー派遣事業」や特別支援教育専門家チームの巡回相談等専門機関を活用し児童生徒への指導の充実を図ります。

(6) 特別支援学校等への就学支援

特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の就学に係る保護者の経済的な負担を軽減し、障がいに配慮した適切な教育を受ける機会の確保を図ります。

特別支援学級に就学する児童生徒の通学支援と安全確保のため、登下校時のスクールバスの運行を継続します。

(7) 学童クラブの充実・拡充

市内 17 か所の学童クラブで受入を行うほか、令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せて新たに学童クラブを整備し、受入体制の充実を図ります。

令和 3 年度から運営の一部を民間事業者に委託し、各種研修を通じた職員の専門性の向上を図るとともに、「こども相談みにくる」の巡回支援の活用や、学校等関係機関との連携を強化します。

(8) 学校卒業後の支援

千歳市障がい者地域自立支援協議会が中心となって公共職業安定所などの関係機関と連携し、就労につなげるための支援の充実を図ります。

高等支援学校などを卒業した後も地域で安心して生活できるように障害福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

北海道千歳高等支援学校において、就学指導や巡回相談、就労支援などについて連携を図ります。

基本目標4「自立と社会参加の促進」

1. 雇用・就労の推進



現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が大きな課題となります。

本市においては、障がいのある人の個々の状態や適性に合わせて、一般就労に向けた就労移行支援、一般就労が困難な障がいのある人については就労継続支援等の就労支援サービスを提供しています。就労継続支援A型・B型については、事業所の増加に伴い、計画した人数や時間に対して大きく増加してきており、就労環境が整えられつつあります。しかしながら、一般就労に向けた就労移行支援については計画値を下回っており、実態把握と改善が必要と考えられます。

障がいのある人のアンケート調査では、一般就労するために必要な支援として、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」、「就労後の本人に対するサポートの充実」が多くなっており、職場環境、就労への相談やサポートなどの課題があることがうかがえます。

企業のアンケート調査では、障がいのある人を雇用するに当たっての課題として、「会社内に適当な仕事があるか」が最も多く、障がいのある人がどのような仕事ができるかわからないという状況にあることがうかがえます。また、障がい者の雇用を促進するために必要な施策としては、「外部の支援機関の助言・援助等の支援」、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」、「職場内での人的支援体制の助成の充実」が求められています。

障がいのある人の雇用の促進のために、労働・福祉・教育等の関係機関がそれぞれの立場から支援の取組を進めていますが、各関係機関がより一層連携・協力をすることで、効果的な支援につなげていく必要があります。

当事者アンケート調査結果から

- ・ 障がいのある人が一般就労するために必要な支援として、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」(40.8%)が最も多く、「仕事探しから就労までの総合的な支援」(37.5%)と続いています。
- ・ 農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」(48.1%)と半数を占めますが、「取り組んでいる」と「取り組んでみたい」を合わせた「取組意向」は23.7%になっております。

関係団体ヒアリング結果から

- ・ 視覚障がいのある人に対する就労・就職の場が少ないです。
- ・ 千歳市で障がい者を採用・または今後採用を予定している企業に対して、障がい者の合理的配慮についての講演を実施してほしいです。

取組の方向

千歳市障がい者就労支援事業により設置している就労推進室「やませみ」と公共職業安定所等関係機関と事業所が連携し、職場開拓、職場訓練、就労中の相談、就労定着支援等障がいのある人の就労支援体制の充実・強化を図ります。

企業の障がい者雇用の受入れを増やすために、障がいの特性や雇用の制度や補助等の情報提供を関係機関と連携して実施していきます。

【主要施策】

(1) 企業等に対する理解の促進

千歳市障がい者地域自立支援協議会はたらく部会において公共職業安定所など関係機関との連携を図り、雇用を促進していきます。

(2) 福祉的就労の支援

障がいのある人が、病状や障がいの特性に配慮して働くことができる就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの提供体制の確保に努めます。

(3) 就労先の拡充と職場定着の促進

就労推進室「やませみ」が中心となって関係機関との連携調整、企業等における障がい者雇用の実態把握及び雇用促進の啓発活動、就労や職場定着に向けた支援などを促進します。

(4) 市職員としての雇用の拡大

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」を遵守するとともに、障がいのある人の雇用の拡大に率先して努めます。

(5) 一般就労の促進

「障がい者就労支援事業」により、公共職業安定所や障害福祉サービス事業者、高等支援学校等との連携を強化し、働く意欲の高い障がいのある人に対して、多様な就労先の開拓・拡充を図るとともに、ジョブコーチ^{*}などによる支援を促進し、障がいのある人の職場定着に努めます。

(6) 訓練・就労体験の支援

市において、北海道千歳高等支援学校からの生徒の職場実習を受入れ、就労体験の機会を設けるとともに、市内企業等への就労に向けた支援を行います。

(7) 資格取得費用の負担軽減

介護職員初任者研修など就労のために必要な資格の取得や、職業能力向上の研修等に要する受講料の一部を助成します。

* ジョブコーチ...障がいのある人が円滑に就労できるよう支援するスタッフのことです。障がいのある人と一緒に職場に入り、職務遂行上の指導や支援、障がいのある人と事業者間との様々な調整を行います。

(8) 障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進

市が定める「障がい者施設等からの物品等の優先調達方針」に基づき、地域生活支援センターや就労継続支援事業所等で製作した物品等の購入や役務の提供について、庁内各部局が優先的に調達していきます。

(9) 関係機関の連携とネットワークの充実・強化

千歳市障がい者地域自立支援協議会を中心に、雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、公共職業安定所や就労推進室「やませみ」、企業、福祉施設、学校などの連携とネットワークの充実・強化を図ります。

(10) 多様な就労機会の確保

就労支援の充実策として、農福連携に関する理解を図り、自立支援協議会等で農業者との情報共有や研修などを実施することによって相互理解を図り、農業と福祉が連携して、就労の確保に努めます。

大学在学中の学生に対して、早期に専門的な就労支援を実施し、その後の就職活動を円滑に進めるため、企業や学校などの関係機関と連携に努めます。

重度障害がいのある方などに対する就労支援策について、検討を進めます。

2. 地域共生の推進



現状と課題

国においては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目標として掲げています。本市においては、ノーマライゼーションの考え方を踏まえて、障がいのある人もない人も、共に地域で学び、生活し、様々な活動を当たり前に行う“共に生きる”社会づくりを目指しています。

地域の団体やボランティア等の活動を支援し、障がいのある人もない人もお互いを知るような相互交流の場づくりとして、ふれあい広場事業やふれ愛デーチャリティーパークゴルフ交流会を実施しています。

アンケート調査では、「地域における共生」がどの程度進んでいるかについては、「わからない」が50.3%、「あまり進んでいない」「進んでいない」の合計が29.1%となっており、「かなり進んでいる」「進んでいる」を合わせた合計は12.2%と低い結果になっています。

このため、「地域における共生」の意義の周知と障がい者の地域との交流機会の創出を進めていく必要があります。

当事者アンケート調査結果から

- ・ 「地域における共生」がどの程度進んでいるかについては、「わからない」(50.3%)、「あまり進んでいない」「進んでいない」(29.1%)、「かなり進んでいる」「進んでいる」(12.2%)という結果になっています。

関係団体ヒアリング結果から

- ・ 絵画教室、スポーツ教室等を増やしてほしい。
- ・ 障がいがある方がイベントに参加しやすい環境の整備（バリアフリー化など）が必要だと思う。

取組の方向

障がいのある人もない人も、共に地域で学び、生活し、様々な活動を当たり前に行う“共に生きる”社会づくりを目指します。

地域での様々な活動を活性化し、障がいについての理解を深めるための相互交流や人材育成を進め、障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動などの多様な活動への参加を促し、障がいのある人の一層の社会参加を促進します。

【主要施策】

(1) 地域生活への移行推進

障がい者の地域での生活への移行推進について行政、各関連団体、保健、医療、福祉等様々な主体の参画により、協議の場を設置し、地域移行を可能とする地域環境づくりを進めていきます。

(2) 相互交流の促進

ふれあい広場事業への支援を継続するなど、障がいのある人とない人がふれあうきっかけづくりに努め、相互理解を促進します。

(3) ボランティアの人材養成

手話通訳、要約筆記、音訳サービス等を行うボランティア人材を養成します。千歳市社会福祉協議会が行っているボランティアセンターの運営及びボランティア活動普及事業を支援し、インフォーマルサービスの担い手としてのボランティアの人材養成を促進します。

(4) 当事者団体への活動支援

障がいのある人の地域の交流等を促進するため、障がい者団体の主体的な活動を支援します。

スポーツやレクリエーションなどの余暇活動に対して、活動の場・機会の提供など支援に努めます。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の支援

当事者団体へのスポーツやレクリエーションの活動の場・機会の提供を継続するとともに、障がいのある人も参加できる事業への参加を促進していきます。障がいのある人も参加できるニュースポーツの普及などを支援していきます。

(6) 文化・芸術活動の支援

障がいのある方に対して文化・芸術活動などの生涯学習への参加を促進していきます。

(7) 外出や移動の支援

一人で移動が困難な障がいのある人に対して、移動支援や同行援護等により外出や移動に必要な支援を行います。

車いすなどを常時必要とする身体に障がいのある人の社会参加を支援するため、専用車両を使用して外出や移動の支援を行います。

当事者団体等が研修やレクリエーションなどを行う際の移動を福祉バスの運行により支援します。

(8) 交通費の負担軽減

バスやタクシー等に利用できる福祉サービス利用券を交付し、外出を促進します。

地域活動支援センターなどに通所する場合、公共交通機関の交通費を助成し、精神障がいのある人の日中活動を促進します。

(9) 免許取得費用等の負担軽減

自動車運転免許の取得に必要な費用を助成し、障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進します。

身体に障がいのある人が就労等で自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。

基本目標5「防災・防犯・感染症対策の推進」

1. 生活環境の整備充実



現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、道路や施設のバリアフリー化や外出や移動の支援を行うとともに、手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化にかかる住宅改修費の一部を助成しております。

アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なことは、道路・交通・建物のバリアフリー化が17施策中5番目と上位に入っています。公共施設等のバリアフリー化は進んでいますが、さらなるバリアフリー化が求められています。

当事者アンケート調査結果から

- ・障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「道路・交通・建物のバリアフリー化」が17施策中5番目に回答割合が高くなっています。

関係団体ヒアリング結果から

- ・低床バスの導入、増車を検討して欲しいです。
- ・千歳市内を散策する際、トイレの数や場所、障がい者用トイレの有無、障がい者割引の使用可否など、一つ一つを確認しないとわからないため、不便です。
- ・障がい者の転倒を防止するため、整備されていないデコボコしている歩道や、点字ブロックが剥がれたまま放置されている歩道を整備していただきたいです。

取組の方向

障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*の視点から居住環境や生活環境をより良くすることで、快適な過ごすことができるまちづくりを目指します。

【主要施策】

(1) 住まいのバリアフリー化の推進

障がいのある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた住宅で住み続けることができるよう、手すり設置や段差解消などバリアフリー化に必要な費用の一部助成を継続していきます。

高齢者や障がいのある人が利用しやすい住宅の普及促進を図るため、バリアフリー化などに関する相談や情報提供に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

障がい者用トイレやオストメイト対応トイレの整備、障がい者用駐車スペースの確保など、障がいのある人が利用しやすい施設整備を推進します。

既存施設の更新時には、障がいのある人に配慮した施設・設備の改修に努めます。

(3) 道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進

JR駅や公共施設、商業施設、高齢者や障がい者などが利用する保健・医療・福祉施設などが集まった地区において、安全で移動しやすい道路環境を維持するため、公園通など歩道のバリアフリー化を推進するとともに、千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想の見直しを行います。

違法な駐車や駐輪、歩道上の不法占拠物や広告物の解消に向けた啓発・指導に努め、視覚障がいのある人や車いす等を利用している人などが、安全に歩道を通行できる環境整備に努めます。

*ユニバーサルデザイン...心身に障がいのある人、高齢者、子ども、健常者の区別なく、誰でも使いやすいように設計(デザイン)された製品や空間のことを表します。

(4) 公園緑地のバリアフリー化の推進

公園出入口等の段差解消や多目的トイレの設置など必要に応じて整備することとし、障がいのある人が快適に利用できる公園緑地づくりを推進します。

2. 防災・防犯・感染症対策の推進



現状と課題

災害時に自ら避難することが困難であり、支援が必要な人の名簿である「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、避難行動要支援者の的確な把握に努めてきました。アンケート調査では、災害時に一人で避難「できない」と答えた人が約4割いることから、関係団体や地域住民との連携による円滑な避難支援体制が課題となります。

事業所アンケートでは、事業所の防犯対策について、「不審者等の防犯について利用者に注意喚起している」(57.5%)、「出入口を施錠している」(45.0%)、「巡回による利用者の安否確認をしている」(22.5%)、となっており、事業所はそれぞれ、何らかの防犯対策を取っていることがわかりました。利用者、家族、事業者、地域住民、警察等が連携して、障がいのある人が犯罪の被害者にならないように防犯対策を講じていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の対策として、各関係施設において、日頃から職員や利用者の体調把握に努めるなど、感染拡大防止策を実施する必要があります。

当事者アンケート調査結果から

- ・災害が発生したとき、一人で避難できるかについて、「できない」40.4%、「わからない」が20.3%となっている。避難所について、「知らない」と回答した人は31.7%となっている。
- ・自宅にいる時に災害が発生した場合の、防災情報の希望する入手方法は「ラジオ・テレビ」(29.4%)に次いで、「直接の声かけ」が27.8%と高い割合となっている。

関係団体ヒアリング結果から

- ・災害時におけるネットワークの構築及び周知をお願いしたいです。
- ・防災無線の活用をもっと活発に行ってほしいです。
- ・防災時の情報発信に文字情報も積極的に取り入れられる工夫がほしいです。

取組の方向

障がい者が地域で安全・安心な環境の中で生活できるように、防災・防犯対策を推進します。特に、防災対策では、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援体制の充実を図ります。

冬期間の除雪作業やひとり暮らし見守り活動等安全・安心につながる支援を継続して実施していきます。

【主要施策】

(1) 防災・減災体制の強化

「避難行動要支援者名簿」を年2回更新し、平常時の見守りや防災訓練の時に名簿情報を活用し、円滑な避難支援体制を図ります。

「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、町内会、民生委員児童委員等との連携を強化し、一人一人の避難行動要支援者を支援するための個別プランを作成するなど、避難行動要支援者の避難の支援体制の充実に努めます。

地域防災計画の推進を図るため、千歳学出前講座などにより積極的な啓発に努めます。

指定避難所に配備している「要配慮者カード」*の周知を図り、避難所における支援体制の充実に努めます。

聴覚障がい（2～4級）、視覚障がい（1～4級）のある人が在宅する世帯に防災行政無線の戸別受信機を配備し、災害時における情報提供手段の多重化に努めます。

*要配慮者カード...避難所生活において要配慮者（障がいのある人など）が周囲の避難者に対して支援して欲しいこと、知っておいて欲しいことを情報発信するカードのことです。

(2) 緊急時における連絡手段の確保

緊急時に連絡することが困難な重度の身体に障がいのある方の住宅に「緊急通報システム」を設置し、消防本部等への連絡手段を確保するとともに、消防の共同運用が令和7年から開始されることに伴い、今後のシステム移行や運用方法について必要な検討を行います。

(3) 避難通路の確保

冬期間において、自宅の玄関前から道路までを除雪し、緊急時の避難通路を確保します。

(4) ひとり暮らし見守り活動の充実

一人世帯で障害福祉サービス等を利用していない人の現況を把握するとともに、障がい福祉制度のしおりを活用したサービス等の利用案内や民生委員児童委員と協力した見守り活動を推進します。

(5) 消費者被害の防止

悪質商法等の被害防止のため、関係機関との連携による啓発や相談体制の充実に努めるとともに、障がいのある人が消費者被害に巻き込まれないための取組を促進します。

(6) 感染症対策の推進

保健所や医療機関等と連携を図り福祉サービス事業所等に感染症対策に関する取組の支援を行います。

第6章 第6期千歳市障がい福祉計画

1. 計画の位置付け

第6期千歳市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

また、第6期千歳市障がい福祉計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

2. 計画策定に当たっての視点

国の基本指針で示されている次の基本的理念を踏まえて、本市の障がい福祉計画を策定します。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市を実施主体とし、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とします。

3. 入所等から地域生活移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人が自立して生活し就労しやすい環境づくりに向け、地域で継続して生活しやすい環境づくりや地域生活移行、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えていきます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい福祉の視点から地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられる体制づくりを目指します。

3．サービスの提供体制の確保の考え方

国における障害福祉計画策定基本指針の改定内容を踏まえ、「施設入所者の地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行」などに関する令和5年度末における目標値を設定した上で、利用者のニーズに応じた障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

1．必要な訪問系サービスの提供

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

2．希望する障がい者等への日中活動系サービスの提供

住み慣れた地域での生活が保障できるよう、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター）の確保に努めます。

3．グループホーム等の充実及び地域生活支援体制の充実

地域の住まいの場としてのグループホームの充実に努めるとともに、千歳市障がい者地域自立支援協議会を活用して、地域ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化し、地域支援体制の充実に努めます。

また、支援の拠点となる地域生活支援拠点等について、その整備に向けた課題整理等に努めます。

4．福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設のみならず、一般就労を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援などのサービス提供体制の確保に努めます。

5．必要な相談支援体制の確保

障がいのある人や障がいのある人を支える人への相談支援体制の充実を目指します。相談支援事業者等は、障がいのある人などが抱える課題を把握し、適切なサービスと関係機関との連携による対応に努めます。

4．計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

5 . 計画の対象

- ・ 身体に障がいのある人
- ・ 知的障がいのある人
- ・ 精神障がい（発達障がいを含む）のある人
- ・ 難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

6 . 計画の内容

- (1) 第 6 期千歳市障がい福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標（活動指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

7 . 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

国の基本指針に基づき、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行等」などに関する令和5年度末における目標を定めます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針等

基本指針では、令和5年度における施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減少させること、また令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを目標としています。

千歳市

本市では、現在の施設入所者がグループホームや自宅などに住まいの場を移しても、令和2年3月末現在で121人の施設入所者がいることやこれまでの施設入所者数の推移を考慮し、令和5年度の入所者数を119人、令和元年度末時点からの入所者減少数2人（1.6%以上の減）を目標として取り組みます。

また、令和元年度末時点の施設入所者のうち、グループホームなど地域生活への移行者数を8人（6%以上）とすることを目標とします。

【施設入所者数及び施設入所から地域生活への移行者数の目標値】

| 項 目 | 数 値 | 考 え 方 |
|------------------|-------|--|
| 基準日時点での施設入所者数… A | 121 人 | 令和元年度末時点の人数 |
| 令和 5 年度入所者数… B | 119 人 | 令和 5 年度末の利用人数 |
| 減少見込数 (A - B) | 2 人 | 1.6%以上減少 【減少見込みの割合 = (A - B) / A × 100】 |
| 施設入所者の地域生活への移行者数 | 8 人 | 令和元年度末施設入所者の 6%以上 |

施設入所者の地域生活への移行に向けた取組

地域生活への移行に必要な不可欠なサービスである短期入所については、今後の需要増に対応するため、事業者へ新規参入の働きかけを行うなど、受入先となる障害福祉サービス事業者の確保に向けて取り組めます。

施設入所者が地域に住まいの場を移した後も、自立と社会参加の実現が可能になるように、市や相談支援事業者等の関係機関が連携して、地域定着の支援体制の充実に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針等

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、北海道障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえて、北海道の成果目標として、退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上としています。また、精神病床における早期退院率を設定しており、入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 86%以上、入院後 1 年時点の退院率を 92%以上と設定しています。このほか、北海道では圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを、継続して目標に定めています。

千歳市

本市では、国の基本指針及び北海道障がい福祉計画との整合を図り、令和 5 年度を目標として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置することとし、その開催回数や参加者数、検証実施について目標を定めます。

【精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|-------------------|---------|------------------------------|
| 協議の場の開催回数 | 1回以上/年 | 専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置 |
| 協議の場の参加者数 | 10人以上/年 | 保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の参加者数 |
| 協議の場における目標設定と検証実施 | 1回/年 | 年1回PDCAサイクルにより評価実施 |

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する取組

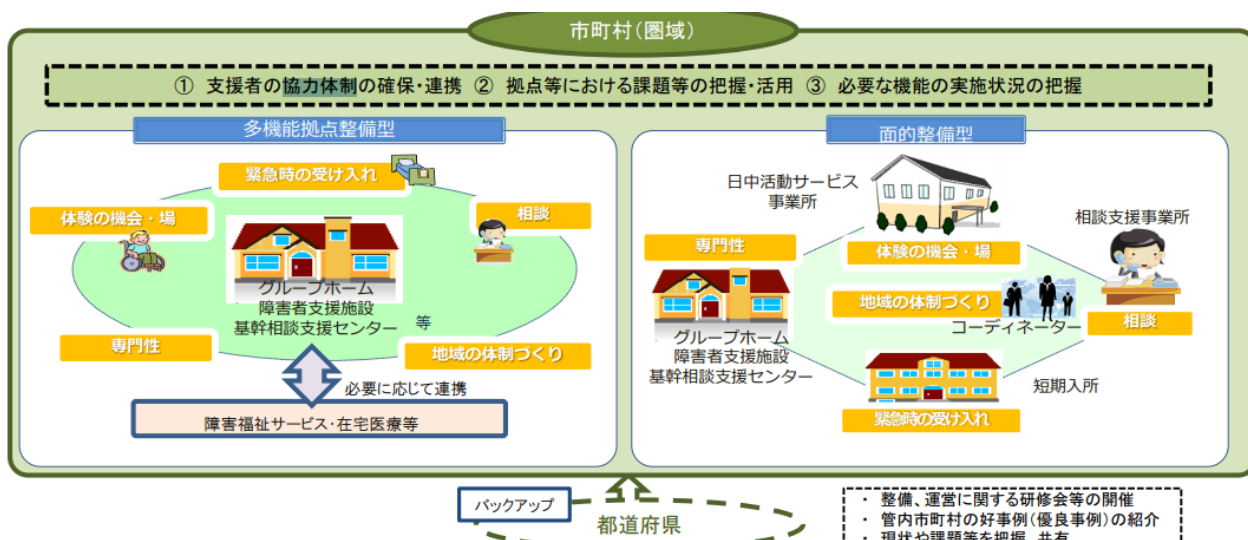
精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場を年1回以上開催し、評価検証を行い、10人以上の参加を目標とします。精神障がいのある方が安心して地域で生活を継続できるよう、保健、医療、福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、継続して検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針等

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供されるよう障がいのある人を地域全体で支える体制を地域生活拠点等とといいます。役割としては、各地域に相談窓口を設置し、障がいのある人等の将来の悩みや緊急時の相談等に対し、各相談窓口が中心になって適切な機関と連携して対応するものです。整備手法としては、地域における複数の機関が連携し、居住支援と地域支援機能の役割を分担する「面的整備型」と、共同生活援助（グループホーム）・障害者支援施設に地域支援機能を付加する併設型、1か所に機能を集約整備する単独型の「多機能拠点整備型」の2つが示されています。国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本としています。北海道障がい福祉計画においては、北海道の広域性を考慮し、21の各障がい保健福祉圏域内に1か所以上の整備を目標としています。

< 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） >



出典：厚生労働省（平成 31 年 3 月地域生活支援拠点等について（パンフレット））

千歳市

地域生活支援拠点等について、国や北海道の動向を注視するとともに、札幌圏域における広域連携を図りながら、千歳市障がい者地域自立支援協議会などで設置に向けた検討を進めます。

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|--------------|---------|--------------------------------|
| 地域生活支援拠点等の設置 | 1 か所 | 障がいのある人の地域生活を支援する、地域生活支援拠点等の設置 |
| 機能検証の実施回数 | 1 回以上/年 | 年 1 回以上運用状況の検証・検討を実施 |

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針等

国の基本指針では、令和 5 年度の一般就労移行者数を令和元年度の一般就労移行者数の 1.27 倍以上に増加させることを目標としており、北海道障がい福祉計画においても同様の目標設定をしています。

千歳市

本市における令和元年度の一般就労移行者数は 20 人です。

第 6 期障がい福祉計画における令和 5 年度の年間一般就労移行者数は、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和元年度における一般就労移行者数の 1.27 倍である 26 人を目標として取り組みます。

【福祉施設から一般就労への移行者数の目標値】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------|-----|--|
| 令和元年度の 一般就労移行者数…C | 20人 | 令和元年度において、福祉施設を退所し一般就労した人数(北海道「一般就労移行状況調査」による) |
| 【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 | 26人 | 令和5年度において、福祉施設から一般就労する人数(C×1.27) |

福祉施設から一般就労に向けた取組

本市の障がい者就労支援事業を実施している就労推進室やませみを中心に公共職業安定所や関係機関との連携体制の充実・強化に努めます。

千歳市内外の企業に働きかけ、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行を促進するよう努めます。

また、障がいのある人の特性等について企業や従業員に理解を深めてもらい、就労につながるよう企業等に働きかけていきます。

就労移行支援事業における利用者数

国の基本指針等

就労移行支援事業による一般就労移行者数については、令和5年度における利用者数を令和元年度末における利用者数から1.30倍以上増加させることを目標としています。また、就労継続支援A型による一般就労移行者数については、1.26倍以上、就労継続支援B型による一般就労移行者数は1.23倍以上増加させることを目標としており、北海道障がい福祉計画においても同様の目標設定をしています。

千歳市

本市では、令和元年度の就労移行支援事業の利用者数は7人、就労継続支援A型の利用者数は121人、就労継続支援B型の利用者数は270人です。第6期障がい福祉計画における令和5年度の利用者数は、国の基本指針及び北海道障がい福祉計画における目標に合わせ、就労移行支援事業利用者については、令和元年の1.30倍となる10人を目標として取り組みます。また、就労継続支援A型については、令和元年の1.26倍以上の153人とし、就労継続支援B型については、令和元年の1.23倍以上の333人を目標とします。

【就労移行支援事業における利用者数の目標値】

| 項 目 | 数 値 | 考 え 方 |
|-----------------------------|------|---|
| 令和元年度末の 就労移行支援事業の利用者数…D | 7人 | 就労移行支援事業が対象 |
| 【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数 | 10人 | 令和5年度末において、就労移行支援事業 を利用する人数を1.30倍増加（ $D \times 1.30$ ） |
| 令和元年度末の 就労継続支援A型の利用者数…E | 121人 | 就労継続支援A型が対象 |
| 【目標値】目標年度の 就労継続支援A型の利用者数 | 153人 | 令和5年度末において、就労移行支援事業 を利用する人数を1.26倍増加（ $E \times 1.26$ ） |
| 令和元年度末の 就労継続支援B型の利用者数…F | 270人 | 就労継続支援B型が対象 |
| 【目標値】目標年度の 就労継続支援B型の利用者数 | 333人 | 令和5年度末において、就労移行支援事業 を利用する人数を1.23倍増加（ $F \times 1.23$ ） |

就労移行支援事業に関する取組

市内及び近隣事業所と連携を図るとともに、就労移行支援事業所をはじめとする就労支援事業所の利用促進を図ります。

就労定着支援

国の基本指針等

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としており、北海道障がい福祉計画においても、同様の目標設定をしています。

千歳市

国の基本指針及び北海道障がい福祉計画における目標に合わせて、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上を目標とします。

【就労定着支援事業の目標値】

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|----------------------------|---------|---|
| 令和5年度末における 就労定着支援事業利用者数 | 7割以上 | 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者 |
| 就労定着率 | 全体の7割以上 | 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 |

就労定着に向けた取組

就労推進室やませみを中心に、仕事を続けられる環境や企業等も安心して雇用できるよう、受入れ時から就労後まで切れ目のない支援や相談体制づくりに努めます。

8 . サービス見込量

(1) 指定障害福祉サービス

訪問系サービス

(a) 居宅介護 (ホームヘルプ)

事業内容

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

見込量の考え方

これまでの利用状況は増加傾向で推移しており、実績や現在の利用者数等を踏まえ、令和3年度以降における利用人数・利用時間は増加するものとして見込みます。

< 居宅介護の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 103 | 104 | 105 |
| 時間/月 | 1,560 | 1,567 | 1,575 |

(b) 重度訪問介護

事業内容

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に、入浴や排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の支援などを総合的に行います。

見込量の考え方

重度訪問介護の対象者は、居宅介護と組み合わせて長時間サービスを要する人で、利用者はほぼ定着しています。今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

< 重度訪問介護の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 5 | 5 | 5 |
| 時間/月 | 646 | 646 | 646 |

(c) 同行援護

事業内容

視覚に障がいがあり移動が困難な人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護などを行います。

見込量の考え方

これまでの実績から、今後も横ばいで推移するものと見込みます。

< 同行援護の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 14 | 14 | 14 |
| 時間/月 | 158 | 158 | 158 |

(d) 行動援護

事業内容

知的又は精神障がいにより、行動が著しく困難で常に介護を必要とする人に、外出時の排せつや食事の介護及び必要な支援を行います。

見込量の考え方

これまでの実績では1か月の利用者数と利用時間数はやや増加傾向にあり、令和3年度以降においても利用人数・利用時間数は緩やかに増加するものとして見込みます。

< 行動援護の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 21 | 22 | 23 |
| 時間/月 | 420 | 440 | 460 |

(e) 重度障害者等包括支援

事業内容

常に介護が必要な重度の障がいのある人で意思疎通に著しく支障のある人に、居宅介護や同行援護、生活介護などの複数のサービスを包括的に行います。

見込量の考え方

これまで利用実績はなく、市内にサービス提供事業者がないものの、本計画期間中に1人の利用があるものとして見込みます。

< 重度障害者等包括支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 時間/月 | 520 | 520 | 520 |

【見込量確保のための方策等】

市のホームページや障がい福祉制度のしおり、相談支援事業所を通じて、障がい福祉制度の周知と事業内容の説明を行うなど、障害福祉サービス等の利用促進に努めます。また、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、障害福祉サービス提供事業者の参入を促進するとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

日中活動系サービス

(a) 生活介護

事業内容

障害者支援施設において常に介護が必要な障がいのある人に、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等生産活動などの機会を提供します。

見込量の考え方

これまでの利用状況は横ばいで推移していますが、現在の利用人数やニーズ等を踏まえ、令和3年度以降は緩やかに増加していくものとして見込みます。

< 生活介護の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 248 | 254 | 260 |
| 人日/月 | 5,110 | 5,230 | 5,360 |

(b) 自立訓練（機能訓練）

事業内容

身体に障がいのある人に対して、自立した生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上等のために、身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

見込量の考え方

これまでの利用状況は横ばいで推移しています。自立訓練（機能訓練）サービスを提供する事業者が市内にないことや近郊市町村においても事業者が限られていることから、令和3年度以降も横ばいで推移するものとして見込みます。

<自立訓練（機能訓練）の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 人日/月 | 23 | 23 | 23 |

(c) 自立訓練（生活訓練）

事業内容

知的又は精神障がいのある人に対し、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等で入浴や食事など自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言などの支援を行います。

見込量の考え方

これまでの実績では利用人数と利用日数は横ばい傾向にありますが、今後は、地域生活への移行も考慮して緩やかに増加していくものとして見込みます。

<自立訓練（生活訓練）の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 10 | 11 | 12 |
| 人日/月 | 180 | 198 | 216 |

(d) 宿泊型自立訓練

事業内容

知的又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力向上のための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

見込量の考え方

これまでの実績では1か月の利用人数と利用日数はほぼ横ばいで推移しています。今後は、地域生活への移行を考慮して緩やかに増加していくものとして見込みます。

< 宿泊型自立訓練の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 11 | 11 | 12 |
| 人日/月 | 319 | 319 | 348 |

(e) 就労移行支援

事業内容

一般就労を希望する人に作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや職場定着のための支援、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練等を行います。

見込量の考え方

令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数の計画目標を10人とし、各年度の数値を見込みます。

< 就労移行支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 8 | 9 | 10 |
| 人日/月 | 145 | 160 | 180 |

(f) 就労継続支援(A型)

事業内容

一般就労に結び付かない人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

これまでの実績と現在の利用者数等を考慮して、令和3年度以降の利用人数と利用日数は増加していくものとして見込みます。

<就労継続支援(A型)の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 125 | 130 | 135 |
| 人日/月 | 2,400 | 2,500 | 2,590 |

(g) 就労継続支援(B型)

事業内容

一般就労が困難な人に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

これまでの実績と現在の利用者数等から、令和3年度以降も利用人数及び利用日数は増加していくものとして見込みます。

<就労継続支援(B型)の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 300 | 320 | 340 |
| 人日/月 | 5,070 | 5,400 | 5,740 |

(h) 就労定着支援

事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人を対象に、相談を通じた生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。

見込量の考え方

一般就労に移行した人が長く職場に定着できるよう、サービスの提供や利用促進に努めることとします。

< 就労定着支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 人/月 | 6 | 8 | 10 |

(i) 療養介護

事業内容

病院等において、食事や入浴等の介護や日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを通じて、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

これまでの実績から、今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

< 療養介護の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 人/月 | 14 | 14 | 14 |

(j) 短期入所【福祉型、医療型】

事業内容

介護を行う人が病気になったときなどに、施設等において短期間、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活の支援を行います。障害者支援施設でサービスの提供を行う「福祉型」と病院等でサービスの提供を行う「医療型」があります。

見込量の考え方

これまでの実績と現在の利用者数を考慮して、短期入所【福祉型】及び短期入所【医療型】は横ばいで推移していくものとして見込みます。

<短期入所【福祉型】(障害者支援施設等)の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 24 | 24 | 24 |
| 人日/月 | 190 | 190 | 190 |

<短期入所【医療型】(病院や診療所等)の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 4 | 4 | 4 |
| 人日/月 | 16 | 16 | 16 |

【見込量確保のための方策等】

千歳市障がい者地域自立支援協議会において、必要な日中活動系のサービスなどの情報及び資料の収集を行い、障がいのある人の様々なニーズに対応した日中活動の場の調査・研究等に努めるとともに、事業者に対し、各種研修会への参加を働きかけ、専門的人材の確保や障害福祉サービスの質の向上に努めます。

障がいのある人の工賃の向上を図るため、市役所各部署に「千歳市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を周知し、就労継続支援事業所などが取り扱う商品等の調達に努めます。

居住系サービス

(a) 共同生活援助（グループホーム）

事業内容

主として夜間に、相談や入浴、排せつ、食事の介護など日常生活支援を行います。

見込量の考え方

これまでの実績から、横ばいで推移していくものとして見込みます。

< 共同生活援助の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 人/月 | 120 | 120 | 120 |

< 精神障害者の共同生活援助の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 人/月 | 28 | 28 | 28 |

(b) 施設入所支援

事業内容

主として夜間に、施設入所者への入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

見込量の考え方

令和5年度末における入所者数削減目標値を推進する方向で見込みます。

< 施設入所支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 人/月 | 121 | 120 | 119 |

(c) 自立生活援助

事業内容

障害者支援施設等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人を対象に、生活能力等を補う観点から定期的な巡回訪問により適切な支援を行います。

見込量の考え方

本計画の期間中に2人の利用があるものとして見込みます。

<自立生活援助の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 人/月 | 2 | 2 | 2 |

<精神障害者の自立生活援助の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 人/月 | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策等】

グループホーム等の新規参入事業者に対する補助等の必要な支援策を検討し、地域生活移行の促進に努めます。また、福祉施設入所者等の地域生活への移行を推進することで、訪問系サービス利用者の増加が予想されることから、ホームヘルパーの育成をサービス提供事業者に働きかけるなど、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 指定相談支援

計画相談支援

事業内容

障害福祉サービスを利用する人にサービス等利用計画を作成するなど、障害福祉サービス事業者との連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

見込量の考え方

これまでの障害福祉サービスの利用人数の推移を考慮し、今後も増加していくものとして見込みます。

< 計画相談支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 実利用者数 (人) | 987 | 1,022 | 1,058 |

【見込量確保のための方策等】

障がいのある人が必要なサービスを受けることができるよう、事業者に対して相談支援事業所に係る周知を行い、サービス提供体制の充実・強化に努めます。

市のホームページや障がい福祉制度のしおり、相談支援事業所を通じて制度の周知を行うなど、障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

地域相談支援

(a) 地域移行支援

事業内容

施設に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保、地域生活への移行に関して相談や援助などを行います。

見込量の考え方

令和5年度末における施設入所等から地域生活への移行者数の目標値を推進する方向で見込みます。

<地域移行支援の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 実利用者数 (人) | 4 | 6 | 8 |

<精神障害者の地域移行支援の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 実利用者数 (人) | 1 | 2 | 3 |

(b) 地域定着支援

事業内容

一人暮らしをしている人などに、常に連絡が可能な体制を確保して、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等の対応や相談などを行います。

見込量の考え方

令和3年度以降の利用人数は、令和5年度末における施設入所から地域生活への移行者数の目標値を考慮し、緩やかに増加していくものとして見込みます。

<地域定着支援の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 実利用者数 (人) | 2 | 3 | 4 |

<精神障害者の地域定着支援の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 実利用者数 (人) | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策等】

施設入所者等には、障害福祉サービス利用の更新等にあわせて、地域生活への移行について意思確認等を行い、必要に応じて地域移行・地域定着支援を促進します。

地域生活への移行を進めるには、施設入所者の意思確認、家族の理解や障がいのある人に応じた支援計画、移行が途中で困難になった時の再入所施設の確保などが必要です。

また、相談支援事業者に対して必要な相談支援専門員等の確保を図るなど、地域移行・地域定着支援体制の充実・強化に努めます。

(3) 地域生活支援事業（必須事業）

理解促進研修・啓発事業

事業内容

市民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（リーフレットの配布等）などを行います。

見込量の考え方

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進するためには、市民が障がいに対する正しい理解と認識を深めることが重要です。このことから継続して事業を実施します。

<理解促進研修・啓発事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

【見込量確保のための方策等】

障がい特性や障がいのある人に対する理解が十分に進んでいないことから、リーフレットの作成など障がい特性や障がいのある人に対する理解促進に努めます。

自発的活動支援事業

事業内容

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

見込量の考え方

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活ができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。

<自発的活動支援事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

【見込量確保のための方策等】

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動など、自発的活動の支援を促進します。

相談支援事業

事業内容

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、事業者等の連絡調整などを総合的に実施します。

見込量の考え方

相談支援事業所については新たな開設が見込めないことから、現状維持する方向で見込みます。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた取組を推進するとともに、相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、専門的な知識を持つ職員を配置するなど、相談支援機能強化事業を引き続き実施していく方向で見込みます。

住宅入居等支援事業は、今後、実施していく方向で見込みます。

<障がい者相談支援事業の見込量>

| 区分 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 相談支援事業 | 実施箇所数 | 2 | 2 | 2 |
| 基幹相談支援センター | 実施の有無 | | | 実施 |
| 相談支援機能強化事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | | | 実施 |

【見込量確保のための方策等】

「千歳市障がい者総合相談センターChip(ちっぴ)」を中心として、関係機関とのネットワーク体制の充実・強化を図ります。

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に努めます。

成年後見制度利用支援事業

事業内容

成年後見制度を利用する場合の申立てに要する費用や後見人等の報酬を捻出することが困難な人に対して費用の助成を行います。

見込量の考え方

これまで成年後見制度における申立ての実績はありませんが、令和3年度以降は、年間1人の利用があるものとして見込みます。

<成年後見制度利用支援事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/年度 | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策等】

成年後見制度利用支援体制の充実・強化を図るとともに、リーフレットや市のホームページなどで制度の周知を図り、利用促進に努めます。

成年後見制度法人後見支援事業

事業内容

成年後見制度の利用を促進する観点から、法人後見を担うための関係者への研修等を行います。

見込量の考え方

市民後見人の養成を含めた成年後見支援実施機関として、成年後見支援センターを設置し、障がいのある人の権利擁護に関する体制の強化を図ります。

<成年後見制度法人後見支援事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

意思疎通支援事業

事業内容

手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚に障がいのある人への意思疎通の確保を図ります。

見込量の考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業のこれまでの派遣実績は年度により増減が見られますが、派遣件数は今後増加していくものとして見込みます。

<意思疎通支援事業の見込量>

| 区分 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|
| 手話・要約筆記者派遣件数 | 件/年度 | 337 | 350 | 362 |
| 手話通訳者設置事業（専従人数） | 人 | 2 | 2 | 2 |

【見込量確保のための方策等】

聴覚障がいのある人の社会参加等を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の養成を図るとともに、講演会やイベントなどに手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、手話通訳者及び要約筆記者が活動できる場の拡大に努めます。

日常生活用具給付事業

事業内容

重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて日常生活用具を給付します。

見込量の考え方

各日常生活用具の年間延べ給付件数については、これまでの給付実績等を踏まえ、排泄管理支援用具の給付は増加していくものとして見込みます。

<日常生活用具給付等事業の見込量>

| 区分 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 件/年度 | 8 | 8 | 8 |
| 自立生活支援用具 | 件/年度 | 25 | 25 | 25 |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年度 | 20 | 20 | 20 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年度 | 15 | 15 | 15 |
| 排泄管理支援用具 | 件/年度 | 1,994 | 2,069 | 2,148 |
| 居宅生活動作補助用具 | 件/年度 | 2 | 2 | 2 |

【見込量確保のための方策等】

日常生活用具の情報収集に努め、利用者に対して手帳交付時に説明を行うなど、適切な給付に努めます。

障がいの特性に応じた日常生活用具の給付種目の拡大や見直しに努めます。

手話奉仕員養成研修事業

事業内容

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得するための養成研修を実施します。

見込量の考え方

これまでの実績等から、今後も横ばいで推移するものと見込みます。

<手話奉仕員養成研修事業の見込量>

| 区分 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成 | 人/年度 | 30 | 30 | 30 |
| 初級 | 人/年度 | 15 | 15 | 15 |
| 中級 | 人/年度 | 15 | 15 | 15 |

手話奉仕員...千歳市手話講座初級課程(全18回) 同中級課程(23回)の修了者数

移動支援事業

事業内容

屋外での移動が困難な障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために外出の支援を行います。

見込量の考え方

これまでの実績では利用者数及び利用時間はほぼ横ばいとなっており、今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

<移動支援事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 人/年度 | 130 | 130 | 130 |
| 時間/年度 | 12,000 | 12,000 | 12,000 |

【見込量確保のための方策等】

相談支援事業などを通じて移動支援サービス提供事業者の情報や制度内容の周知に努めます。

地域活動支援センター事業

事業内容

社会との交流を促進することなどを目的に設置している地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の場を提供します。

見込量の考え方

これまでの実績では年間利用者数は横ばいで推移しています。今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

<地域活動支援センター事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 箇所数 | 2 | 2 | 2 |
| 人/年度 | 150 | 150 | 150 |

【見込量確保のための方策等】

社会との交流を促進し、自立した生活を支援する地域活動支援センターの運営の安定を図るため、運営費を補助します。

(4) 地域生活支援事業（その他の事業）

日常生活支援

(a) 訪問入浴サービス事業

事業内容

身体に障がいのある人の生活を支援するため、簡易浴槽を提供し、訪問により入浴の介助を行います。

見込量の考え方

訪問入浴サービス事業の利用人数は、病気やけが等により一時的な利用があることを考慮して、増加していくものとして見込みます。

< 訪問入浴サービス事業の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/年度 | 8 | 9 | 9 |

(b) 日中一時支援事業

事業内容

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。

見込量の考え方

事業者数は横ばいで推移していくものとして見込みます。

利用人数は障がいのある人や障がいのある子どもの増加や介護者の休息等による利用を考慮して、今後、緩やかに増加していくものとして見込みます。

< 日中一時支援事業の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 箇所数 | 25 | 25 | 25 |
| 人/年度 | 120 | 125 | 130 |

【見込量確保のための方策等】

訪問入浴サービス事業では、今後も利用者の保健衛生の向上と介助者の負担軽減を図られるよう、事業の継続実施に努めます。

日中一時支援事業では、手帳交付時に制度の周知と事業内容の説明を行うなどサービス利用の促進に努めます。

社会参加促進事業

(a) 点字・声の広報等発行事業

事業内容

視覚障がいのある人のために、点訳・音訳の方法により、市の各種広報紙等を発行し、障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を提供します。

見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用人数は緩やかに増加するものとして見込みます。

< 点字・声の広報等発行事業の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 人/年度 | 610 | 620 | 630 |

(b) 奉仕員養成研修事業

事業内容

視覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人との交流活動を促進し、さらに市の広報活動などを支援する者として、要約・点訳・音訳奉仕員を養成します。

見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、ほぼ横ばいで推移するものとして見込みます。

< 奉仕員養成研修事業の見込量 >

| 区分 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|
| 要約奉仕員養成* | 人/年度 | 7 | 7 | 7 |
| 点訳奉仕員養成* | 人/年度 | 5 | — | 5 |
| 音訳奉仕員養成* | 人/年度 | — | 8 | — |

*要約奉仕員養成...要約筆記奉仕員養成講習会(全8回)の修了者数。

*点訳奉仕員養成...点訳ボランティア養成講習会(全20回)の修了者数。【隔年度実施】

*音訳奉仕員養成...音訳ボランティア養成講習会(全20回)の修了者数。

(c) 自動車運転免許取得費助成事業

事業内容

障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するため、自動車運転免許証の取得に必要な費用の一部を助成します。

見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、横ばいで推移するものと見込みます。

<自動車運転免許取得費助成事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/年度 | 5 | 5 | 5 |

(d) 自動車改造費助成事業

事業内容

身体に障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、横ばいで推移するものと見込みます。

<自動車改造費助成事業の見込量>

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/年度 | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策等】

点字・声の広報事業では、点字版及び音声テープ版等の各種広報紙を発行するなど、情報格差が生じないように継続して取組を実施するとともに、点訳・音訳奉仕員研修を行い、人材の養成に努めます。

自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業について、障がい福祉制度のしおりや市のホームページなどで周知を行い、制度の利用促進に努めます。

(5) 地域生活を支援する市独自事業の見込量

| 事業名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|------------|-------|-------|-------|
| 紙おむつ支給事業 | 件/年度 | 170 | 175 | 180 |
| 住宅改修資金助成事業 | 件/年度 | 5 | 5 | 5 |
| 訪問給食サービス事業 | 食/年度 | 2,700 | 2,700 | 2,700 |
| 除雪サービス事業 | 世帯数 /年度 | 30 | 35 | 40 |
| 移送介助サービス事業 | 件/年度 | 145 | 150 | 155 |
| 緊急通報システム整備事業 | 世帯数 /年度 | 10 | 10 | 10 |
| 自立支援教育訓練助成事業 | 人/年度 | 1 | 1 | 1 |
| 福祉サービス利用券助成事業 | 人/年度 | 3,590 | 3,620 | 3,650 |
| 精神障害者通所交通費助成事業 | 件/年度 | 230 | 235 | 240 |

第7章 第2期千歳市障がい児福祉計画



1．計画の位置付け

「第2期千歳市障がい児福祉計画」は、改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）に規定する「市町村障害児福祉計画」として、国が定める基本指針に基づき、「障がいのある児童の健やかな育成のための療育支援」に向けたサービス提供体制の計画的な構築及び児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、ライフステージに応じた切れ目のない支援や保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などの取組を定めるものです。

また、この計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害児通所支援及び障害児相談支援事業に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

2．計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3．計画の対象

18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童及び療育支援が必要な児童

4．計画の内容

- (1) 障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの各年度における指定通所支援又は指定相談支援のサービス提供種類ごとの必要な利用見込量とその利用見込量を確保するための方策を定めます。

5 . 障がい児支援等の提供体制に係る目標

国が示す基本指針のうち、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」や「保育所・認定こども園・学童クラブにおける障がい児の受入れ」に関する目標を設定して取り組みます。

なお、国が示す基本指針のうち、「児童発達支援センターの設置」(令和2年4月設置)、「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」(平成24年提供開始)、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」(平成31年3月設置及び配置)については、すでに数値目標を第1期障害児福祉計画期間内にて達成していることから、新たな数値目標は設定せずに、それぞれの機能の質的向上を目指すこととします。

(1) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の基本指針

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。

千歳市

児童発達支援センターと1か所の民間事業所が保育所等訪問事業を行う事業所として指定を受けています。実績として、平成30年度末の契約実数が25人、令和元年度末の契約実数が28人とやや増加傾向にあります。

集団の中での課題を有する児童が増えており、母子家庭や共働き家庭が増えていることから潜在的なニーズがあると考えられ、ニーズの掘り起こしと集団生活の適応を促す支援の質の向上に努めます。

【保育所等訪問支援の目標値】

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 24 | 24 | 24 |
| 人日/月 | 48 | 48 | 48 |

(2) 保育所・認定こども園・学童クラブにおける障がい児の受入れ

国の基本指針

各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入体制の整備を行うことを基本としています。

千歳市

本市において、保育所や学童クラブ等における障がい児の受入れの歴史は長く、多くの子どもたちが障がいの有無にかかわらずともに育ち合う経験を積み重ねています。

令和3年度からは、保育所や学童クラブ等の受入れ対象施設を増やし、障がい児の保育ニーズを踏まえた受入れ体制の充実に努めます。

【定量的な目標の設定】

| 種 別 | 利用ニーズを踏まえた 必要な見込量（人） | 定量的な目標（見込み）（人） | | |
|------------|-------------------------|----------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 保育所・認定こども園 | 61 | 61 | 61 | 61 |
| 学童クラブ | 28 | 28 | 28 | 28 |

* 保育所・認定こども園の見込量は、障がいの程度に応じた（障がい児3人につき、保育士を1人配置）受入れ人数です。

6. サービス見込量

(1) 障害児支援サービス

障害児通所支援

(a) 児童発達支援

事業内容

療育支援が必要な就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

見込量の考え方

利用ニーズはあるものの、就学前児童数が減少傾向にあることから、利用児童数は、過去、数年150人前後で推移しており、今後も利用児童数および利用件数は横ばいで推移すると見込みます。

< 児童発達支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 150 | 150 | 150 |
| 人日/月 | 900 | 900 | 900 |

(b) 放課後等デイサービス

事業内容

通学中の障がいのある児童や生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練を行います。

見込量の考え方

市内の小中学校に設置している特別支援学級数の増加等に伴い、放課後等デイサービスの利用者数は増加していくものと見込みます。

< 放課後等デイサービスの見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 200 | 215 | 230 |
| 人日/月 | 2,000 | 2,150 | 2,300 |

(c) 保育所等訪問支援

事業内容

療育支援の必要な児童が通う幼稚園や保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

見込量の考え方

過去の実績から、伸びはないため、横ばいで推移すると見込みます。

< 保育所等訪問支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 24 | 24 | 24 |
| 人日/月 | 48 | 48 | 48 |

【見込量確保のための方策等】

障がいのある子どもが必要な支援を受けることができるよう、児童発達支援センターと民間事業所などの関係機関との連携を深め、保育所や幼稚園等への訪問療育支援を充実することにより、療育の質の向上に努めます。

(d) 居宅訪問型児童発達支援

事業内容

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して療育支援を行います。

見込量の考え方

児童発達支援センターにおいて把握している重度障害児の実態から、少数で推移すると見込みます。

< 居宅訪問型発達支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 人日/月 | 5 | 5 | 5 |

【見込量確保のための方策等】

人工呼吸器等の医療的ケアが必要で感染症にかかりやすく重篤化するおそれがある児童について、児童発達支援センターで家庭訪問による療育支援を行っています。

障害児相談支援

事業内容

障害児通所支援の利用に当たって必要な障がい児支援利用計画を作成します。
また、定期的に障害児通所支援の利用状況を検証します。

見込量の考え方

過去の実績と現在の利用者数を踏まえ、緩やかに増加していくものと見込みます。

< 障害児相談支援の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 実利用者数（人） | 175 | 180 | 185 |

【見込量確保のための方策等】

障がいのある児童や生徒等が地域の中で自立した生活を送り、必要な支援を受けられるよう、サービス等利用計画等の作成に向けた体制の充実・強化に努めます。

巡回支援専門員事業

事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、子どもや保護者が利用する認定子ども園等を巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

見込量の考え方

障がいの早期発見・早期対応をするため、今後も必要な事業として実施していくものと見込みます。

< 巡回支援専門員事業の見込量 >

| 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| か所数 | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策等】

巡回支援専門員が認定子ども園等を巡回し、施設内で早い段階から支援を行うための体制の充実に努めます。

医療的ケア児支援事業

事業内容

千歳市医療的ケア児支援協議会に配置しているコーディネーターが中心となって、医療的ケアを必要とする児童が地域で安心して暮らすための支援を総合的に調整するとともに、地域課題の共有や学習の機会の提供等を行います。

見込量の考え方

より質の高い事業実施の安定化を図るため、コーディネーターの増員を見込みます。

<コーディネーターの配置人数の見込量>

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 配置人数 | 1 | 2 | 2 |

【見込量確保のための方策等】

地域に居住する医療的ケア児と保護者が安心してサービスを受けることができるよう、コーディネーターの資格取得を促進します。

第 8 章 計画の実施体制と進行管理

1 . 計画の実施体制

千歳市障がい者計画及び第 6 期千歳市障がい福祉計画並びに第 2 期千歳市障がい児福祉計画の 3 計画については、一体的に推進するものとし、保健福祉部障がい者支援課が中心となり、庁内関係部局、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、千歳市障がい者地域自立支援協議会を定期的を開催し、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等関係機関などの多様な主体のネットワーク化を図り、保健・医療、療育・保育・教育、雇用・就労などの様々な分野が連携しながら、計画の推進体制を確保します。

2 . 計画の進行管理

千歳市障がい者計画に掲げた各施策の取組実績、第 6 期千歳市障がい福祉計画に掲げた目標及び障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績並びに第 2 期千歳市障がい児福祉計画に掲げた障害児支援の提供体制の確保に係る目標等について、調査分析を行い、その結果を千歳市障がい者地域自立支援協議会に報告し、計画の推進方法について意見を求めるとともに、進捗状況の点検や評価を受けることとします。

また、進行管理においては P D C A サイクルを取り入れ、毎年度、各種施策の実施状況や設定した目標値、見込量の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

PDCA サイクルによる評価・検証

「PDCA サイクル」とは、様々な分野における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

図表 52 PDCA サイクルのイメージ

